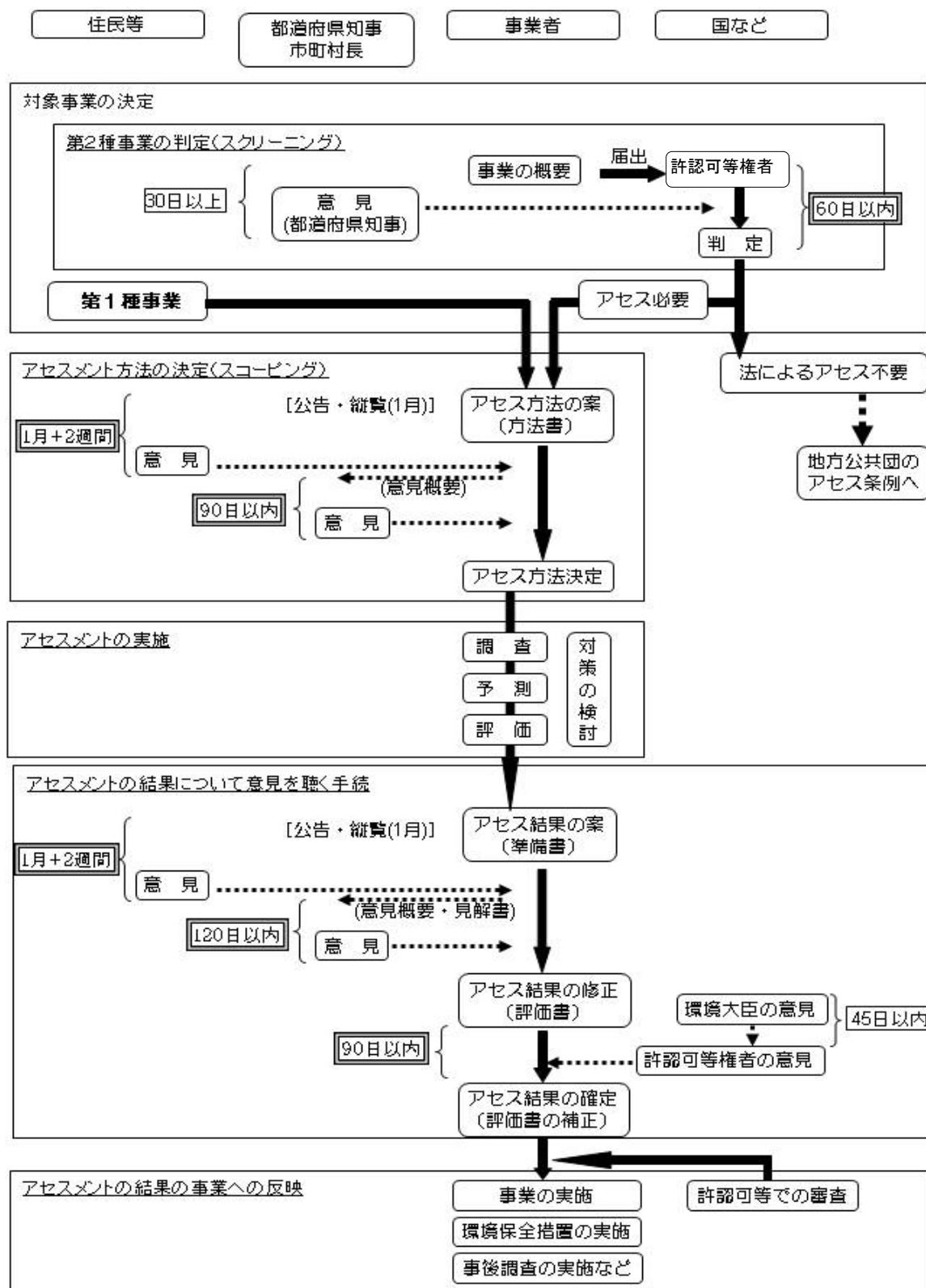


環境影響評価制度総合研究会報告書（資料編）

目次

- 資料1 環境影響評価法の手続と流れ
- 資料2 地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況及び制度概要
- 資料3 主要諸国における環境影響評価制度名及び制定年
- 資料4 主要諸国における環境影響評価制度の概要
- 資料5 平成17年の基本的事項見直しの概要
- 資料6 国の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移
- 資料7 公共事業関係費の推移
- 資料8 地方の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移
- 資料9 環境影響評価法対象事業の事業種及び規模要件
- 資料10 環境影響評価条例の対象事業及び規模要件
- 資料11 他法令の申請・届出において環境影響評価に類似の手続を行っている事例
- 資料12 主要諸国の環境影響評価制度の対象事業
- 資料13 条例スクリーニング手続実績
- 資料14 主要諸国におけるスクリーニング制度の概要
- 資料15 環境影響評価法の対象項目
- 資料16 環境影響評価法対象事業における方法書段階での知事意見の内容
- 資料17 方法書手続後の項目の追加・削除の状況
- 資料18 環境影響評価法に基づく方法書手続の実態
- 資料19 環境影響評価条例において予測・評価の対象とされている環境要素
- 資料20 環境影響評価法対象事業における準備書段階での知事意見の内容
- 資料21 環境影響評価法対象事業における評価書段階での環境大臣意見の提出状況
- 資料22 準備書から補正評価書に至る過程での変更点
- 資料23 環境影響評価条例に基づく事後調査についての地方公共団体アンケート
- 資料24 環境影響評価において複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術の検討を行っている事例
- 資料25 環境影響評価法対象事業における住民等意見の提出状況
- 資料26 環境影響評価情報支援ネットワークの掲載内容
- 資料27 地方公共団体における環境影響評価手続電子化の実施状況
- 資料28 E U構成国でのS E A指令の導入及び執行状況
- 資料29 諸外国におけるティアリングの法的根拠
- 資料30 風力発電施設に係る環境影響評価の実施状況
- 資料31 政令指定都市の取り扱いについての地方公共団体アンケート
- 資料32 環境影響評価制度総合研究会検討員名簿
- 資料33 環境影響評価制度総合研究会審議経過
- 資料34 環境影響評価制度総合研究会ヒアリング実施先
- 資料35 環境影響評価制度総合研究会報告書（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

資料1 環境影響評価法の手続の流れ



資料2 地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況及び制度概要

平成19年12月末現在

地方公共団体名	名称	公布年月日	施行年月日	簡易手続	地域要件	複合影響取り扱い		スクリーニング	事業概要等の公表	スコープ・ビング	方法書説明会	項目等選定結果の報告	準備書説明会	隣接地方公共団体等協議	同等市町村条例に関する適用除外	公聴会	審査会	インターネットによる図書の公開	事後調査	特例				
						面開発複合事業	その他複合事業																	
北海道	北海道環境影響評価条例	H 10.10.26	H 11. 6.12	—	○ ^{注1}	○	—	○	—	○	—	—	—	○	—	○	◎	◎	—	◇	○	—		
青森県	青森県環境影響評価条例	H 11.12.24	H 12. 6.23	—	○	○ ^{注2}	—	○	—	○	—	—	—	○	—	—	◎	◎	—	◎	○	—		
岩手県	岩手県環境影響評価条例	H 10. 7.15	H 11. 6.12	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◇	○	—		
宮城県	宮城県環境影響評価条例	H 10. 3.26	H 11. 6.12	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◇	—	—		
秋田県	秋田県環境影響評価条例	H 12. 7.21	H 13. 1.4	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
山形県	山形県環境影響評価条例	H 11. 7.23	H 12. 4.1	—	○	○	—	—	—	○	—	◇	◇	○	○	○	○	○	—	◇	○	—		
福島県	福島県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
茨城県	茨城県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
栃木県	栃木県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
群馬県	群馬県環境影響評価条例	H 11. 3.15	H 11. 6.12	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
埼玉県	埼玉県環境影響評価条例	H 10.12.25	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
千葉県	千葉県環境影響評価条例	H 10. 6.19	H 11. 6.12	—	○	○	○	○	△ ^{注3}	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	○	
東京都	東京都環境影響評価条例	H 14. 7.3	H 15. 1.1	—	○	—	—	—	—	○	—	—	◆	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
神奈川県	神奈川県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
新潟県	新潟県環境影響評価条例	H 11.10.22	H 12. 4.22	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
富山県	富山県環境影響評価条例	H 11. 6.28	H 11.12.27	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H 16. 3.23	H 16. 4.1	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
福井県	福井県環境影響評価条例	H 11. 3.16	H 11. 6.12	—	—	—	△	○	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
山梨県	山梨県環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12	—	—	—	—	○	—	○	—	◎ ^{注4}	—	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
長野県	長野県環境影響評価条例	H 10. 3.30	H 11. 6.12	—	○	○	—	○	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	○	—	◆	○	—		
岐阜県	岐阜県環境影響評価条例	H 11. 3.16	H 11. 6.12	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	○	—	◎	○	—		
静岡県	静岡県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	—	○	○	—	○	—	○	—	—	—	◆	○	○	○	○	—	◎	○	—		
愛知県	愛知県環境影響評価条例	H 10.12.18	H 11. 6.12	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
三重県	三重県環境影響評価条例	H 10.12.24	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	◆	—	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
滋賀県	滋賀県環境影響評価条例	H 10.12.24	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	○	—	◎	○	—		
京都府	京都府環境影響評価条例	H 10.10.16	H 11. 6.12	—	○	○	—	○	—	○	—	◆	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
大阪府	大阪府環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12	—	—	○	△ ^{注5}	—	—	○	—	◆	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—		
兵庫県	環境影響評価に関する条例	H 9. 3.27	H 10. 1.12	—	○	○	—	—	—	○	—	◆	—	○	○	○	○	○	—	◆	○	—		
奈良県	奈良県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11.12.21	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	—	◎	—	○	—	
和歌山県	和歌山県環境影響評価条例	H 12. 3.27	H 12. 7.1	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	—	—	○	—		
鳥取県	鳥取県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	◎	—	○	—	
島根県	島根県環境影響評価条例	H 11.10. 1	H 12. 4.1	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	◎	—	◇	○	—
岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	—	—	○	—	—	—	○	—	◆	—	○	○	○	○	○	—	◎	—	○	—	
広島県	広島県環境影響評価に関する条例	H 10.10. 6	H 11. 6.12	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	◎	—	○	—	

平成 19 年 12 月末現在

地方公共 団体名	名 称	公 布 年月日	施 行 年月日	簡 易 手 續	地 域 要 件	複合影響 取り扱い		スクリーニング	事業概要等の公表	スコープ・ビング	方法書説明会	方法書住民等意見への見解	項目等選定結果の報告	準備書説明会	隣接地方公共団体等協議	同等市町村条例に関する適用除外	公聴会	審査会	インターネットによる図書の公開	事後調査	特 例		
						面 開 発 複 合 事 業	そ の 他 複 合 事 業														都 市 計 画	港 湾 計 画	
山口県	山口県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	◎	—	◎	○	○	
徳島県	徳島県環境影響評価条例	H 12. 3.28	H 13. 3.27	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	—	
香川県	香川県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	◎	◎	—	◇	○	—	
愛媛県	愛媛県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◇	○	—	
高知県	高知県環境影響評価条例	H 11. 3.26	H 11.10. 1	—	○	○	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	○	○	
福岡県	福岡県環境影響評価条例	H 10.12.24	H 11.12.23	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	◎	—	◇	○	○	
佐賀県	佐賀県環境影響評価条例	H 11. 7. 5	H 12. 8. 1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	◎	—	◎	○	○	
長崎県	長崎県環境影響評価条例	H 11.10.19	H 12. 4.18	—	—	○	—	—	—	○	—	◇	—	○	○	○	○	○	—	◎	—	○	○
熊本県	熊本県環境影響評価条例	H 12. 6.21	H 13. 4. 1	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	—	○	○
大分県	大分県環境影響評価条例	H 11. 3.16	H 11. 9.15	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—	◎	—	◇	○
宮崎県	宮崎県環境影響評価条例	H 12. 3.29	H 12.10. 1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◎	—	○	○
鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例	H 12. 3.28	H 12.10. 1	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	◇	○	—	
沖縄県	沖縄県環境影響評価条例	H 12.12.27	H 13.11. 1	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	—	—	◎	—	○	○
札幌市	札幌市環境影響評価条例	H 11.12.14	H 12.10. 1	—	○	○	—	○	—	○	—	◇	—	○	○	—	○	○	—	◎	—	◇	○
仙台市	仙台市環境影響評価条例	H 10.12.16	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—	◎	—	◎	○
さいたま市	さいたま市環境影響評価 条例	H 15. 3.14	H 17. 4. 1	—	○	△	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—	◎	○	—	○	—
千葉市	千葉市環境影響評価条例	H 10. 9.24	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	○	—	◇	○	—	○
横浜市	横浜市環境影響評価条例	H 10.10. 5	H 11. 6.12	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	—	○	—	○	○
川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	H 11.12.24	H 12.12. 1	—	○	△	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	◎	○	—	—
名古屋市	名古屋市環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—	◎	○	—	
京都市	京都市環境影響評価等に関する条例	H 10.12.21	H 11. 6.12	—	○	—	—	—	—	○	—	◇	—	○	○	—	○	○	—	◎	○	—	
大阪市	大阪市環境影響評価条例	H 10. 4. 1	H 11. 6.12	—	—	—	△ ^{注5}	—	—	○	—	◇ ^{注4}	—	○	○	—	—	○	—	—	◇	○	—
堺 市	堺市環境影響評価条例	H 18.12.22	H 20. 4. 1 予定	○	○	○	△	—	○	○	—	◇	—	○	○	—	—	○	—	◇	○	—	
神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例	H 9.10. 1	H 10. 1.12	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	—	◎	○	—	
広島市	広島市環境影響評価条例	H 11. 3.31	H 11. 6.12	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	◎	○	—	
北九州市	北九州市環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	—	—	○	○	
福岡市	福岡市環境影響評価条例	H 10. 3.30	H 12. 3.29	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	—	

〔凡例〕 ○：規定有り。 —：規定無し。 △：「指導できる」など条件付規定有。

(方法書住民等意見への見解、項目等選定結果の報告、公聴会、審査会、事後調査)

◎：規定が有り法対象事業にも適用。 ◇：規定は有るが法対象事業には不適用。

◆：条例対象事業については義務付け。法対象事業については条件付規定有。

注 1) 経過措置として地域要件有。

注 2) レクリエーション施設等の複合事業を対象。

注 3) 関連事業についてのみ、スクリーニング手続規定有。

注 4) 「見解を求めることができる」規定。

注 5) 関連事業の複合影響について技術指針で規定。

注 6) 「見解を述べることができる」規定。

注 7) 北海道、埼玉県、神奈川県、岐阜県の公布・施行年月日は、法制定を受けて改正された条例の公布・施行年月日を示す。また、東京都は法制定を受けた条例改正の後に計画段階アセス手続を追加する改正が行われたため、同改正条例の公布・施行年月日を示す。

資料3 主要諸国における環境影響評価制度名及び制定年

主法令 制定年	国名	制度名 (* 主法令)
1969	アメリカ	* 国家環境政策法
1976	フランス	* 自然保護法
1977	韓国	* 環境保全法
1985	EC	* EC 指令 (85/337/EEC)
1986	オランダ	* 環境管理法
1988	イギリス	* 都市・農村計画（環境影響評価）規則
1988	イタリア	環境省設置法 * 環境適合性認可規則
1990	ドイツ	* 環境影響評価法
1992	カナダ	* カナダ環境影響評価法
1997	日本	* 環境影響評価法
2003	中国	* 中華人民共和国環境影響評価法

資料4 主要諸国における環境影響評価制度の概要

(1) 概要

(1/7)

	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス
根拠法令 (制定年)	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法（1997） 	<ul style="list-style-type: none"> 国家環境政策法（NEPA）（1969） 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ環境影響評価法（1992） 	<ul style="list-style-type: none"> EC 指令（85/337/EEC）（1985） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市・農村計画（環境影響評価）規則（1988）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの事業のうち、規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれがある事業であって、以下の条件に該当する事業。 <ul style="list-style-type: none"> 一国の許認可が必要な事業 一国の補助金が交付される事業 独立行政法人が行う事業 一国が行う事業 <p>具体的には、以下が挙げられている。</p> <p>道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成事業の13事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府機関の行為（連邦政府機関によって資金の供与、実施、承認等されたプロジェクト等）で、省庁毎に作成された類型除外リストに該当しないものが環境影響評価の対象となる。類型除外リストに該当する場合は環境影響評価が必要となる（詳細な環境影響評価（EIS）も、EIS の必要の有無を判断する簡易アセスメント（EA）も、ともに不要）。 類型除外リストのほかに、通常直接 EIS を作成する事業や、通常 EA のみを作成する事業がリスト化されている省庁もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府が関与する、建造物に関する事業及び建造物に関係しない物理的行為で対象リスト規則に掲げられているものが環境影響評価の対象となる。なお、除外リスト規則に掲げられている事業は環境影響評価が免除される。 環境影響評価の対象と判断された事業のうち、包括的調査リスト規則に規定される事業については包括的調査（詳細な環境影響評価）を行い、それ以外の事業はスクリーニング式環境影響評価（簡易アセスメント）の対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする22事業と、加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とするかどうかを決定するその他の13事業が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする20事業と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定するその他の13事業が規定されている。
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき評価項目と予測及び評価の手法を設定する。 なお、項目の設定に当たっては、環境省から提示された参考項目を勘案の上、地域特性を考慮して設定する。 また、予測、評価手法は工事中及び供用時それぞれの環境負荷を把握するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 なお、評価項目のガイドラインが示されている事業種もある（例：陸上風力発電のスクリーニング式環境影響評価のためのガイドライン） 	<p>環境影響評価書の対象となる環境要素として以下の要素が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人間及び動植物相 土壤、水、空気、気候、景観 有形資産及び文化遺産 以上の項目の諸要素間の相互作用 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事業ごとに評価項目が決められる。 なお、副首相府「環境影響評価：手続きガイド」に、環境影響評価の中で考慮されるべき評価項目のチェックリストが示されており、次の項目が掲げられている（必ずしも全ての項目が全事業に適用されるわけではない）。 <ul style="list-style-type: none"> 人、建築物及び人工物への影響 植物、動物、地質への影響 土地への影響 水への影響 大気及び気候への影響 その事業に関連するその他の直接的及び間接的影響
実施主体	事業実施主体	主導連邦政府機関	主務省庁	事業者	事業者

手続きのフロー	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス
	<ul style="list-style-type: none"> 第一種事業はアセスを行うが、第二種事業については、規模等に応じて許認可権者がアセスの必要性を判断する。 その後アセスメント方法のスコーピングを実施し、項目、評価手法を決定する。スコーピング実施の際は、地域住民や地方公共団体の意見を聴く。 事業者はスコーピングで定めた方法に従い、調査・予測・評価を行う。併せて環境保全措置を検討しその効果を評価する。 調査・予測・評価の結果を準備書としてまとめ、都道府県知事、市町村長の意見を行く。併せて公衆（環境保全の見地から意見のある人は誰でも可）から意見を受け付ける。 準備書に対する意見を踏まえ、修正を行い評価書をまとめ。評価書は許認可権者と環境大臣に送付する。許認可権者は環境大臣の意見を踏まえ、事業者に意見を述べる。 事業者は意見を踏まえ、必要に応じて修正を行い、評価書を確定させ、その旨公告する。 	<p>〔簡易アセスで完了する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常直接 EIS を作成するリストに該当しない場合は、まず EA を行い、EIS 作成の必要性を判断する。 重大な影響が無い場合は EIS が作成されないことを簡潔に述べた書類 (FONS) が公表される。 <p>〔EIS を作成する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大な影響がある場合は、EIS を作成するプロセスに入る。まず、その旨を記した計画通知 (NOI) が官報に掲載される。 スコーピングでは課題の範囲の決定、重要な課題の特定を行う。 スコーピングに基づき、主導連邦政府機関はドラフト EIS (DEIS) を作成する。DEIS について、専門機関、公衆の意見を聴取する。 主導連邦政府機関は、DEIS に対する意見に基づき修正を行い、最終 EIS (FEIS) を完成する。FEIS を縦覧し、行為を実施するかどうかの意思決定を行い記録を行う。 意思決定後のモニタリングを行う（任意）。 <p>〔スクリーニング式環境影響評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意のスコーピングを行い、評価項目を策定する。 主務省庁はアセスメント庁に対応するクラス・スクリーニング式環境影響評価書の有無を照会する。 対応する評価書があれば、そこに考慮されていない項目を調査、評価する。評価書が無い場合は、スコーピングに基づき調査、評価を行う。 主務省庁は評価書を審査し、意思決定を行う。 <p>〔包括的調査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの事業説明書が主務省庁による懸念事項の収集、公衆意見の聴取を行い、主務省庁はスコーピング報告書を作成する。 事業者は事業による環境影響について調査評価を行い、報告書案をまとめ、主務省庁に提出する。 主務省庁は、アセスメント庁に事前審査を要請するとともに審査を行う。その後、アセスメント庁と環境大臣に提出する。 アセスメント庁は公衆意見を含め審査を行い結果を環境大臣に提出する。環境大臣はこれに基づき意思決定の文書を主務大臣に提出する。 <p>〔調停と審査委員会による審査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停か審査委員会は環境大臣が決定する。 環境大臣は調停又は審査委員会に付託する要項を策定する。 環境大臣は主務省庁と協議し調停者または審査委員会を任命する。 調停又は審査委員会により公開審査が行われる。 調停報告書または審査委員会報告書を主務省庁と環境大臣に提出する。 報告内容を考慮し、主務省庁は連邦政府の支援を行うかどうかの意思決定を行う。 主務省庁は、公衆への告知、事後調査の実施の決定、適切な緩和措置の実施の保証を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から事業説明書の提出を受けた主務省庁が、環境影響評価の形式（スクリーニング式環境影響評価／包括的調査）を判断する。 なお、重大な環境影響が懸念される場合や事業に対する公衆の関心から判断して詳細な調査が必要であると考えられる場合に、環境大臣により任命された調停者または審査委員会による独立型環境影響評価（調停または審査委員会による審査）が行われる場合もある。 <p>〔スクリーニング式環境影響評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意のスコーピングを行い、評価項目を策定する。 主務省庁はアセスメント庁に対応するクラス・スクリーニング式環境影響評価書の有無を照会する。 対応する評価書があれば、そこに考慮されていない項目を調査、評価する。評価書が無い場合は、スコーピングに基づき調査、評価を行う。 「評価項目」で挙げた環境要素について調査し評価を行う。その結果を EIS としてとりまとめる。 指定された環境機関は事業者の EIS に対して意見を提出する。所轄官庁は事業者の情報、関係する主体、公衆意見等による情報を承認手続きの中で考慮する 		<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、当該事業に対する環境影響評価の適用の有無を見極めるに当たり、地方計画庁に意見書を求める（義務ではないが、地方計画庁と協議することが一般的となっている）。 地方計画庁は、事業者からスクリーニング意見書の提出要請を受けた後、環境影響評価の適用の有無を事業者に書面で回答する。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成、追加情報の提供（評価書の情報が不十分な場合）が実施される。 事業者は事業説明書（特に重要な事業の場合はスコーピング報告書）を作成し、スコーピングの内容について、地方計画庁に見解を聞くことができる。地方計画庁は決定協議機関と協議し、スコーピング意見書を提出する。 事業者はスコーピング意見書に従い環境影響評価書の作成を行う。なお、評価書の作成に先立ち、事業者が自動的に評価書を作成し、法廷協議機関及び公衆の意見を求める場合もある。 環境影響評価書は、地方計画庁に提出されたあと、公告縦覧されるとともに、主務大臣へ送付される。 地方計画庁は法定協議機関と協議し、公衆意見も考慮し情報が十分かどうかの判断を行う。 事業計画申請に対する意思決定を行い、その結果を告知する。

	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス
公衆関与	<ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階と、準備書段階で意見を表明する機会がある。 環境保全の見地から意見がある人は、誰でも意見を提出することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> EA の段階（実現可能な範囲で）、FONSI の作成段階（通常 EIS が作成される行為若しくは当該行為に非常に類似の行為の場合など）、スコーピング段階、DEIS の段階、FEIS の段階などで行われる。 連邦政府機関は、関心があるかまたは影響を被る可能性のある個人、機関に情報を提供するために公聴会、説明会、関連文書の入手先を一般に公表しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニング式環境影響評価の場合は、公衆関与は任意であるが、主務大臣が適切と判断する場合にはスコーピング段階及び評価書案の段階などで公衆関与が行われる。 包括的調査の場合は、スコーピング段階及び包括的調査報告書作成後環境大臣の意思決定がなされるまでの間などで公衆関与が行われる。 調停または審査委の場合、調停においては当事者が明らかに公衆関与はなく、審査委の場合、EIS の方向性を示すガイドライン案作成段階、EIS 作成後の 2 回ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆は告示またはその他の適切な手段、環境に関する意思決定ができるだけ早い段階で以下の情報提供を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> 事業承認申請内容、EIA 手続きに従う事実 意思決定者、意見提出のスケジュール 意思決定の案 収集された情報の活用可能性 関連情報が公開される時間、場所、手段、公衆参加の仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階で公衆関与の規定はないが、公衆、地域共同体、地域アミニティー団体、地域慈善団体、独立的立場の専門家との協議が行われることがある。 環境影響評価書が地方計画庁に出された後、意思決定を行うまでの間で、公衆は意見を表明することができる。
SEA 導入状況	○位置規模段階における上位計画を対象として、ガイドラインが策定された（2007 年）。	○（EIA と同一法（※）による） ※アメリカの国家環境政策法（NEPA）では、政策、法案、プラン、プログラムに適用される環境影響評価をプログラマティック NEPA と称している。	○（政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令）	○（SEA 指令）	○（計画及びプログラムの環境影響に関する規則）（イングランド）
出典	「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省、2006）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2004）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005）

	オランダ	フランス	イタリア	ドイツ
根拠法令 (制定年)	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理法 (1987) 環境影響評価令 (1987) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護法 (No. 6-629) 及び環境法典 L122-1 から L122-3 (1976) 自然保護法施行令 (No. 77-1141) (1977) 公衆手続法 (No. 83-630) (1983) 公衆手続法施行令 (No. 85-453) (1985) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省設置法 (1986) 環境適合性認可規則 (1988) 環境影響調査書類作成及び環境適合性判断の形成に関する技術的規則 (1988) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 (1990)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする 28 種の活動と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 48 種の活動が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする 34 事業が規定されている。 後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする 39 事業と、環境保護地域で事業を実施する場合に限り環境影響評価の対象とする 8 分野 70 事業が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の対象として 19 事業が規定されている。 これら 19 事業はさらに、必ず環境影響評価の対象とするものと、スクリーニングによって個別に環境影響評価の必要性を判断するものとに、事業の規模等によってそれぞれ区分されている。
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> 許認可権者は事業者と協議の上、スコーピングガイドラインを提示する。 スコーピングガイドラインに基づき、環境影響評価の範囲、評価項目、代替案及び代替案の比較方法が決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響調査について、動物及び植物、風景及び景観、土壤、水、大気、気候、自然環境、生物学的均衡、財産や文化遺産の保護、近隣の快適さ（騒音、振動、悪臭、光害）、健康・安全・公衆衛生などが含まれると規定されている。 なお、個別具体的には、スコーピングに基づき、事業ごとに評価項目が決められるものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピングを行い定めるが、環境影響評価書には以下の項目を含むこととされる。 <ul style="list-style-type: none"> 地質、土質工学、水理学、水文学、地震に関すること 専門家の技術的報告 平面と高度に関する調査 概略の数値計算結果 経済的状況 など 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められるが、下記の内容が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> 特に保護されるべき資産 環境要素（大気汚染、騒音、日照、振動等） 手法、評価基準、対象とする時間・空間的範囲
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者

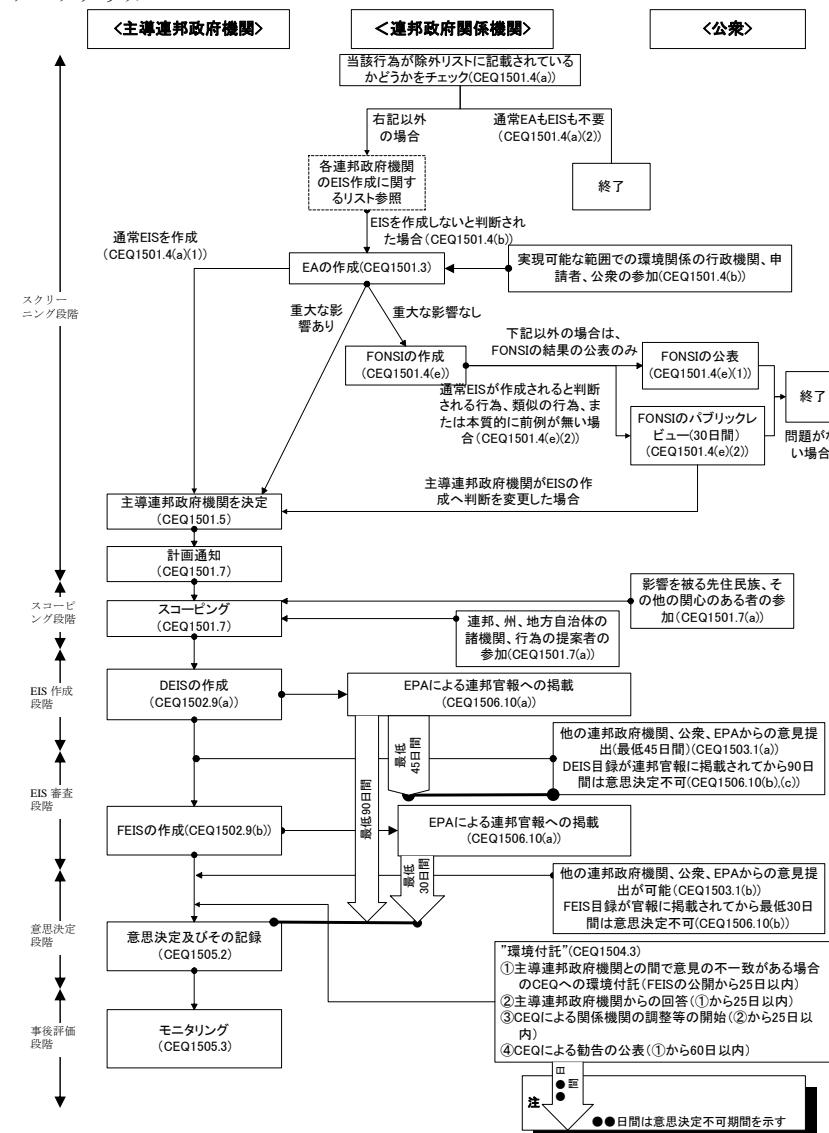
	オランダ	フランス	イタリア	ドイツ
手続きのフロー	<ul style="list-style-type: none"> 当該活動の許認可権者が、環境影響評価の適用の有無を判断する。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成、追加情報の提出（評価書の内容が不十分と判断された場合）が実施される。 許認可権者は環境影響評価を行うことを通知する。 許認可権者は、事業者と協議を行い、スコーピングガイドラインを作成する。 事業者はスコーピングガイドラインに従い、調査等を行い、環境影響評価書を作成した上で、許認可権者に提出する。 許認可権者は評価書を公表する。公衆、助言機関等のコメントを考慮しながら EIA 委員会が提言書を作成する。許認可権者は EIA 委員会の提言書を公表する。 許認可権者は審査を行い、許認可の意思決定を行う。結果は公表される。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響調査／環境影響記録の対象となるか否かを、事業者が規定に照らして判断する。 [環境影響調査の場合] スコーピングを実施し、配慮すべき課題、調査すべき文献、関係者の関与について検討する。 事業者は直接的・間接的、一時的・永続的な環境への影響を分析対象とし、調査を行う。調査結果をとりまとめ、許認可機関へ提出する。 許認可機関は環境大臣へ調査結果を送付するとともに、公衆からの意見を聴取する。環境大臣、公衆は意見を許認可機関へ提出する。 許認可機関は許認可に関する意思決定を行う。 [環境影響記録の場合] スコーピングは行われない。 事業による環境影響を調査し、環境影響の可能性、環境配慮の条件が記載される。これらをとりまとめ許認可機関へ提出される。 許認可機関は環境大臣へ調査結果を送付するとともに、公衆からの意見を聴取する。環境大臣、公衆は意見を許認可機関へ提出する。 許認可機関は許認可に関する意思決定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となるか否かを、環境省が、事業者から提出された資料をもとに判断する。 スコーピングは、事業者から提出される事業申請資料について、EIA 委員会のメンバーによる審査意見を踏まえ環境省が審査を行う。事業者に調査すべき項目を提示する。 事業承認に必要な内容を含む環境影響評価書を作成し環境省に提出する。 環境省が審査を行い、その結果を許認可官庁に伝える。許認可官庁は事業の許認可を行い、事業者に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となるか否かを、所管官庁が、事業者から提出された資料をもとに判断する。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成が実施される。 所管官庁は、事業者と関係官庁に呼びかけ、スコーピング会議を開催する。会議の結果、EIA に必要な調査の枠組み、提出される資料について事業者に指示を行う。 事業者は、指示に従い調査、評価を行う。 評価の結果を環境影響評価書にとりまとめ、所管官庁に提出する。 所管官庁は事業により影響を受ける可能性のある官庁に評価書を送付する。 その後、公衆協議という手続きに入り、関係官庁、公衆からの意見を聴聞する。許認可官庁は、それらの意見を勘案し、許認可判断の基礎資料となる総括的報告書を作成する。 所管官庁は、総括的報告書に基づき事業の環境影響を評価し、関係官庁からの条件等を勘案し許認可を決定する。 決定内容は公表される。
公衆関与	<ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階及び評価書の段階で公衆関与が行われ、意見を提出することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響調査／環境影響記録の段階で意見を表明する機会がある。 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階（環境省が必要と判断する場合のみ）、評価書の段階などで公衆関与が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングの結果、EIA を実施しない場合に広報される。 事業者の評価書に対して意見を表明する機会がある。
SEA 導入状況	<input checked="" type="radio"/> (EIA と同一法による) ※このほか、法案等を対象とする SEA として環境テストが導入されている	<input checked="" type="radio"/> (EIA と同一法による)	SEA に関する法令を策定中 (2005 年度調査時点の情報)	<input checked="" type="radio"/> (戦略的環境影響評価導入のための法)
出典	諸外国の環境影響評価制度調査報告書 (環境省, 2004)	諸外国の環境影響評価制度調査報告書 (環境省, 2005)	諸外国の環境影響評価制度調査報告書 (環境省, 2005)	諸外国の環境影響評価制度調査報告書 (環境省, 2005)

	中国	韓国
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国環境保護法（試行）（1979） 建設項目環境保護管理条例（1998） 中華人民共和国環境影響評価法（2002） 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全法（1977） 環境・交通・災害等に関する影響評価法（1999）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産投資に関する建設事業すべてが何らかの環境影響評価の対象となる。 90 以上の具体的な建設事業についてそれぞれ、事業規模や立地地域の特徴などによって、環境影響報告書（詳細な環境影響評価）の対象とするもの、環境影響報告表（簡易アセスメント）の対象とするもの、環境影響登記表（さらに簡易なもの）の対象とするものの 3 分類に区分されている。 記載のない事業については、環境保護行政主管部門がどの分類に入るかを決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の対象事業として、17 分野 74 種の事業が規定されている。
評価項目		<ul style="list-style-type: none"> 自然環境分野（気象、地形・地質、動・植物、海洋環境、水理・水文）、生活環境分野（土地利用、大気質、水質（地表・地下）、土壤、廃棄物、騒音・振動、悪臭、電波障害、日照障害、景観、衛生・公衆保健）、社会・経済環境分野（人口、住居（移住の場合を含む）、産業、公共施設、教育、交通、文化財）の 3 分野 23 項目の中から、スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 事業ごとに、重点的に影響評価を行わなければならない評価項目が、別途告示されているが、これは最低限の項目を掲げているだけであり、この告示の評価項目にかかわらず、個別事業ごとにスコーピングによって上記 23 項目の中から必要な評価項目が決められている。
実施主体	事業者	事業者

	中国	韓国
手続きのフロー	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響報告書／環境影響報告表／環境影響登記表のいずれに該当するかを、事業者が規定に照らして判断する。 <p>[環境影響報告書を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> スコーピング後、環境影響報告書の作成が実施される。 報告書は環境保護行政主管部門へ提出され、審査が行われる。 審査の結果は事業者に書面で通知される。 <p>[環境影響報告表／環境影響登記表を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告表／登記表いずれの場合も、スコーピングは行われない。 その後、報告表／登記表を作成する。これらはいずれも、記入する様式が定められている。 報告表／登記表は環境保護行政主管部門へ提出され、審査が行われる。 審査の結果は事業者に書面で通知される。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となるか否かは、事業者が、規定（環境・交通・災害等に関する影響評価法施行令別表1）に照らして、判断する。ただし、運用上は、主務省庁に問い合わせが行われている。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、DEIS の作成、FEIS の作成が実施される。 スコーピングは、環境省から事業ごとに定められている最低限の項目があるが、事業者は承認機関に対し、当該事業に適用されるこれ以外の項目を定めるよう要請する。 要請を受けた承認機関は評価項目と範囲を決定し事業者に通知する。 事業者は指定された項目について調査を行い、環境影響評価書案（DEIS）を作成する。 住民への説明会、関係行政機関からの意見聴取を行い、それらの意見を踏まえ、環境影響評価書（FEIS）を作成する。 FEIS を受け取った承認機関は、環境省に協議を要請する。環境省は専門的な意見の聴取のために専門家からの意見を聴取する。環境省は協議結果を承認機関と意見を聴取した専門家に通知する。 協議結果をもとに事業者は事業計画を修正して承認機関が承認を行う。
公衆関与	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響報告書の作成段階などで公衆関与が行われる。 環境影響報告表／環境影響登記表の場合は、公衆関与は行われない。 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階、DEIS の段階で公衆関与が行われる。
SEA 導入状況	○ (EIA と同一法による)	○ (環境政策基本法)
出典	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省, 2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省, 2004）

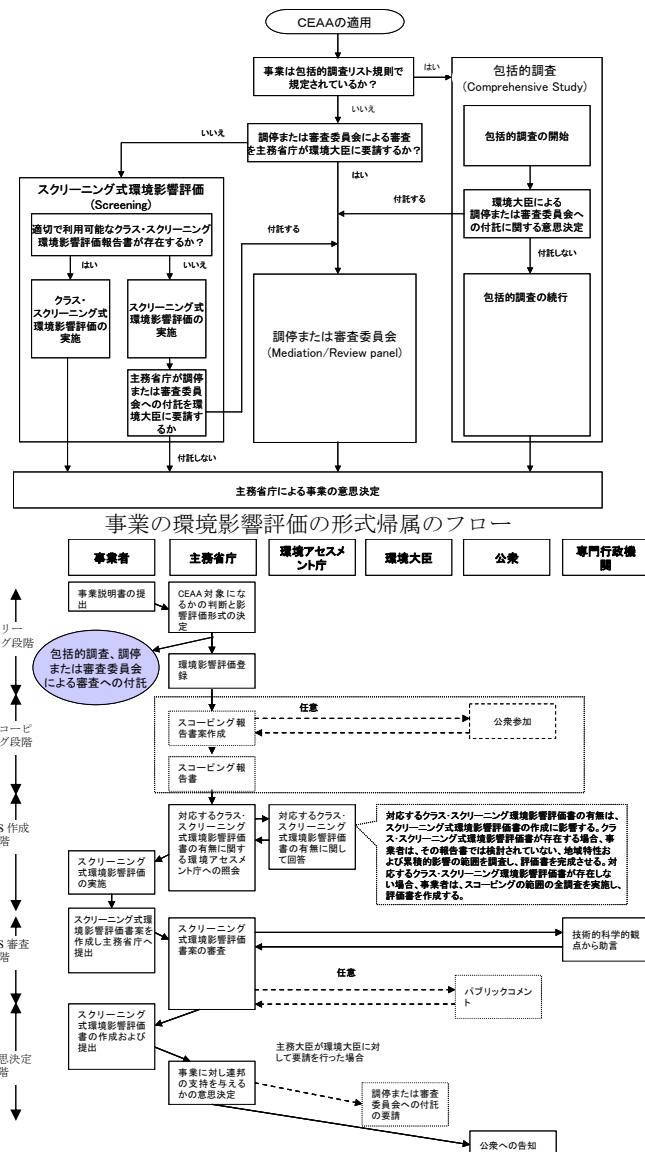
(2) 手続きのフロー図

ア アメリカ

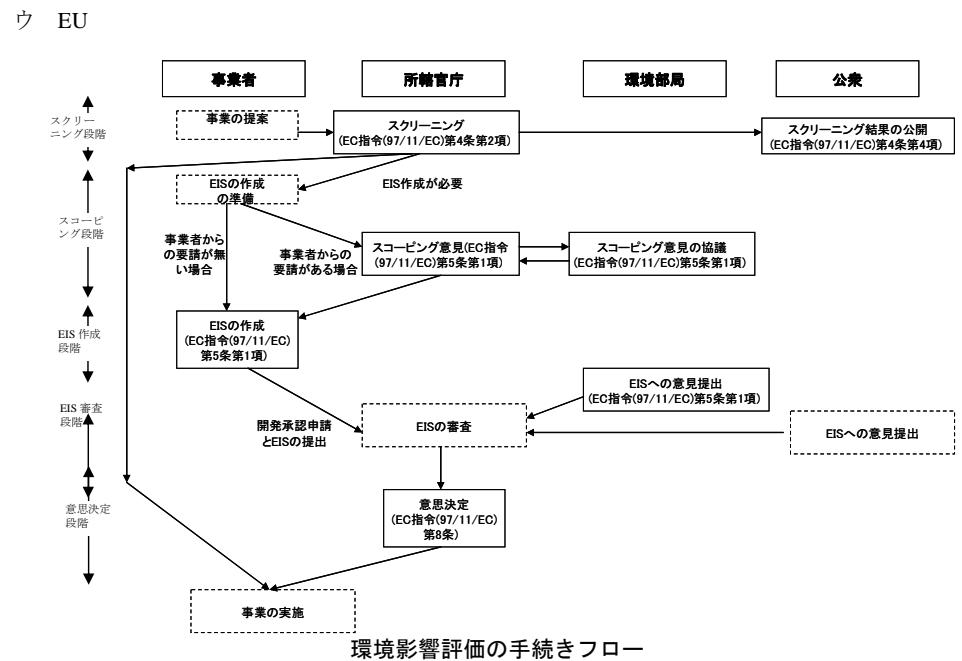
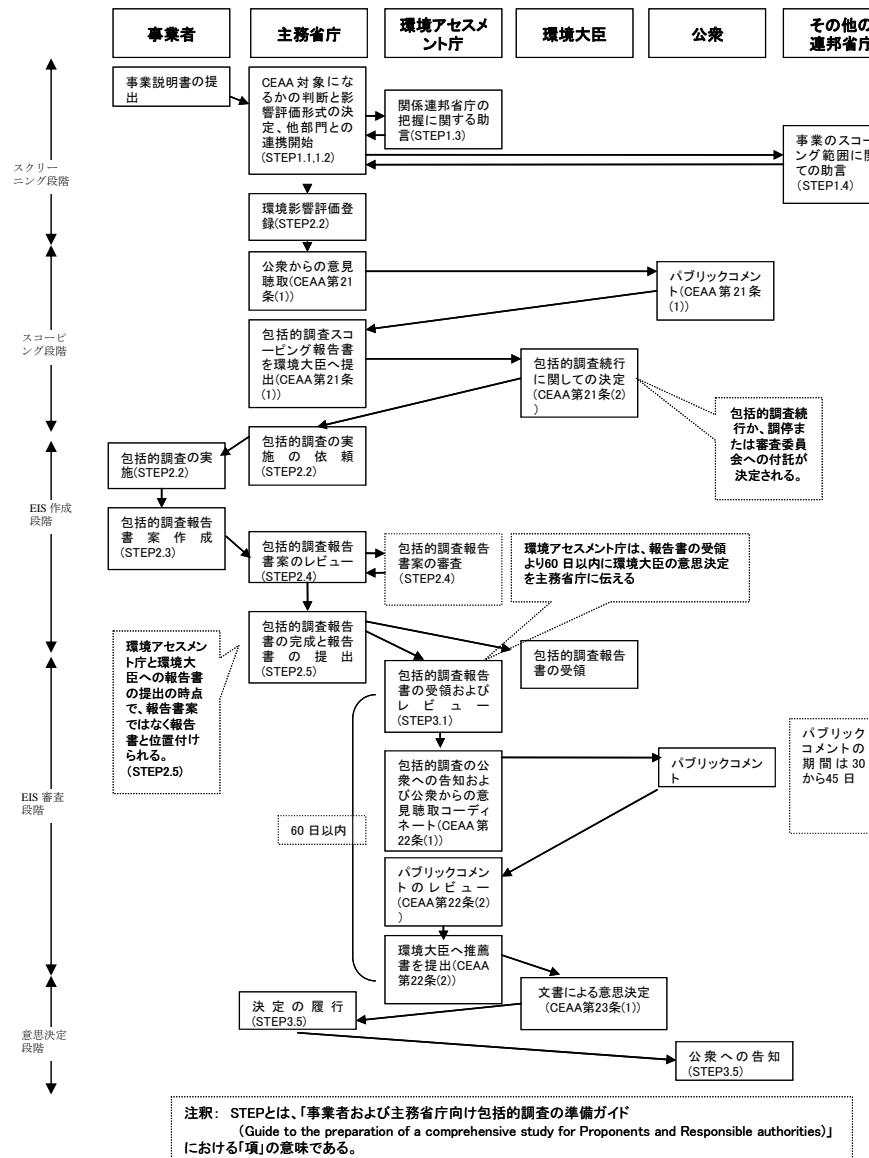


国家環境政策法 (NEPA) による環境影響評価手続きフロー

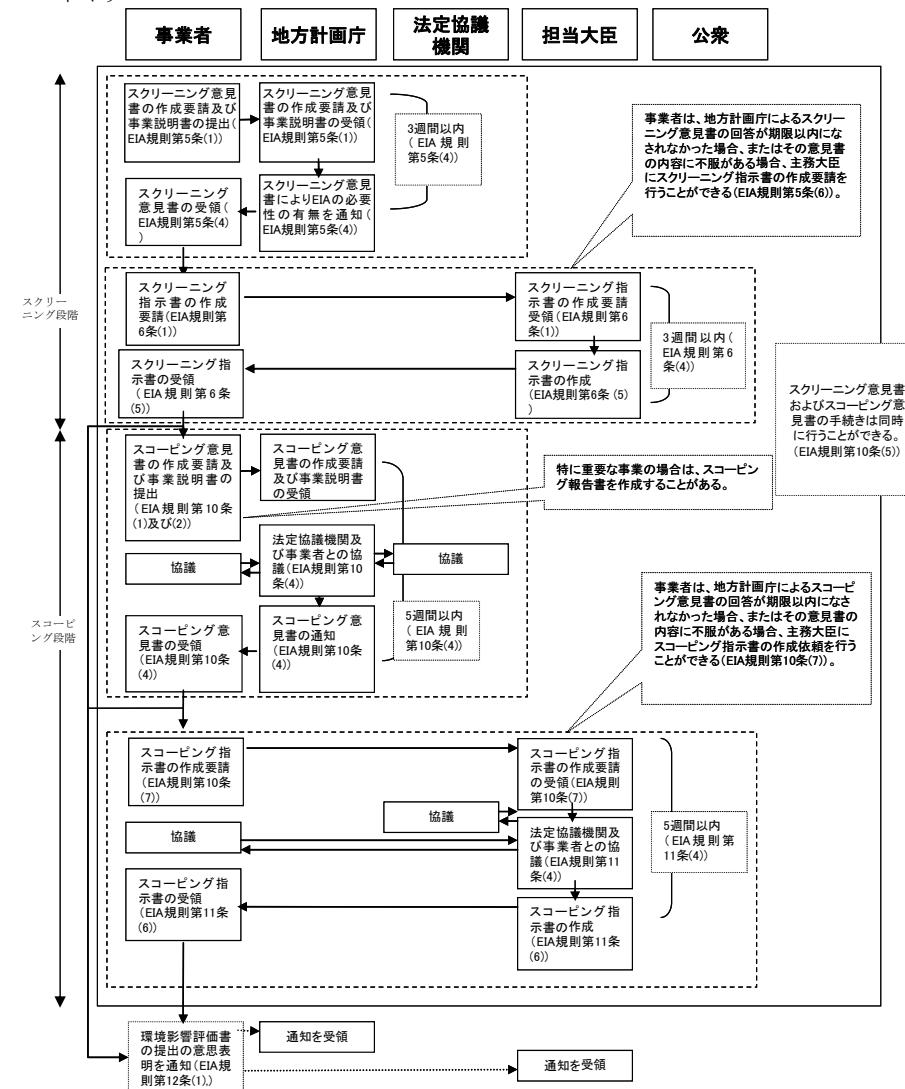
イ カナダ



スクリーニング式環境影響評価手続きフロー

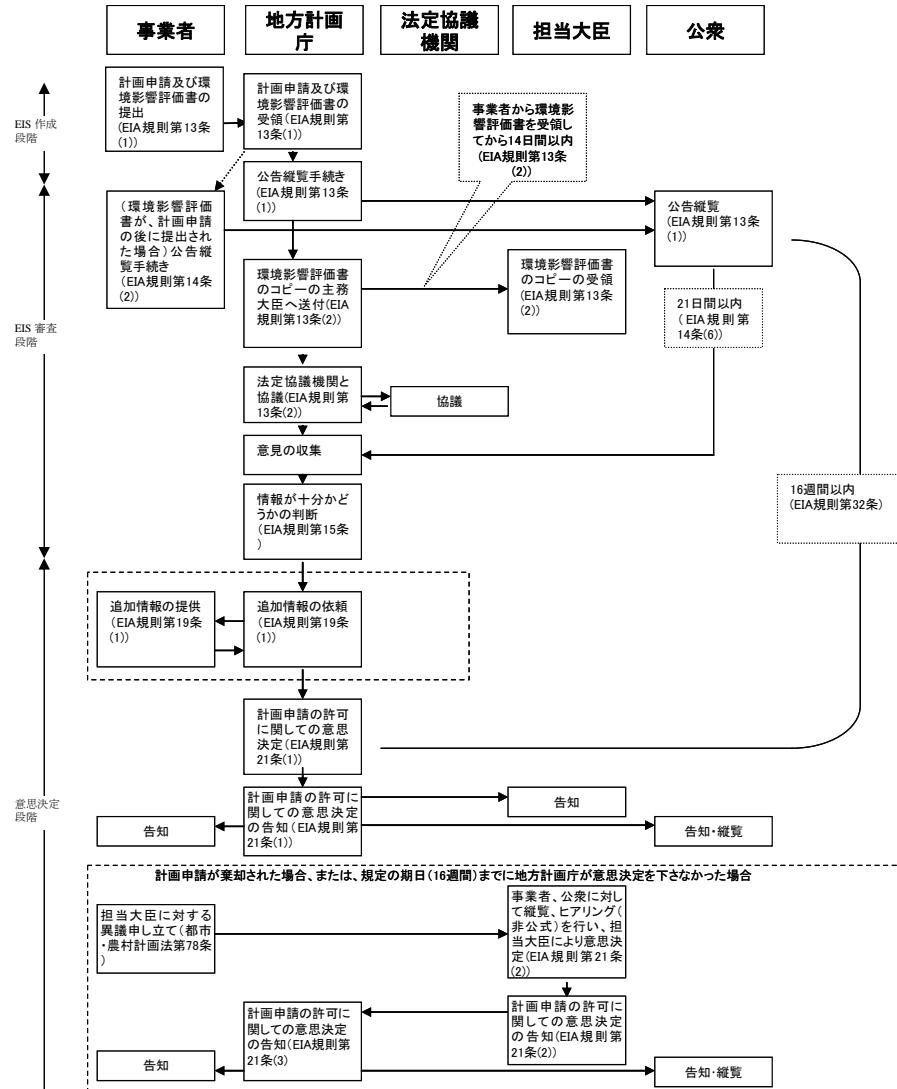


エイギリス



【注釈】
 *点線(---)は、任意の行為を示す。
 *「EIA規則」とは「都市・農村計画EIA規則」を意味する。

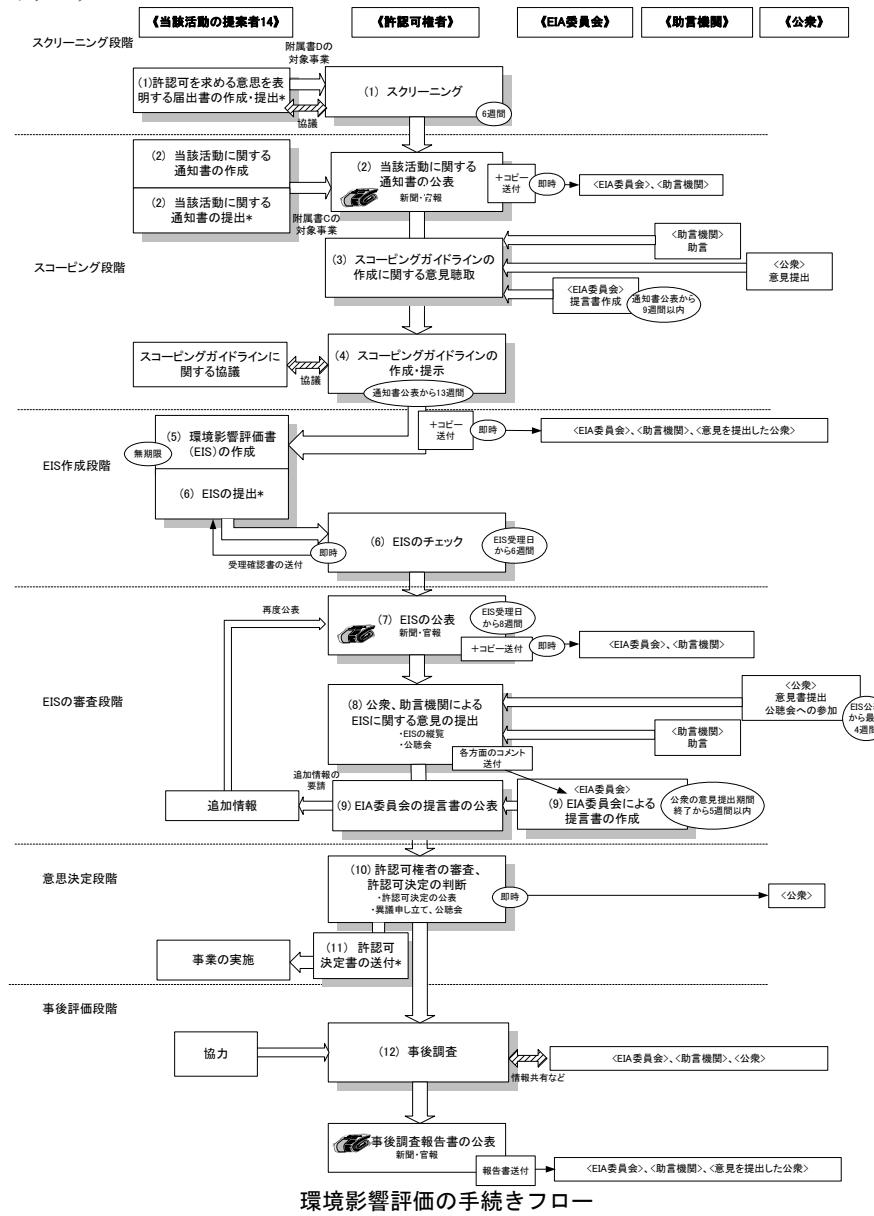
環境影響評価の手続きフロー（前半）



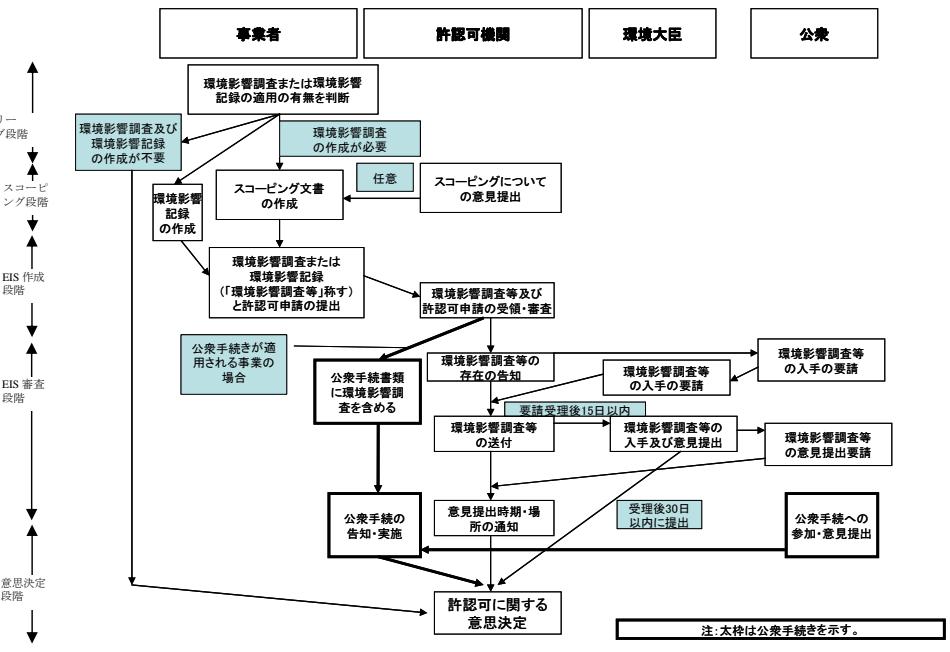
【注釈】
 *点線(---)は、任意の行為を示す。
 *「EIA規則」とは「都市・農村計画EIA規則」を意味する。

環境影響評価の手続きフロー（後半）

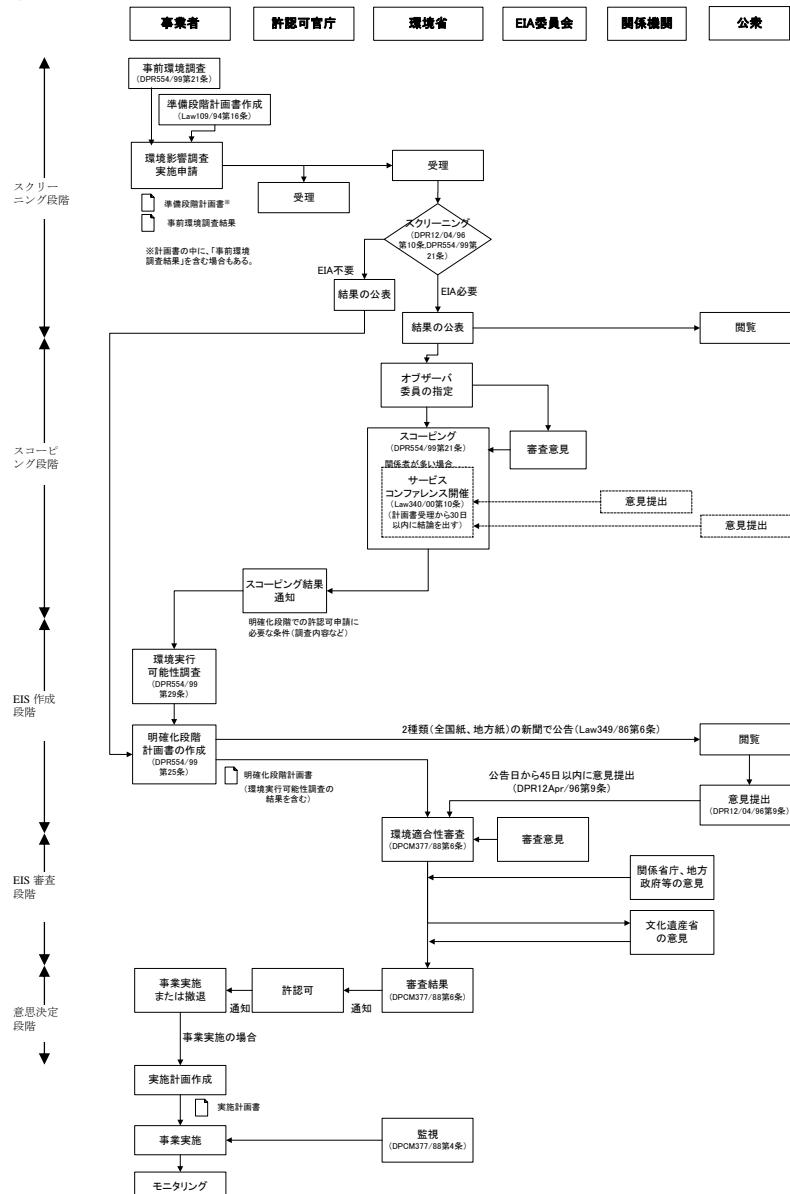
オランダ



フランス

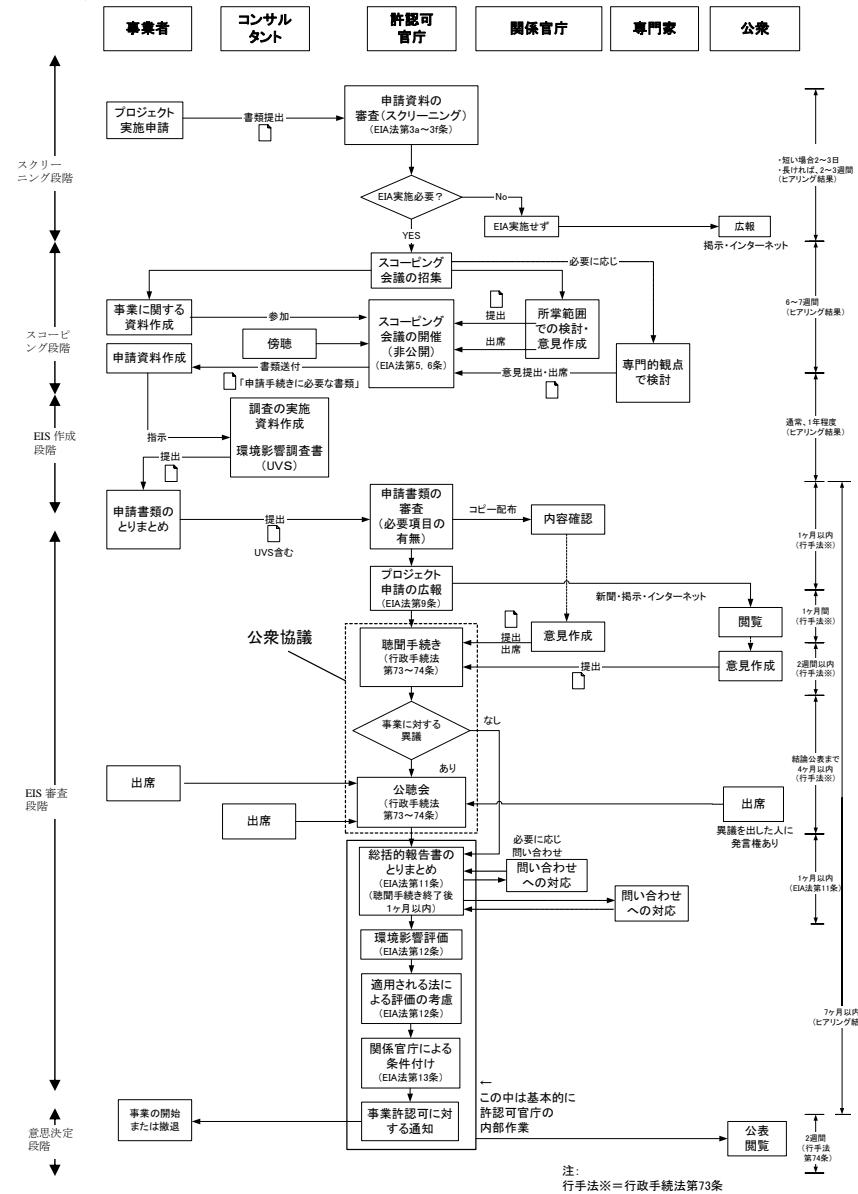


キ イタリア



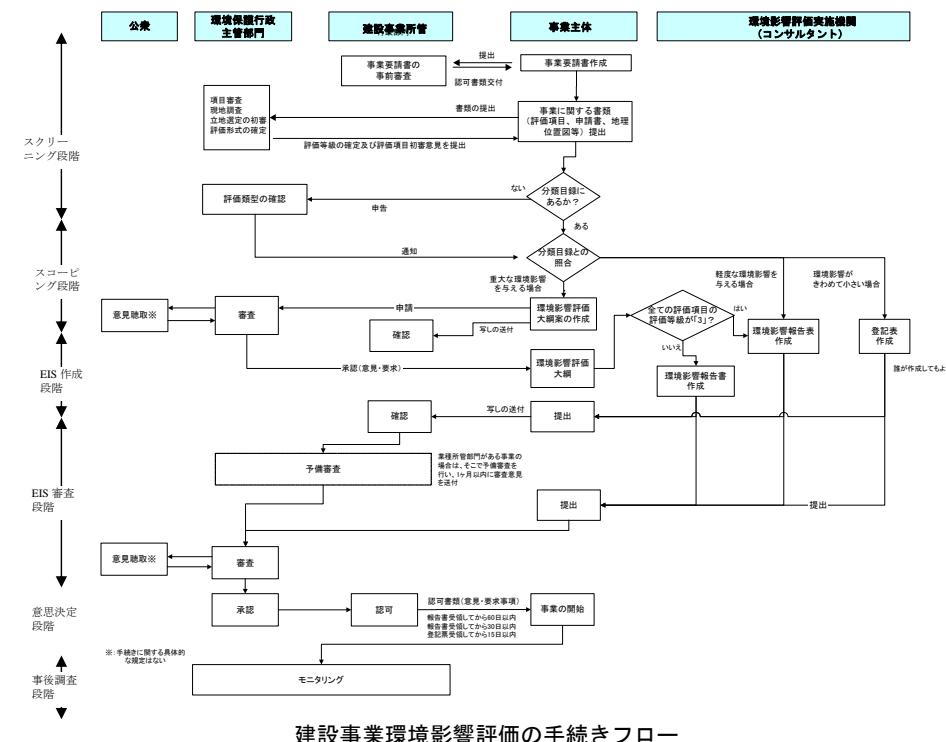
環境影響評価の手続きフロー

ク ドイツ

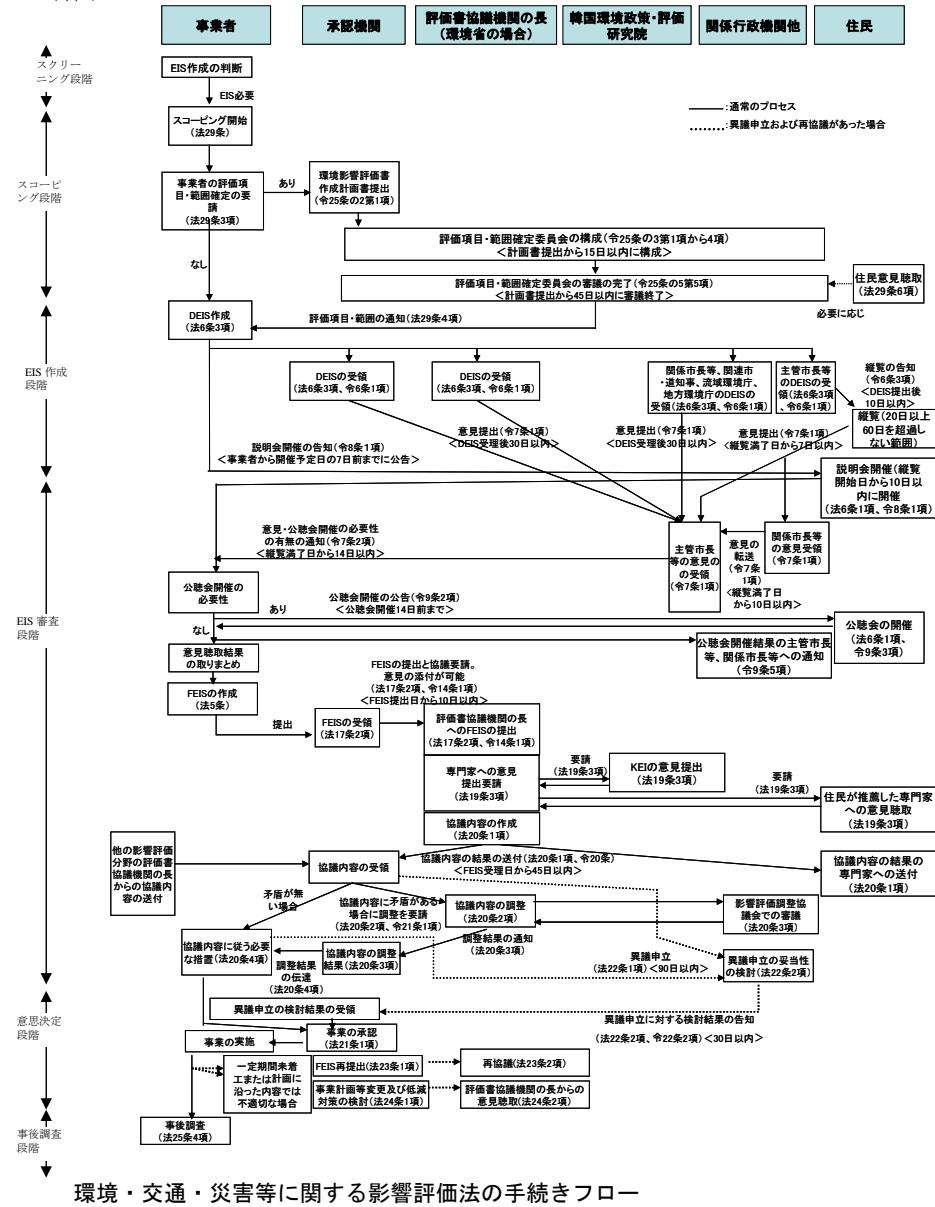


環境影響評価の手続きフロー

ケ 中国



コ 韓国



資料5 平成17年の基本的事項見直しの概要

1. メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定（スコーピング）の強化

- 「標準項目・手法」を「参考項目・手法」へ変更
- 「参考項目・手法」を参考にする際の留意事項を規定。

2. 早期段階からの環境配慮の促進（事業の計画段階からの環境配慮の促進）

- 環境配慮に関する検討経緯の具体的・詳細な明確化を規定。

3. 「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準達成型からベスト追求型へ）

- 評価に至った経緯や根拠の明確化を規定。

4. 客觀性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）

- 項目や予測等の手法の選定に当たって根拠の明確化、代償措置の効果等の根拠の明確化等を規定。

5. 不確実性に関する検討の強化

- 不確実性の検討を行うことが必要な事例を追加。

6. 事業の多様化への対応

- 既存工作物の撤去等による環境影響の把握の必要性を規定。
- 暫定供用や一部供用（例えば、道路事業）の時点での環境影響の把握の必要性を規定。

7. その他

- リサイクルや再生利用の観点からの環境影響評価の必要性を規定。

資料6 国の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移

平成20年3月末現在

国 ^の 制度:閣議決定要綱	年 度																													合計			
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
道路												1	12	21	16	45	51	16	*10	19	10	65	17	27	13								323
河川工事												1			3	1	1	2	4		2					1							15
飛行場													1		2	1	1		2	2	3	2		3	*1							18	
廃棄物最終処分場												*2	*2	1			1	*2	2	1	1		*1	1								14	
埋立												*1	*4	1		2	2	*2	2	9	4	2	*1	5	*2							37	
土地区画整理													3	2	5	3	7	*7	6	14	2	7	9								65		
新住宅市街地開発													1						1			1	1								4		
工業団地																			*1						1							2	
流通業務団地																			*1													1	
計												*4	*18	27	23	54	*60	*28	*26	38	34	71	*26	47	*16								472

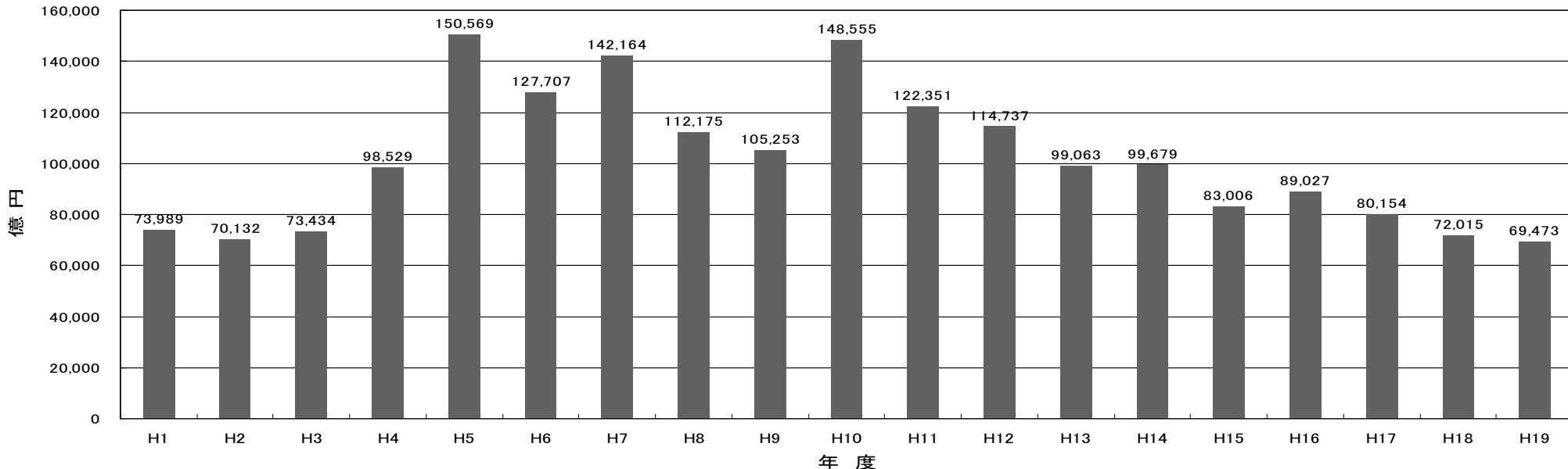
平成20年3月末現在

国 ^の 制度:環境影響評価法	年 度																																							合計
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19							
1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007								
道路																										8	8	5	1		7	6	5	5	45					
河川工事																										1		1	1		1	1	1	1	4					
鉄道・軌道																										1	1	6			2				10					
飛行場																										*1	1	1		1	2	*1		7						
発電所																										3	10	3	2	2	1	2	6	2	31					
廃棄物最終処分場																										*1		1		*1	1	4								
埋立																										*1	*2	1			*1	*2	1	8						
面整備																										1	6	1	4			2			14					
計																										*14	*27	17	6	6	10	*14	*13	12	119					

(注1)評価書縦覧終了時点での集計。

(注2)*:2つの事業が併合して実施されたもの。合計では1件とした。

資料7 公共事業関係費の推移



(注) 補正後予算ベース。ただし、18、19年度は当初予算ベース。

出典：『平成19年度国土交通省予算の特徴～道路予算の効率的執行と海洋権益の保全～』 p. 63.

資料8 地方の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移

平成19年3月末現在

地方の制度:要綱	年 度																												合計				
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
道路			1	2	1	3	2	3	3	1	3	3	2	4	4	2	4	3	2	3	7	5	7	9	1						75		
河川工事						3	1	1	1								3	2	1		1	2										15	
鉄道・軌道						2	1	3	2	2	2	3	1	2	1	2	2	3	3	4	4		4	8	2						51		
飛行場						1	1	1				2	1	1		1		2		1	3	1	1	1						17			
埋立・干拓						3	4			3	7	4	4	2	3	3	5	4	2	1	5	3	8	3	1					65			
廃棄物処理施設						2	1	1	2	1	3	2	6	5	2		4	5	7	6	3	6	9	12	6	9	8	2	1		103		
各種土地造成	5	6	7	5	7	2	6	7	9	6	22	14	12	7	8	12	18	13	21	16	22	18	14	13	9	3			1		283		
発電所・電気工作物								1			2		1		1	1		3	2		1	2	2	4	4	2					26		
レクリエーション施設	2	1		1	3	2	3	3	6	20	22	29	22	50	39	72	75	80	42	38	18	15	12	5	1	4			565				
工場・事業場								2		1				1	1	2	2	1	2	2	4	4	3	3						28			
港湾施設・港湾計画						2	5	3	4	4	1	1	2	3	3		5	3	1	2	5	6	5	2	1				58				
下水道終末処理施設						1	1	1	3			1	2	2	1		1		2	4	1	4	1	2	1				30				
土石・鉱物採取											1	1			1	1				1			1						7				
その他の施設								1	1				2		1	4		2	2	2	7	2	4	4	3	3	1			39			
計	5	8	9	8	12	16	29	28	25	26	59	61	58	48	76	70	121	116	129	84	94	84	67	72	43	6	7	0	0	1	0	0	1,362

平成19年3月末現在

地方の制度:条例	年 度																												合計						
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18			
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006			
道路						1	2		1	4	3	1	4		6	1	5	2	4	1	7	2	5	4	6	2	6	1	3	4	2	77			
河川工事							1	1	1	1						1							1					1	1	1	10				
鉄道・軌道							1	1	1	2	2	1	2	2	4	4	4	4	2	2	2	1	2	3	2	6	5		1	4	1	59			
飛行場						1		2	1			2	1	1			1					1			2	1					1	14			
埋立・干拓		2				1	2	1				1		1	1		1	2				2			1	1	1	1	1	1	1	19			
廃棄物処理施設						1					1	1	1			2	2	1	5	2	3	1	2	2	7	15	10	14	7	13	14	10	114		
各種土地造成			3	3	3	4	1	5	5	7	7	7	4	3	3	3	8	4		2	7	4	9	14	9	5	8	8	5	10	151				
発電所・電気工作物						1			1	1	1								2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17				
レクリエーション施設								1	1			1	1			2		1	2			2	2	3	1	3	2	1	2	1	26				
工場・事業場						2	1	4	1	1		1	2		1	2	3	2	4	1	2	1	1	1	2	2	8	5	4	6	4	3	64		
港湾施設・港湾計画						2		2	1			2		1																		8			
下水道終末処理施設						1		1					1																			8			
土石・鉱物採取									1					1			1			2	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	14			
その他の施設						5	1	3	7	3	9	7	9	4	4	5	1	7	11	7	9	9	4	7	7	8	13	15	7	8	17	13	21	12	233
計	0	0	0	5	8	12	16	16	20	17	25	20	19	22	8	28	27	24	37	26	16	21	22	28	46	60	46	49	46	49	58	43	814		

(注) 評価書公告(公示)日、又は首長への評価書提出日での集計。

資料9 環境影響評価法対象事業の事業種及び規模要件

事業の種類	第一種事業	第二種事業
1. 道路		
・高速自動車国道	すべて	——
・首都高速道路など	4車線以上のもの	——
・一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km~10km
・林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km~20km
2. 河川		
・ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha~100ha
・放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha~100ha
3. 鉄道		
・新幹線鉄道	すべて	——
・鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km~10km
4. 飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875m~2500m
5. 発電所		
・水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw~3万kw
・火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万kw~15万kw
・地熱発電所	出力1万kw以上	出力7500kw~1万kw
・原子力発電所	すべて	——
6. 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha~30ha
7. 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha~50ha
8. 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
10. 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
11. 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
12. 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
13. 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。）	面積100ha以上	面積75ha~100ha
○港湾計画	埋立・堀込み面積の合計300ha以上	

資料10 環境影響評価条例の対象事業及び規模要件

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	高速自動 車国道	道 路										県道・市道等又は道路一般		
		自動車専用道路（道路法第48条の2 第1項又は第2項）				一般国道								
	選定の 有無	選定の 有無	すべて	長さ0km	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	その他要件	選定の 有無	長さ 0km (第2種: 0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ 0km (第2種: 0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)		
				4車線以上				4車線以上			4車線以上			
北海道							●	10km (5~10km)		●	10km (5~10km)		特別地域等：幅員 5.5m・5km 住宅地等：4車線：2km	特別地域等：幅員 5.5m・5km 住宅地等：4車線：2km（主要道道限）
青森県							●	10km (5~10km)		●	10km (5~10km)			
岩手県							△	(5~7.5km)		(特別地域：2km)	●	10km (5~10km)		(特別地域：幅員 3m・2km)
宮城県	●	●	7.5km		居住専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km		●	7.5km		居住専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km	●	7.5km		居住専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km
秋田県							●	7.5km		特定地域：4車線・5km	●	7.5km		特定地域：4車線・5km
山形県	●	●	すべて	森林地域が 15km 以上	特別地域：2車線・森林地域が 10km		●	7.5km	森林地域が 15km 以上	特別地域：4車線・5km 2車線・森林地域が 10km	●	7.5km	森林地域が 15km 以上	特別地域：4車線・5km 2車線・森林地域が 10km
福島県							●	7.5km (5~7.5km)			●	7.5km (5~7.5km)		
茨城県	●	●	すべて				●	7.5km			●	7.5km		
栃木県							●	10km		配慮地域：4車線・7.5km 特別配慮地域：4車線・5km	●	10km		配慮地域：4車線・7.5km 特別配慮地域：4車線・5km
群馬県	●	新設			改築：車線数増		●	10km (6~10km)		配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3~6km、2車線・6~12km)	●	10km (6~10km)		配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3~6km、2車線・6~12km)
埼玉県	●	●	すべて		特別の地域：2車線		●	5km		特別の地域：2車線	●	5km		特別の地域：2車線
千葉県	●	●	すべて		自然公園等区域：2車線		●	7.5~10km		自然公園等区域：2車線	●	10km		自然公園等区域：2車線
東京都	●	●	新設		改築：1km		●	1km			●	1km		
神奈川県	●						●	5km		甲地域：車道部幅員 5m・2km 乙地域：車道部幅員 5m・5km	●	5km		甲地域：車道部幅員 5m・2km 乙地域：車道部幅員 5m・5km
新潟県	●	1km		特別配慮地域：4車線・1km、2車線・ 10km			●	7.5km		特別配慮地域：4車線・5km、2車線・10km	●	7.5km		特別配慮地域：4車線・5km、 2車線・10km
富山県							●	7.5km		自然環境特別配慮地域 A 地域：2車線・ 2km 自然環境特別配慮地域 B 地域：4車線・ 5km	●	7.5km		自然環境特別配慮地域 A 地域：2車線・ 2km 自然環境特別配慮地域 B 地域：4車線・5km
石川県	●						●	10km (7.5~10km)						
福井県	●						●	10km (7.5~10km)			●	10km (7.5~10km)		
山梨県							●	6km (4~6km)	10km (8~10km)		●	6km (4~6km)	10km (8~10km)	
長野県	●	新設			改築：1km		●	10km (7.5~10km)		(森林の区域等：2車線・10km)	●	10km (7.5~10km)		(森林の区域等：2車線・10km)
岐阜県							●	7.5km (5~7.5km)			●	7.5km (5~7.5km)		
静岡県							●	10km (7.5~10km)		(特定地域内：改変 5ha)	●	10km (7.5~10km)		(特定地域内：改変 5ha)
愛知県							●	7.5~10km			●	7.5km		
三重県	●	●	すべて	特別地域：2車線すべて	改築：車線数増・1km	●	5km		特別地域：2車線・1km	●	5km		特別地域：2車線・1km	
滋賀県	●	●	7.5km	自然公園特別地域：2車線・2km		●	7.5km		自然公園特別地域：2車線・2km	●	7.5km		自然公園特別地域：2車線・2km	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	高速自動 車国道	道 路								県道・市道等又は道路一般			
		自動車専用道路（道路法第48条の2 第1項又は第2項）				一般国道				県道・市道等又は道路一般			
		選定の 有無	選定の 有無	すべて	長さ0km	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	その他要件	選定の 有無	長さ0km (第2種:0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ0km (第2種:0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)
					4車線以上				4車線以上			4車線以上	
京都府								●	7.5km (5~7.5km)			7.5km (5~7.5km)	
大阪府	●改築	●	新設			改築:車線数増		●	3km			3km	
兵庫県	●	●		すべて	特別地域:2車線・10km			●	10km	特別地域:4車線・7.5km、2車線・10km	●	10km	特別地域:4車線・7.5km、2車線・10km
奈良県								●	7.5km			7.5km	
和歌山県	●							●	7.5km				
鳥取県								●	10km	特別地域:4車線・7.5km、2車線・15km	●	10km	特別地域:4車線・7.5km、2車線・15km
島根県								●	5km			5km	
岡山県		●		すべて				●	7.5km			7.5km	
広島県								●	5km			5km	
山口県	●							●	10km (5~10km)			10km (5~10km)	
徳島県								●	7.5km (5~7.5km)			7.5km (5~7.5km)	
香川県								●	7.5km			7.5km	
愛媛県								●	7.5km			7.5km	
高知県								●	10km (5~10km)	特別地域:2車線・10km	●	10km (5~10km)	特別地域:2車線・10km
福岡県								●	5km			5km	
佐賀県								●	3.5km			3.5km	
長崎県		●		7.5km				●	7.5km			7.5km	
熊本県								●	5km	農用地区域を除く森林地域:2車線・10km	●	5km	農用地区域を除く森林地域:2車線・10km
大分県												7.5km	
宮崎県								●	5km			5km	
鹿児島県								●	6km	特定地域:4車線・4km	●	6km	特定地域:4車線・4km
沖縄県								●	7.5~10km	10km 特別配慮地域:2車線・5km、4車線・3.75~5km	●	7.5~10km	10km 特別配慮地域:2車線・5km、4車線・3.75~5km
札幌市								●	5km (3km)			5km (3km)	
仙台市	●	●	すべて			改築:車線の増加かつ1km以上		●	5km	A地域:2車線・2km B地域:2車線・1km C地域:4車線・2km	●	5km	A地域:2車線・2km B地域:2車線・1km C地域:4車線・2km
さいたま市	●	●	すべて	B地域:2車線すべて C地域:すべて				●	2.5km	B地域:4車線・2km C地域:2車線・1km	●	2.5km	B地域:4車線・2km C地域:2車線・1km
千葉市		●	すべて					●	3.75km			5km	
横浜市	●	●	新設			改築:車線数増		●	3km (2.5~3km)			3km (2.5~3km)	
川崎市	●	●	●					●	すべて			すべて	
静岡市													
名古屋市	●							●	1km			1km	
京都市	●							●	3km			3km	
大阪市	●	●	新設			改築:車線数増		●	3km			3km	
堺市	●改築	●	新設			改築:車線数増		●	3km			3km	
神戸市	●	●		すべて				●	3km	自然公園特別地域等:2車線・2km	●	3km	自然公園特別地域等:2車線・2km
広島市		●	新設			改築:車線増1km		●	3km			3km	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路															
	高速自動 車国道	自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項）						一般国道				県道・市道等又は道路一般				
		選定の 有無	選定の 有無	すべて	長さ〇km		地域による特別の規模要件 (第2種要件)	その他要件	選定の 有無	長さ〇km (第2種：〇km以上〇km未満)		地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ〇km (第2種：〇km以上〇km未満)		地域による特別の規模要件 (第2種要件)
					4車線以上	2車線以上				4車線以上	2車線以上			4車線以上	2車線以上	
北九州市									●	5km				●	5km	
福岡市	●	●	新設				改築：車線数増		●	3km				●	3km	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道路						その他	
	農道			林道				
	選定の 有無	長さ 0km (第2種: 0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ 0km (第2種: 0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)		
北海道	●	4車線・10km (5~10km)		●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10~20km)			
青森県				●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10~20km)		トンネルの建設: 2車線以上・掘削量50万m ³ 以上	
岩手県	●	4車線・10km (5~10km)	(特別地域: 幅員 3m・2km)	●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10~20km)	(特別地域: 幅員 3m・2km)		
宮城県								
秋田県	●	幅員 6.5m・15km	特定地域: 幅員 6.5m・10km	●	幅員 6.5m・15km	特定地域: 幅員 6.5m・10km		
山形県	●	幅員 6.5m・森林地域 15km	特別地域: 幅員 6.5m・森林地域が 10km	●	幅員 6.5m・15km	特別地域: 幅員 6.5m・10km		
福島県				●	幅員 6.5m・15km (幅員 6.5m・10~15km)			
茨城県								
栃木県				●	幅員 6.5m・10km	配慮地域: 幅員 6.5m・7.5km 特別配慮地域: 幅員 6.5m・5km		
群馬県	●	4車線相当・10km (6~10km)	配慮地域: 4車線・6km、2車線・12km (配慮地域: 4車線・3~6km、2車線・6~12km)	●	4車線相当・10km (6~10km)	配慮地域: 4車線・6km、2車線・12km (配慮地域: 4車線・3~6km、2車線・6~12km)		
埼玉県				●		特別の地域: 幅員 6.5m・2km	その他の道路に係るバイパス: 一般国道と同じ	
千葉県	●	4車線・10km	自然公園区域等: 2車線	●	幅員 6.5m・10~20km			
東京都				●	幅員 6.5m・15km			
神奈川県	●	幅員 16m・5km	甲地域: 幅員 5m・2km 乙地域: 幅員 5m・5km	●	幅員 5m・10km	甲地域: 幅員 5m・2km 乙地域: 幅員 5m・5km	道路特別措置法に基づく道路: すべて 道路運送法に基づく自動車道: すべて	
新潟県	●	4車線・7.5km	特別配慮地域: 4車線・5km、2車線・10km	●	幅員 6.5m・15km	特別配慮地域: 幅員 6.5m・10km		
富山県	●	4車線・7.5km	自然環境特別配慮地域 A 地域: 2車線・2km 自然環境特別配慮地域 B 地域: 4車線・5km	●	幅員 6.5m・15km	自然環境特別配慮地域 A 地域: 幅員 6.5m・2km 自然環境特別配慮地域 B 地域: 幅員 6.5m・10km	道路運送法に基づく自動車道: 一般国道と同じ	
石川県				●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・15~20km)			
福井県				●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10~20km)			
山梨県	●	幅員 5.5m・10km (幅員 5.5m・8~10km)		●	幅員 4m・10km (幅員 4m・8~10km)			
長野県	△		(森林の区域等: 2車線・10km)	△		(森林の区域等: 2車線・10km)		
岐阜県								
静岡県				●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・15~20km)	特定地域: 5ha	高規格幹線道路: 新設すべて、改築1km	
愛知県				●	幅員 6.5m・15~20km			
三重県	●	4車線・5km	特別地域: 2車線・1km	●	4車線・5km	特別地域: 2車線・1km	その他の道路(農林道含む): 一般国道と同じ	
滋賀県	●	4車線・7.5km	自然公園特別地域: 2車線・2km	●	4車線・7.5km	自然公園特別地域: 幅員 5m・2km		
京都府				●	幅員 6.5m・15km (幅員 6.5m・10~15km)		その他の道路: 一般国道に同じ 特定地域林道(第1種要件): 幅員5m・10km	
大阪府				●	幅員 6.5m・10km		阪神高速道路: 新設、車線増加を伴う改築 自動車道: 新設、車線増加を伴う改築3km	
兵庫県	●	4車線・10km	特別地域: 4車線・7.5km、2車線・10km	●	4車線・10km	特別地域: 4車線・7.5km、2車線・10km		
奈良県				●	幅員 6.5m・15km			
和歌山县				●	幅員 6.5m・15km			
鳥取県	●	4車線・10km	特別地域: 4車線・7.5km、2車線・15km	●	4車線・10km	特別地域: 4車線・7.5km、2車線・15km		
島根県	●	2車線・10km		●	2車線・10km			
岡山県				●	幅員 6.5m・15km			
広島県				●	10km			
山口県				●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10~20km)			

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路					
	農 道			林 道		その他の 要件
	選定の 有無	長さ 0km (第2種: 0km以上0km未満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ 0km (第2種: 0km以上0km未満)	
徳島県	●	幅員 6.5m・15km (幅員 6.5m・10~15km)		●	幅員 6.5m・15km (幅員 6.5m・10~15km)	
香川県						その他の道路
愛媛県	●	4車線・7.5km		●	幅員 6.5m・15km	
高知県	△	(2車線・10km)		●	幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10~20km)	
福岡県				●	2車線・10km	
佐賀県	●	4車線・3.5km		●	幅員 6.5m・7km	
長崎県				●	2車線・15km	
熊本県	●	4車線・5km	農用地区域を除く森林地域: 2車線・10km	●	4車線・5km	農用地区域を除く森林地域: 2車線・10km
大分県						
宮崎県	●	4車線・5km		●	2車線・10km	道路運送法に基づく自動車道: 4車線・5km
鹿児島県	●	4車線・6km	特定地域: 4車線・4km	●	幅員 6.5m・10km	特定地域: 幅員 6.5m・7km
沖縄県	●	2車線・10km	特別配慮地域: 2車線・5km	●	幅員 4m・2km	特別配慮地域: 幅員 4m・2km
札幌市				●	幅員 6.5m・10km (幅員 6.5m・4~10km)	
仙台市				●	幅員 3.5m・10km	A 地域: 幅員 3.5m・5km B 地域: 幅員 3.5m・2km
さいたま市						道路運送法に基づく自動車道: すべて その他の道路に係るバイパスの設置: A地域: 4車線・2.5km B地域: 4車線・2km C地域: 2車線・1km
千葉市	●	4車線・5km		●	幅員 6.5m・5km	
横浜市						道路特別措置法に基づく道路: すべて
川崎市						道路特別措置法に基づく道路: すべて
静岡市						
名古屋市						道路特別措置法に基づく道路: すべて
京都市						道路特別措置法に基づく道路: すべて 道交法上の道路: 特定山間地域内幅員5m・10km
大阪市						阪神高速道路: 新設、車線増加を伴う改築
堺 市						阪神高速道路: 新設、車線増加を伴う改築 自動車道: 新設、車線増加を伴う改築 4車線・3km
神戸市						道路運送法に基づく自動車道: 2車線すべて
広島市				●	幅員 6.5m・3km	その他の道路: 一般国道に同じ
北九州市				●	2車線・10km	
福岡市				●	広域基幹林道すべて	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共団体名	河川工事															その他	
	ダム				湖沼水位調節施設				放水路				堰				
	選定の有無	湛水・貯水面積 Oha以上 (第2種: Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	土地改変面積 Oha以上 (第2種: Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	土地改変面積 Oha以上 (第2種: Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	湛水・貯水面積 Oha以上 (第2種: Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	
北海道	●	100ha (50~100ha)	(特別地域等: 30ha)		●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)			
青森県	●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)			
岩手県	●	100ha (50~100ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)						●	100ha (50~100ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)		●	100ha (50~100ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)		
宮城県	●	75ha (20~75ha)			●	75ha (20~75ha)			●	75ha (20~75ha)			●	75ha (20~75ha)			
秋田県	●	75ha	特定地域: 50ha		●	75ha	特定地域: 50ha		●	75ha	特定地域: 50ha		●	75ha	特定地域: 50ha		
山形県	●	75ha	特別地域: 50ha						●	75ha	特別地域: 50ha		●	75ha	特別地域: 50ha		
福島県	●	75ha (50~75ha)			●	75ha (50~75ha)			●	75ha (50~75ha)			●	75ha (50~75ha)			
茨城県	●	75ha			●	75ha			●	75ha			●	75ha			
栃木県	●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha														
群馬県	●	50ha (30~50ha)	配慮地域: 30ha (15~30ha)						●	50ha (30~50ha)	配慮地域: 30ha (15~30ha)		●	50ha (30~50ha)	配慮地域: 30ha (15~30ha)		
埼玉県	●	50ha	特別地域: 30ha						●	50ha							
千葉県	●	75~100ha		●	75~100ha			●	75~100ha			●	75~100ha				
東京都	●	75ha			●	75ha			●	河川区域の幅 30m 以上かつ長さ 1km 以上または 75ha 以上の土地の形状を変更			●	75ha			
神奈川県	●	土砂流出防止・調節事業、発電電気工作物事業、小規模ダムを除く							●	20ha	甲地域: 1ha 乙地域: 3ha		●			長さ 200m	
新潟県	●	50ha	特別配慮地域: 30ha						●	50ha	特別配慮地域: 30ha		●	50ha	特別配慮地域: 30ha		
富山県	●	75ha	自然環境特別配慮地域 A 地域: 1ha 自然環境特別配慮地域 B 地域: 50ha		●	75ha	自然環境特別配慮地域 A 地域: 1ha 自然環境特別配慮地域 B 地域: 50ha		●	75ha	自然環境特別配慮地域 A 地域: 1ha 自然環境特別配慮地域 B 地域: 50ha		●	75ha	自然環境特別配慮地域 A 地域: 1ha 自然環境特別配慮地域 B 地域: 50ha		
石川県	●	100ha (75~100ha)			●	100ha (75~100ha)			●	100ha (75~100ha)			●	100ha (75~100ha)			
福井県	●	100ha (75~100ha)			●	100ha (75~100ha)			●	100ha (75~100ha)			●	100ha (75~100ha)			
山梨県	●	40ha (30~40ha)							●	40ha (30~40ha)			●	40ha (30~40ha)			
長野県	●	50ha	(森林の区域等: 30ha)														
岐阜県	●	75ha							●	75ha							
静岡県	●	100ha (75~100ha)	特定地域: 5ha						●	100ha (75~100ha)	特定地域: 5ha						
愛知県	●	75~100ha			●	75~100ha			●	75~100ha			●	75~100ha			
三重県	●	20ha	特別地域: 10ha	堤頂高: 30m									●			長さ 300m 改築: 改築後 300m・150m 増	
滋賀県	●	50ha			●	50ha			●	20ha			●	50ha			
京都府	●	75ha (50ha~75ha)							●	75ha (50ha~75ha)			●	75ha (50ha~75ha)			
大阪府	●	50ha			●	50ha			●	50ha			●	50ha			
兵庫県	●	100ha	特別地域: 50ha										●	100ha	特別地域: 50ha		
奈良県	●	50ha	指定地域: 20ha														
和歌山县	●	75ha			●	75ha			●	75ha			●	75ha			
鳥取県	●	100ha	特別地域: 75ha		●	100ha	特別地域: 75ha		●	100ha	特別地域: 75ha		●	100ha	特別地域: 75ha		
島根県	●	50ha			●	50ha			●	50ha			●	50ha			
岡山県	●	50ha							●	75ha			●	75ha			
広島県	●	50ha							●	50ha			●	50ha			

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共団体名	河川工事														その他	
	ダム				湖沼水位調節施設				放水路				堰			
選定の有無	湛水・貯水面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	土地改変面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	土地改変面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	湛水・貯水面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	その他
山口県	● 100ha(50~100ha)							● 100ha(50~100ha)				● 100ha(50~100ha)				
徳島県	● 75ha(50~75ha)							● 75ha(50~75ha)				● 75ha(50~75ha)				
香川県	● 75ha															
愛媛県	● 50ha							● 50ha				● 50ha				
高知県	● 100ha(50~100ha)							● 100ha(50~100ha)				● 100ha(50~100ha)				
福岡県	● 50ha							● 50ha				● 50ha				
佐賀県	● 35ha							● 35ha				● 35ha				※ 堰の場合、湛水面積17.5ha以上の増加、改変後の面積が35ha以上
長崎県	● 30ha											● 30ha				
熊本県	● 50ha							● 50ha				● 50ha				
大分県																
宮崎県	● 50ha							● 50ha				● 50ha				
鹿児島県	● 40ha	特定地域：30ha		● 40ha	特定地域：30ha			● 40ha	特定地域：30ha			● 40ha	特定地域：30ha			
沖縄県	● 20ha	特別配慮地域：10ha						● 15ha	特別配慮地域：7.5ha			● 15ha	特別配慮地域：7.5ha			砂防ダム：5ha、特別配慮地域2.5ha
札幌市	● 50ha(20~50ha)							● 50ha(20~50ha)				● 50ha(20~50ha)				
仙台市	● 20ha	A地域：10ha B地域：5ha						● 20ha	A地域：10ha B地域：5ha			● 20ha	A地域：10ha B地域：5ha			
さいたま市								● 10ha	B地域：5ha C地域：3ha			● 10ha	B地域：5ha C地域：3ha			
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市	● 20ha							● 20ha				● 20ha				
大阪市																
堺市																
神戸市	● 兵庫県に同じ	100ha	特別地域：50ha									● 兵庫県に同じ	100ha	特別地域：50ha		
広島市	● 40ha							● 40ha				● 40ha				
北九州市	● 50ha							● 50ha				● 50ha				
福岡市	● 10ha											● 10ha				2級河川の改修：1km以上

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共団体名	鉄道						飛行場					
	新幹線鉄道	普通鉄道・軌道			その他鉄道・操車場等		飛行場の新設、滑走路の延長				ヘリポート	
		選定の有無	新設〇m以上	改良〇m以上	地域要件（第2種要件）	その他鉄道・操車場等（第2種要件）	地域要件（第2種要件）	選定の有無	新設〇m以上（第2種：〇m以上〇m未満）	地域要件（第2種要件）	延長〇m以上（第2種：〇m以上〇m未満）	地域要件（第2種要件）
北海道		●	10km (5~10km)	10km (5~10km)				●	2,500m (1,250~2,500m)		500m (250~500m)	
青森県		●	10km (5~10km)	10km (5~10km)		トンネル：掘削量 50 万 m ³		●	2,500m (1,250~2,500m)		500m (250~500m)	
岩手県		△	(5~7.5km)	(5~7.5km)	(特別地域：2km)	懸垂式鉄道、跨座式鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道、索道：10km (5~10km)	(特別地域：2km)					
宮城県		●	7.5km (2~7.5km)	7.5km (2~7.5km)								
秋田県		●	7.5 km	7.5 km	特定地域：5 km			●	1,875m	特定地域：1,250m	375m	特定地域：250m
山形県												
福島県		●	7.5km (5~7.5km)	7.5km (5~7.5km)				●	1,875m (1,250~1,875m)		375m (250~375m)	
茨城県		●	7.5km	7.5km				●	1,875m		375m	
栃木県								●	すべて		航空規則の等級変更規模	●
群馬県		●	10km (6~10km)	10km (6~10km)	配慮地域：6km (3~6km)			●	2,500m (1,000~2,500m)	配慮地域：1000m	500m (2割)	配慮地域：200m
埼玉県		●	すべて	5km		操車場、車庫、車両検査修繕施設その他：20ha		●	すべて		500m	●
千葉県		●	5km	5km		モノレール：5km		●	1,875m		375m	
東京都	●	●	すべて	1km		モノレール：すべて		●	すべて		500m	●
神奈川県		●	1km	線路増設：1km		鋼索鉄道（ケーブルカー）、索道の建設：すべて操車場、検車場：10ha	操車場、検車場甲地域：1ha 乙地域 3ha	●	1ha 以上		300m	●
新潟県		●	7.5km	7.5km	特別配慮地域：5km			●	1,875m	特別配慮地域：1250m	375m	特別配慮地域：250m
富山県		●	7.5km	7.5km	自然環境特別配慮地域 A 地域：すべて 自然環境特別配慮地域 B 地域：5km	懸垂式、跨座式、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道若しくは索道又は新設軌道を除く軌道	自然環境特別配慮地域 A 地域：すべて	●	1,875m	自然環境特別配慮地域：すべて	375m	自然環境特別配慮地域：すべて
石川県	●	●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)				●	2,500m (1,875~2,500m)		500m (375~500m)	
福井県	●	●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)				●	2,000m (1,500~2,000m)		500m (375~500m)	
山梨県		●	5km	5km				●	すべて		375m	●
長野県		●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)				●	すべて		500m (375~500m)	
岐阜県		●	7.5km					●	1,875m		375m	
静岡県		●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)	特定地域：5ha			●	2,500m (1,875~2,500m)	特定地域：5ha	500m (375~500m)	特定地域：5ha
愛知県		●	7.5~10km	7.5~10km		懸垂式、跨座式、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道（その他の鉄道）及び新設軌道を除く軌道法による軌道（その他の軌道）：7.5km		●	1,875~2,500m		375m	
三重県		●	5km	5km	特別地域：1km			●	すべて		500m	特別地域：100m
滋賀県	●	●	7.5km	7.5km		その他の鉄道：7.5km		●	1,875m		375m	

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成 19 年 12 月末現在

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	鉄道						飛行場						
	新幹 線鉄 道	普通鉄道・軌道			その他鉄道・操車場等		飛行場の新設、滑走路の延長				ヘリポート		
	選定 の 有無	選定の 有無	新設 Om以上	改良 Om以上	地域要件 (第2種要件)	その他鉄道・操車場等 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	新設Om以上 (第2種: Om以上 Om未満)	地域要件 (第2種要件)	延長Om以上 (第2種: Om以上 Om未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無
神戸市	●	すべて	線路・軌道数増設：すべて 立体交差化：3箇所				●	すべて		375m		●	
広島市	●	すべて	1km				●	すべて		250m			
北九州市	●	5km	5km				●	1,250m		250m			
福岡市	●	1km	線路・軌道数増設：1km 連続立体交差				●	すべて		すべて		●	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共団体名	埋立・干拓			
	選定の有無	面積Oha以上 (第2種: Oha以上Oha未満)	地域・上物による要件 (第2種要件)	その他
北海道	●	50ha 超 (25超~50ha)		
青森県	●	50ha 超 (25~50ha)		
岩手県				
宮城県	●	40ha 超 (20~40ha)		
秋田県	●	40ha	特定地域: 25ha	
山形県				
福島県	●	40ha (30~40ha)		
茨城県	●	40ha		
栃木県				
群馬県	●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (5~20ha)	
埼玉県				
千葉県	●	40ha		
東京都	●	15ha		
神奈川県	●	15ha	甲地域: 1ha 乙地域: 3ha	
新潟県	●	40ha	特別配慮地域: 25ha	
富山県	●	40ha		土地改良法に基づく埋立・干拓含む
石川県	●	50ha 超 (40~50ha)		環境保全上特別の配慮を要する埋立
福井県	●	50ha 超 (40~50ha)		
山梨県	●	20ha (10~20ha)		
長野県				
岐阜県				
静岡県	●	50ha (25~50ha)	特定地域: 5ha	
愛知県	●	40~50ha		
三重県	●	15ha	特別地域: 5ha	
滋賀県	●	3ha		
京都府	●	40ha (30~40ha)		
大阪府	●	25ha 超		
兵庫県	●	50ha 超		環境保全上特別の配慮を要する埋立
奈良県				
和歌山県	●	40ha		
鳥取県	●	50ha 超	特別地域: 40ha	
島根県	●	25ha		
岡山県	●	10ha		
広島県	●	25ha	重要港湾区域内での要件有	
山口県	●	50ha 超 (15~50ha)		
徳島県	●	40ha 超 (25~40ha)		
香川県	●	40ha	自然海浜保全地区、終末処理場他: 15ha	
愛媛県	●	25ha	自然海浜保全地区: 15ha	
高知県	●	50ha 超 (25~50ha)		
福岡県	●	25ha		
佐賀県	●	17.5ha		
長崎県	●	埋立 5ha、干拓 15ha		
熊本県	●	25ha	干潟若しくは藻場又は自然公園地域: 5ha	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	埋立・干拓			
	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域・上物による要件 (第2種要件)	その他
大分県	●	40ha (20~40ha)		
宮崎県	●	25ha		土地改良法に基づく埋立・干拓含む
鹿児島県	●	20ha	特定地域：16ha	
沖縄県	●	15ha	特別配慮地域：7.5ha	公有水面で建設される養殖場：15ha 特別配慮地域：7.5ha
札幌市				
仙台市	●	10ha	A 地域：5ha	
さいたま市				
千葉市	●	40ha		
横浜市	●	15ha (12~15ha)		
川崎市	●	15ha		公有水面埋立以外の埋立
静岡市				
名古屋市	●	10ha		
京都市				
大阪市	●	15ha		
堺市	●	10ha		
神戸市	●	40ha		港湾法に規定する港湾区域外は15ha以上
広島市	●	25ha	15ha：干潟、藻場、自然海浜等が含まれるもの など	
北九州市	●	25ha		
福岡市	●	20ha		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物最終処分場												廃棄物処理施設					
	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種要件)	容量Om ³ 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	廃棄物の種類 による規模要件	選定の 有無	処理能力		面積Oha以上 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	処理能力		面積 Oha以上	地域要件			
							Ot/h以上 (第2種要件)	Ot/日以上 (第2種要件)				Okl/h以上 (第2種要件)	Okl/日以上 (第2種要件)					
北海道	●	30ha (15~30ha)				●			30ha (15~30ha)		●			30ha (15~30ha)				
青森県	●	すべて				●		焼却 100t/日			●		100k1/日					
岩手県	△	(5~25ha)				●	焼却 4t/h (2~4t/h)				●	4k1/h (2~4k1/h)						
宮城県	●	25ha (10~25ha)																
秋田県	●	3ha		特定地域：1.5ha		●	焼却 8t/h			特定地域：焼却 4t/h	●	8k1/h			特定地域：4k1/h			
山形県	●	3ha	15万m ³	特別地域： 1.5ha/7.5万m ³		●	焼却 8t/h			特別地域：焼却 4t/h	●	8k1/h			特別地域：4k1/h			
福島県	●	5ha	25万m ³			●	焼却 4t/h											
茨城県	●	10ha						300t/日			●		300k1/日					
栃木県	●	10ha		配慮地域：7.5ha 特別配慮地域： 5ha		●	焼却 12t/h											
群馬県	●	8ha		配慮地域：3.2ha		●	6t/h			配慮地域：2.4t/h	●		150k1/日		配慮地域：60k1/日			
埼玉県	●	10ha				●		200t/日			●		250k1/日					
千葉県	●	4~30ha				●		100t/日			●		250k1/日					
東京都	●	1ha	5万m ³		特定有害産業廃棄物： 0.1万m ³	●		200t/日			●		100k1/日					
神奈川県	●	3ha		甲地域：1ha		●		200t/日	3ha	甲地域：1ha, 200t/日	●		200t/日	3ha	甲地域：1ha, 200t/日			
新潟県	●	5ha	25万m ³	特別配慮地域： 3ha/15万m ³		●		100t/日		特別配慮地域：60t/日	●		100k1/日		特別配慮地域：60k1/日			
富山県	●	25ha				●		150t/日 焼却又は溶融			●		150k1/日					
石川県	●	5ha				●		100t/日			●		100k1/日					
福井県	●	30ha (25~30ha)				●		100t/日 (75~100t/日)			●		100k1/日 (75~100k1/日)					
山梨県	●	10ha				●	8t/h				●		100k1/日					
長野県	●	5ha	25万m ³			●	4t/h				●		250k1/日					
岐阜県	●	25ha (5~25ha)				●		200t/日 (100~200t/日)										
静岡県	●	30ha (15~30ha)		特定地域：5ha		●		200t/日 (150~200t/日)		特定地域：5ha	●		200k1/日 (150~200k1/日)		特定地域：土地形状変更 5ha			
愛知県	●	25~30ha				●		150t/日			●		150k1/日					
三重県	●	2.5ha (敷地)		特別地域：すべて		●	4t/h (焼却)			特別地域：2t/h								
滋賀県	●	5ha				●	4t/h				●		100k1/日					
京都府	●	5ha				●	4t/h				●		100k1/日					
大阪府	●	10ha				●		100t/日 (焼却) 200t/日 (焼却以外)			●		100k1/日					
兵庫県	●	15ha				●		450t/日			●		150k1/日					
奈良県	●	3ha				●	8t/h				●		100k1/日					
和歌山県	●	25ha																
鳥取県	●	25ha		特別地域：18ha		●		100t/日		特別地域：75t/日	●		100k1/日		特別地域：75t/日			
島根県	●	15ha				●		100t/日			●		100k1/日					
岡山県	●	5ha				●	4t/h											
広島県	●	10ha				●	8t/h				●		150k1/日					
山口県	●	30ha (15~30ha)				●		200t/日			●		200k1/日					

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物処理施設							その他	
	産業廃棄物中間処理施設								
	選定の 有無	すべて	要件	地域要件	選定の 有無	要件 (第2種要件)	地域要件		
北海道	●	●	30ha(15~30ha)						
青森県	●				●	焼却 100t/日		PCB処理施設すべて	
岩手県	●				●	焼却 4t/h (2~4t/h)		油水分離、中和施設	
宮城県									
秋田県	●				●	焼却 8t/h	特定地域：焼却 4t/h		
山形県	●				●	焼却 8t/h	特別地域：焼却 4t/h		
福島県	●				●	焼却 4t/h			
茨城県	●				●	300t/日			
栃木県	●				●	12t/h			
群馬県	●	●	6t/h	配慮地域：2.4t/h					
埼玉県	●	●	ガス 4万 m ³ 水 5千 m ³						
千葉県	●				●	100t/日			
東京都	●	●	敷地面積 9千 m ² 建築面積 3千 m ²						
神奈川県	●	●	3ha, 200t/日	甲地域：1ha, 200t/日	●	200t/日			
新潟県	●				●	100t/日	特別配慮地域：60t/日		
富山県	●				●	150t/日 焼却又は溶融			
石川県	●				●	100t/日			
福井県	●				●	100t/日 (75~100t/日)			
山梨県	●				●	8t/h			
長野県	●				●	4t/h			
岐阜県	●	●			●	200t/日 (100~200t/日)			
静岡県	●				●	200t/日 (150~200t)	特定地域：土地形状変更 5ha		
愛知県	●				●	150t/日			
三重県	●				●	4t/h	特別地域：2t/h		
滋賀県	●				●	4t/h			
京都府	●				●	4t/h			
大阪府	●				●	焼却 100t/日		汚泥、廃酸又は廃アルカリの焼却施設にあっては燃料の量 4kl/h	
兵庫県					●	450t/日			
奈良県	●				●	8t/h			
和歌山县									
鳥取県	●				●	100t/日	特別地域：75t/日		
島根県	●				●	100kl/日			
岡山県	●				●	4t/h			
広島県	●				●	8t/h			
山口県	●				●	200t/日			
徳島県	●				●	150t/日 (100~150t/日)			
香川県	●				●	250t/日			
愛媛県	●				●	50t/日			

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物処理施設							その他	
	産業廃棄物中間処理施設								
	選定の 有無	すべて	要件	地域要件	選定の 有無	要件 (第2種要件)	地域要件		
高知県	●				●	100t/日			
福岡県									
佐賀県	●				●	100t/日			
長崎県	●				●	4t/h			
熊本県	●				●	4t/h 又は 100t/ 日			
大分県	●	●	200t/日						
宮崎県	●				●	100t/日			
鹿児島県									
沖縄県	●				●	50t/日	特別配慮地域：25t/日	PCB焼却施設すべて	
札幌市	●	●	15ha (6ha)		●	100t/日 (40t/日)			
仙台市	●	●	20ha	A 地域：10ha B 地域：5ha	●	5ha 又は 100t/日			
さいたま市	●	●	200t/日	B 地域：100t/日 (破碎 1,000t/日) C 地域：すべて	●	50t/日	B 地域：20 t C 地域：すべて	積み換え、保管5千m ³	
千葉市	●				●	100t/日		溶融施設	
横浜市	●	●	敷地面積 9 千m ² 建築面積 3 千m ²						
川崎市	●	●	敷地面積 9 千m ² 建築面積 3 千m ² 200t/日(すべて)						
静岡市									
名古屋市	●				●	150t/日			
京都市	●	●	敷地面積 9 千m ² 建築面積 3 千m ² 200t/日(すべて)		●	4t/h			
大阪市	●				●	100t/日		汚泥、廃酸又は廃アルカリ焼却燃料の量 4kl/h	
堺市	●				●	100t/日		汚泥、廃酸又は廃アルカリ焼却燃料の量 4kl/h	
神戸市	●				●	200t/日		産廃処理特定施設：10ha	
広島市	●				●	8t/h			
北九州市	●				●	50t/日			
福岡市	●				●	200t/日			

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成											
	土地区画整理			新住宅市街地開発			新都市基盤整備			流通業務団地造成		
	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種: Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種: Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種: Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種: Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)
北海道	●	100ha (50~100ha)		●	100ha (50~100ha)					●	100ha (50~100ha)	
青森県	●	100ha (50~100ha)	山林原野: 50ha	●	100ha (50~100ha)	山林原野: 50ha	●	100ha (50~100ha)	山林原野: 50ha	●	100ha (50~100ha)	山林原野: 50ha
岩手県	●	100ha (50~100ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)	△	(50~75ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)	△	(50~75ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)	●	100ha (50~100ha)	(特別地域: 1ha) (普通地域: 10ha)
宮城県	●	75ha (20~75ha)										
秋田県	●	75ha	特定地域: 50ha							●	75ha	特定地域: 50ha
山形県	●	75ha	特別地域: 50ha							●	75ha	特別地域: 50ha
福島県	●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)	
茨城県	●	75ha		●	75ha		●	75ha		●	75ha	
栃木県	●	20~50ha ※工業系土地利用とその他土地利用との割合による	配慮地域: 15~37.5ha 特別配慮地域: 10~25ha	●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha	●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha	●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha
群馬県	●	100ha (50~100ha)	配慮地域: 50ha (配慮地域: 20~50ha)	●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (配慮地域: 5~20ha)	●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (配慮地域: 5~20ha)	●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (配慮地域: 5~20ha)
埼玉県	●	50ha								●	20ha	
千葉県	●	住宅、工場、研究施設: 50ha 上記以外: 75ha		●	75~100ha		●	75~100ha		●	75~100ha	
東京都	●	40ha	樹林地等を15ha含む場合: 20ha	●	40ha		●	すべて		●	すべて	
神奈川県	●	40ha	甲地域: 1ha 乙地域: 3ha							●	10ha	甲地域: 1ha 乙地域: 3ha
新潟県	●	75ha	特別配慮地域: 50ha							●	50ha	特別配慮地域: 30ha
富山県	●	75ha		●	75ha		●	75ha		●	75ha	
石川県	●	100ha (75~100ha)		●	100ha (75~100ha)		●	100ha (75~100ha)		●	100ha (75~100ha)	
福井県	●	100ha (75~100ha)								●	100ha (75~100ha)	
山梨県	●	75ha (50~75ha)		●	30ha (15~30ha)		●	30ha (15~30ha)		●	30ha (15~30ha)	
長野県	●	100ha (75~100ha)	森林の区域等: 30ha							●	20ha	
岐阜県	●	70ha								●	70ha (40~70ha)	
静岡県	●	100ha (50~100ha)	特定地域: 5ha	●	100ha (50~100ha)	特定地域: 5ha	●	100ha (50~100ha)	特定地域: 5ha	●	100ha (50~100ha)	特定地域: 5ha
愛知県	●	75ha		●	75~100ha		●	75~100ha		●	75ha	
三重県	●	20ha	用途地域: 50ha 特別地域: 10ha							●	20ha	特別地域: 10ha
滋賀県	●	20ha	森林地域: 15ha 自然公園区域: 10ha	●	20ha	森林地域: 15ha 自然公園区域: 10ha	●	20ha	森林地域: 15ha 自然公園区域: 10ha	●	20ha	森林地域: 15ha 自然公園区域: 10ha
京都府	●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)	
大阪府	●	50ha		●	50ha		●	50ha		●	50ha	
兵庫県										●	100ha	特別地域: 50ha
奈良県	●	50ha	指定地域: 20ha									
和歌山県	●	75ha		●	75ha		●	75ha		●	75ha	
鳥取県	●	75ha	特別地域: 50ha							●	75ha	特別地域: 50ha
島根県	●	50ha								●	50ha	
岡山県	●	75ha								●	10ha	
広島県	●	50ha		●	50ha					●	50ha	
山口県	●	100ha (50~100ha)								●	100ha (50~100ha)	
徳島県	●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)		●	75ha (50~75ha)	
香川県	●	75ha								●	20ha	
愛媛県	●	75ha								●	50ha	
高知県	●	100ha (50~100ha)								●	100ha (50~100ha)	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成											
	土地区画整理			新住宅市街地開発			新都市基盤整備			流通業務団地造成		
	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種：Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種：Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種：Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積Oha以上 (第2種：Oha以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)
福岡県												
佐賀県	●	35ha		●	35ha		●	35ha		●	35ha	
長崎県	●	30ha								●	30ha	
熊本県	●	50ha	地下水保全地域：25ha	●	50ha	地下水保全地域：25ha	●	50ha	地下水保全地域：25ha	●	50ha	地下水保全地域：25ha
大分県										●	75ha (30～75ha)	
宮崎県	●	50ha		●	50ha		●	50ha		●	50ha	
鹿児島県	●	40ha	特定地域：30ha	●	40ha	特定地域：30ha				●	40ha	特定地域：30ha
沖縄県	●	30ha	特別配慮地域：15ha									
札幌市	●	50ha (20～50ha)		●	50ha (20～50ha)					●	50ha (20～50ha)	
仙台市	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha							●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha
さいたま市	●	20ha	B地域：5ha C地域：3ha							●	10ha	B地域：5ha C地域：3ha
千葉市	●	市街化区域：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha
横浜市	●	40ha (30～40ha)	森林区域を10ha以上含む場合：20ha (森林区域を7.5ha以上含む場合：15ha)							●	10ha (7.5～10ha)	
川崎市												
静岡市												
名古屋市	●	50ha								●	10ha	
京都市	●	50ha		●	20ha	特定地域：10ha	●	20ha	特定地域：10ha	●	10ha	
大阪市	●	50ha								●	10ha	
堺市	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha
神戸市										●	10ha	
広島市	●	市街化区域：40ha 市街化調整区域：20ha								●	10ha	
北九州市	●	50ha		●	50ha		●	50ha		●	50ha	
福岡市	●	30ha								●	20ha	

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成 19 年 12 月末現在

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

) 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成 19 年 12 月末現在

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成													その他 (第2種要件)		
	スポーツ・レクレーション施設				面開発複合				土石採取			鉱物採取				
	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以 上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	
北海道	●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)										建築物等の新築等を目的に行われる土地の形状の変更 50ha
青森県	●	50ha (25~50ha)		ゴルフ場別途要件 有					●	50ha (25~50ha)						
岩手県	●	100ha (50~100ha)	特別地域: 1ha 普通地域: 10ha						●	50ha (25~50ha)	特別地域: 1ha 普通地域: 5ha		●	100ha (50~100ha)	特別地域: 1ha 普通地域: 10ha	石油貯蔵施設、自動車テストコース、変電所、水道施設、大規模小売店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所、卸売市場用地造成: 100ha (50~100ha)、特別地域 1ha、普通地域 10ha
宮城県	●	75ha (20~75ha)		公園設置含む	●				●	75ha (20~75ha)						
秋田県	●	50ha	特定地域: 25ha	ゴルフ場別途要件 有					●	50ha	特定地域: 25ha		●	50ha	特定地域: 25ha	残土処分場: 30ha、特定地域 15ha
山形県	●	50ha	特別地域: 25ha		●	75ha	特別地域: 50ha		●	30ha	特別地域: 15ha		●	30ha	特別地域: 15ha	
福島県	●	75ha (50~75ha)							●	75ha (50~75ha)						
茨城県					●	75ha			●	50ha						
栃木県	●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha		●	20~50ha ※工業系土地利用 とその他土地利用 との割合による	配慮地域: 15 ~ 37.5ha 特別配慮地域: 10 ~25ha		●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha		●	50ha	配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha	試験研究団地、自動車用テストコース: 50ha 配慮地域: 37.5ha 特別配慮地域: 25ha
群馬県	●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (配慮地域: 5 ~ 20ha)	スキー場別途要件 有	●		※に同じ	●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (配慮地域: 5 ~ 20ha)		●	50ha (20~50ha)	配慮地域: 20ha (配慮地域: 5 ~ 20ha)	都市公園: 100ha (40~100ha) 配慮地域 40ha (10~40ha) 森林公園: 30ha (12~30ha) 配慮地域 12ha (3~12ha) 学校用地、研究所用地、研究所団地、墓地、墓園、浄水施設、配水施設、発生土処分場: 50ha (20~50ha) 配慮地域 20ha (5~20ha)	
埼玉県	●	50ha	森林等の地域: 20ha		●		※に同じ	●	30ha							研究所用地、学校用地、浄水施設用地: 20ha 墓地又は墓園: 50ha、森林等の地域: 20ha
千葉県	●	75ha		ゴルフ場別途要件 有	●	50ha		●	30ha							土砂等埋立て等: 40ha、自然公園等 10ha
東京都								●	10ha				●	10ha		卸売市場: 10ha 市街地再開発、住宅街区整理: 20ha 第二種特定工作物: 40ha、樹林地等を 15ha 含む場合: 20ha 駐車場: 1,000 台 住宅団地新設: 1,500 戸
神奈川県	●	20ha	甲地域: 1ha 乙地域: 3ha					●	10ha	甲地域: 1ha 乙地域: 3ha						研究所: 3ha、甲地域 1ha 研究所団地: 10ha、甲地域 1ha、乙地域 3ha 発生土処分場、墓地・墓園、学校用地: 20ha、甲地域 1ha、乙地域 3ha
新潟県	●	50ha	特別配慮地域: 30ha		●		※に同じ	●	50ha	特別配慮地域: 30ha						
富山県	●	50ha ゴルフ場、スキーフィールドのみ			●		※に同じ	●	50ha							土地の形状変更など: 自然環境特別配慮地域 A 地域 1ha、B 地域 20ha
石川県	●	3ha スキー場 50ha 大規模レクリエーション施設	(自然公園等の区域: 15ha)	ゴルフ場別途要件 有												別荘団地等: 50ha (自然公園等の区域: 15ha)

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成														その他 (第2種要件)	
	スポーツ・レクレーション施設				面開発複合				土石採取				鉱物採取			
	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以 上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	
福井県	●	50ha (40~50ha)							●	30ha (25~30ha)						
山梨県	●	50ha (25~50ha)							●	20ha (10~20ha)			●	20ha (10~20ha)		宅地の造成: 20ha(10~20ha) ※本県条例においては「宅地の造成」は、土地の改変行為全般を包括するものとして整理されている。
長野県	●	ゴルフ場・スキーフィールド 50ha	ゴルフ場・スキーフィールド 森林の区域等: 30ha その他施設森林の区域等: 30ha&土地の改 変: 10ha		●			●	50ha	森林の区域等: 30ha		●	50ha	森林の区域等: 30ha	別荘団地: 50ha (森林の区域等 30ha)	
岐阜県																土地開発: 40ha(20~40ha)、標高 1500m以上 5ha
静岡県	●	50ha	特定地域: 5ha		●	50ha	特定地域: 5ha		●	50ha	特定地域: 5ha					残土処分場: 50ha(20~50ha) 特定地 域: 5ha
愛知県					●	75ha			●	75ha 又は土地改 変区域 37.5ha			●	75ha 又は土地改 変区域 37.5ha		公園、第二種特定工作物: 37.5~75ha
三重県	●	20ha	特別地域: 10ha	都市公園: 50ha 変更: 20ha(10ha) 増加	●				●	20ha	特別地域: 10ha	変更: 20ha (10ha) 増加	●	20ha	特別地域: 10ha	
滋賀県	●	20ha	森林地域: 15ha 自然公園区域: 10ha		●	20ha			●	20ha	琵琶湖中: 5ha 自然公園区域: 10ha					第二種特定工作物: 20ha (森林地域 15ha、自然公園 10ha)
京都府	●	75ha (50~75ha)			●	75ha (50~75ha)										
大阪府					●	50ha			●	20ha						開発行為: 50ha 発生土の処分、発生土による土地の造 成: 10ha
兵庫県	●	100ha 第2種特定工作 物、都市公園	特別地域: 50ha	ゴルフ場別途要件有	●	100ha	特別地域: 50ha		●	100ha	特別地域: 50ha		●	100ha	特別地域: 50ha	
奈良県	●	50ha	指定地域: 20ha		●	50ha	指定地域: 20ha	※に同じ	●	認可地域 3ha						
和歌山県	●	75ha			●	75ha			●	50ha						
鳥取県	●	75ha	特別地域: 50ha	ゴルフ場、スキーフィールド 別途要件有	●				●	50ha	特別地域: 37.5ha					大規模畜産団地: 75ha、特別地域 50ha
島根県	●	50ha		ゴルフ場別途要件 有	●	50ha			●	50ha						
岡山県	●	10ha			●	10ha			●	20ha						試験研究施設: 10ha
広島県	●	50ha		ゴルフ場、スキーフィールド 別途要件有	●	50ha			●	20ha						
山口県	●	100ha (50~100ha)			●	100ha (算定式による)			●	100ha (50~100ha)			●	100ha (50~100ha)		
徳島県	●	50ha (25~50ha)		都市公園別途要件有	●			※に同じ	●	50ha (25~50ha)						畜産施設の設置: 50ha (25~50ha)
香川県	●	20ha							●	20ha						
愛媛県	●	50ha		ゴルフ場別途要件有					●	50ha			●	50ha		
高知県	●	50ha			●			※に同じ	●	50ha						
福岡県	●	50ha		ゴルフ場別途要件有					●	50ha			●	50ha		墓園の造成: 50ha
佐賀県	●	35ha		ゴルフ場別途要件有					●	35ha			●	35ha		その他の用地造成: 35ha
長崎県	●	30ha			●	30ha										
熊本県	●	50ha	地下水保全地域: 25ha	ゴルフ場別途要件有					●	30ha		変更後 50ha				その他の造成: 50ha (地下水保全地域 25ha)
大分県	●	75ha (30~75ha)		ゴルフ場別途要件有												その他の土地開発: 75ha (30~75ha)

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成													その他 (第2種要件)		
	スポーツ・レクレーション施設				面開発複合				土石採取			鉱物採取				
	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以 上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	
宮崎県	●	50ha		ゴルフ場別途要件 有					●	50ha						
鹿児島県	●	ゴルフ場新設： ホール数 18 以 上、平均距離 100m 以上、又 は、ホール数 9 以上 18 未満、平 均距離 150m 以 上 ゴルフ場変更： 増設 9 ホール以 上	特定地域 ゴルフ場：新設すべ て ゴルフ場増設：6 ホ ール以上												その他の土地の改変：40ha (特定地 域: 30ha)	
沖縄県	●	20ha	特別配慮地域：10ha	ゴルフ場別途要件 有					●	10ha	特別配慮地域：5ha		●	10ha	特別配慮地域： 5ha	
札幌市	●	50ha (20~50ha)			●	50ha (20~50ha)			●	20ha						
仙台市	●	20ha	A 地域：10ha B 地域：5ha		●	20ha	A 地域：10ha B 地域：5ha		●	20ha	A 地域：10ha B 地域：5ha					別荘団地、研究所団地、学校用地、淨 水施設・排水施設用地、都市公園、墓 地・墓園：20ha、A 地域 10ha、B 地域 5ha
さいたま市																研究施設：5ha 又は化学物質取扱量 500t/年以上、B 地域 3ha 又は化学物 質取扱量 500t/年以上、C 地域 1ha 又 は化学物質取扱量 500t/年以上 淨水施設：5ha、B 地域 3ha、C 地域 1ha 公園建設、学校用地、開発行為、調節 池設置：10ha、B 地域 5ha、C 地域 3ha
千葉市	●	市街化区域内： 50ha 市街化調整区域： 20ha	特定区域：10ha		●	10ha (算定式による)		A/50 + B/20 + C/10+D が 1 以上	●	30ha	特定区域等：10ha					土砂等の埋立て等：40ha、特定区域等 10ha
横浜市																開発行為：市街化区域 20ha (15~ 20ha)、市街化調整区域 10ha (7.5~ 10ha) 第二種特定工作物：市街化区域内： 20ha、市街化調整区域：10ha 都市公園：20ha (15~20ha) 自然科学研究所：3ha 以上 (25.~ 3ha) かつ化学物質等使用施設
川崎市																開発行為：10ha (5~10ha、1~5ha) 淨水施設：10ha (10ha 未満) 商業施設の新設：敷地面積 10ha 又は 延べ床面積 10 万 m ² (1種・3種行為以 外、1~5ha かつ延べ床面積 5 万 m ² 未 満) 研究施設の新設：3ha 以上かつ住居系 用途地域内 (3ha 以上でその他用途地 域内)
静岡市																
名古屋市	●	10ha														開発行為：10ha
京都市									●	5ha						都市公園、開発行為：20ha、特定地域 10ha
大阪市	●	30ha							●	20ha						開発行為：50ha 駐車場：1,000 台 地下利用施設：地表面下 20m 以深部 分の容積 50 万 m ³

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成													その他 (第2種要件)		
	スポーツ・レクリエーション施設				面開発複合				土石採取			鉱物採取				
	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以 上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定 の 有無	面積Oha 以上 (第2種: Oha 以上Oha未満)	地域要件 (第2種要件)	
堺市	●	50ha	B 地域: 30ha C 地域: 20ha D 地域: 10ha		●	50ha	B 地域: 30ha C 地域: 20ha D 地域: 10ha		●	20ha	C 地域: 10ha D 地域: 5ha					研究施設: 50ha B 地域: 30ha C 地域: 20ha D 地域: 10ha 駐車場: 2,000 台 都市公園: C 地域: 20ha D 地域: 10ha 発生土の処分場: 10ha D 地域 5ha 地下利用施設: 地表面下 20m 以深部分の容積 50 万 m ³
神戸市	●	20ha 第2種特定工作物 都市公園	緑地保全区域等: 5ha						●	20ha	緑地保全区域等: 5ha	● 兵庫 県に 同じ	100ha	特別地域: 50ha		
広島市	●	20ha 第2種特定工作物 都市公園		ゴルフ場別途要件 有	●	20ha			●	20ha						墓地墓園: 20ha
北九州市	●	20ha							●	20ha		●	20ha			土地の造成: 50ha
福岡市	●	市街化区域: 20ha 市街化調整区域: 10ha	特定区域: 5ha						●	市街化区域: 20ha 市街化調整区域: 10ha	特定区域: 5ha					開発行為: 市街化区域: 20ha、 市街化調整区域: 10ha、 特定区域: 5ha

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	電気工作物											
	火力発電所			水力発電所			地熱発電所			原子力発電所		
	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	すべて	備考
北海道	●	15万kW (7.5万～15万kW)		●	3万kW (1.5万～3万kW)	(特別地域等：1万kW、湛水面積30ha以上のダム新設を伴うもの)	●	1万kW (0.5万～1万kW)				
青森県	●	15万kW (7.5万～15万kW)		●	3万kW (1.5万～3万kW)		●	1万kW (0.5万～1万kW)				
岩手県	△	(3万～11.25万kW)										
宮城県												
秋田県	●	11.25万kW	特定地域：7.5万kW	●	2.25万kW	特定地域：1.5万kW	●	0.75万kW	特定地域：0.5万kW			
山形県												
福島県	●	11.25万kW (7.5万～11.25万kW)		●	2.25万kW (1.5万～2.25万kW)		●	0.75万kW (0.5万～0.75万kW)				
茨城県	●	11.25万kW		●	2.25万kW							
栃木県												
群馬県				●	3万kW (1.8万～3万kW)	配慮地域：1.8万kW (0.9万～1.8万kW)	●	1万kW	配慮地域：全事業			
埼玉県												
千葉県	●	11.25万kW		●	2.25万kW							
東京都	●	11.25万kW		●	2.25万kW		●	0.75万kW		●	●	
神奈川県	●	10万kW	甲地域、乙地域：全事業	●	2万kW	甲地域、乙地域：全事業	●	2万kW	甲地域、乙地域：全事業	●	●	
新潟県	●	11.25万kW	特別配慮地域：7.5万kW	●	2.25万kW	特別配慮地域：1.5万kW	●	0.75万kW	特別配慮地域：0.5万kW			
富山県	●	11.25万kW	自然環境特別配慮地域：7.5万kW	●	2.25万kW	自然環境特別配慮地域：1.5万kW	●	0.75万kW	自然環境特別配慮地域：0.5万kW			
石川県	●	15万kW (11.25万～15万kW)		●	3万kW (2.25万～3万kW)		●	1万kW (0.75万～1万kW)		●	●	
福井県	●	15万kW (11.25万～15万kW)		●	3万kW (2.25万～3万kW)		●	1万kW (0.75万～1万kW)		●	●	
山梨県	●	2万kW (1.6万～2万kW)		●	1万kW (0.8万～1万kW)							
長野県												
岐阜県				●	2.25万kW (1万～2.25万kW)							
静岡県	●	15万kW (11.25万～15万kW)	特定地域：5ha	●	3万kW (2.25万～3万kW)	特定地域：5ha						
愛知県	●	11.25～15万kW		●	2.25万～3万kW		●	0.75万～1万kW				
三重県	●	5万kW	特別地域：1万kW	●	1.5万kW	特別地域：1万kW	●	0.5万kW				
滋賀県	●	2万kW		●	2万kW							
京都府	●	11.25万kW (8.4万～11.25万kW)		●	2.25万kW (1.65万～2.25万kW)							
大阪府	●	2万kW		●	1.5万kW		●	0.75万kW				
兵庫県	●	7.5万kW		●	3万kW		●	1万kW		●	●	
奈良県												
和歌山県	●	11.25万kW		●	2.25万kW		●	0.75万kW		●	●	
鳥取県	●	15万kW	特別地域：11.25kW	●	3万kW	特別地域：2.25kW	●	1万kW	特別地域：0.75万kW			
島根県	●	7.5万kW		●	1.5万kW		●	0.5万kW				
岡山県	●	すべて		●	1万kW		●	すべて				
広島県	●	7.5万kW		●	1.5万kW							

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成 19 年 12 月末現在

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成 19 年 12 月末現在

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成 19 年 12 月末現在

【凡例】●: 条例の対象事業として選定。

△: 簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内: 条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他										
	工場・事業場						下水道終末処理場				
	選定の 有無	排ガス量 ○万Nm ³ /h以上 (第2種要件)	排水量 平均○万m ³ /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	排水量 平均○万m ³ /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)
北海道											
青森県	●	20万Nm ³ (10万~20万Nm ³)	1万m ³ (0.5万~1万m ³)		下水汚泥の焼却施設: 焼却能力100t/日						
岩手県	●	20万Nm ³ (10万~20万Nm ³)	1万m ³ (0.5万~1万m ³)				●	1万m ³ (0.5万~1万m ³)			
宮城県	●			75ha (20~75ha)							
秋田県	●	20万Nm ³	1万m ³			特定地域: 排ガス量10万m ³ /h、排水量0.5万m ³ /日	●		20ha		特定地域: 10ha
山形県	●	20万Nm ³ (10万~20万Nm ³)	1万m ³ (0.5万~1万m ³)				●		20ha (10~20ha)		
福島県	●	10万Nm ³ (7.5万~10万Nm ³)	1万m ³ (0.75万~1万m ³)				●		75ha (50~75ha)	下水汚泥の焼却施設: 焼却能力4t/h	
茨城県							●			計画処理人口2万人	
栃木県	●		1万m ³	20ha	燃焼能力10kl/h	配慮地域: 15ha 特別配慮地域: 10ha					
群馬県	●	4万Nm ³	1万m ³			配慮地域: 排ガス量1.6万Nm ³ /h、排水量0.4万m ³ /日	●		50ha (20~50ha)		配慮地域: 20ha (5~20ha)
埼玉県	●	4万Nm ³	0.5万m ³	20ha			●		20ha		
千葉県	●		1万m ³		燃料使用量20t/h		●		15ha	計画処理人口20万人	
東京都	●	大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、 特定粉じん発生施設 水質汚濁防止法の特定施設 騒音規制法の特定施設または振動規制法の特定施設 以上の特定施設を有する製造業（物品の加工修理業を含む）の設置		敷地面積9千m ² 建築面積3千m ²			●		5ha	汚泥処理能力 100t/日	
神奈川県	●		1万m ³	3ha	燃料使用量4kl/h	甲地域: 1ha	●		10ha		甲地域: 1ha 乙地域: 3ha
新潟県	●	10万Nm ³	1万m ³			特別配慮地域: 排ガス量6万m ³ /h、排水量0.6万m ³ /日	●			計画処理人口10万人	特別配慮地域: 6万人
富山県	●		1万m ³	75ha	燃料使用量12.5kl/h 地下水採水量0.8万m ³ /日	自然環境特別配慮地域: 排水量0.5万m ³ /日、燃料使用量8kl/h、地下水採水量0.4万m ³ /日 自然環境特別配慮地域A地域: 1ha、B地域: 20ha	●			計画処理人口10万人	自然環境特別配慮地域: 1万人
石川県	●		1万m ³		燃料使用量15kl/h						
福井県	●		1万m ³ (0.75万~1万m ³)		燃料使用量10kl/h (7.5~10kl/h)						
山梨県	●		1万m ³ (0.8万~1万m ³)		燃料中炭素量6千kg/h (5千~6千kg/h)		●		10ha (5~10ha)	計画処理人口10万人 (5万~10万人)	
長野県	●	10万Nm ³	1万m ³				●		15ha		
岐阜県	●	10万Nm ³ (5万~10万Nm ³)	1万m ³ (0.5万~1万m ³)	20ha (10~20ha)							
静岡県	●	10万Nm ³	1万m ³				●		10ha (7.5~10ha)		特定地域: 5ha
愛知県	●		0.75万m ³		燃料使用量11.25kl/h		●		11.25ha		
三重県	●	10万Nm ³	0.5万m ³	20ha		特別地域: 排出ガス2万Nm ³ ・排水量0.1万m ³ ・10ha	●	すべて	すべて	流域下水道に限る	
滋賀県	●		0.2万m ³	10ha	燃料使用量3kl/h		●		5ha		
京都府	●		1万m ³ (0.75万~1万m ³)		燃料使用量15kl/h (10~15kl/h)						
大阪府	●		1万m ³		燃料使用量4kl/h		●			計画処理人口10万人	
兵庫県	●		1万m ³ 冷却排出水等30万m ³	100ha	燃料使用量15kl/h	特別地域: 50ha	●			計画処理人口10万人	
奈良県	●	4万Nm ³	0.5万m ³ , 冷却水量は1万m ³	敷地面積15ha							
和歌山県	●		1万m ³		燃料使用量15kl/h						
鳥取県	●	4万Nm ³	1万m ³			特別地域: 排ガス量3万m ³ /h、排水量0.75万m ³ /日					

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他										
	工場・事業場						下水道終末処理場				
	選定の 有無	排ガス量 ○万Nm ³ /h以上 (第2種要件)	排水量 平均○万m ³ /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	排水量 平均○万m ³ /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)
島根県	●	4万Nm ³	1万m ³				●			計画処理人口5万人	
岡山県	●	4万Nm ³	0.3万m ³				●	0.3万m ³			
広島県	●		1万m ³	50ha	燃料使用量15kl/h		●			計画処理人口10万人	
山口県	●		1万m ³		燃料使用量15kl/h		●		10ha		
徳島県	●	10万Nm ³ (5万～10万Nm ³)	1万m ³ (0.5万～1万m ³)				●			計画処理人口10万人 (5万～10万人)	
香川県	●	10万Nm ³	1万m ³	20ha			●			計画処理人口15万人	
愛媛県	●	10万Nm ³	1万m ³				●			計画処理人口10万人	
高知県	●	4万Nm ³	1万m ³				●	2万m ³			
福岡県	●	15万Nm ³	0.5万m ³				●			計画処理人口15万人	
佐賀県	●	15万Nm ³	1万m ³				●	1万m ³			
長崎県	●	10万Nm ³	0.5万m ³				●			計画処理人口7万人	
熊本県	●		1万m ³		燃料使用量8kl/h	地下水保全地域：排水量0.5万m ³ /日	●			計画処理人口10万人	
大分県	●	10万Nm ³	1万m ³								
宮崎県	●	10万Nm ³	1万m ³								
鹿児島県	●	20万Nm ³	0.5万m ³			特定地域：排ガス量15万Nm ³ /h、排水量0.375万m ³ /日					
沖縄県	●	10万Nm ³	0.5万m ³			特別配慮地域：排ガス量5万Nm ³ /h、排水量0.25万m ³ /日	●	4万m ³			特別配慮地域：2万m ³
札幌市	●	4万Nm ³ (1.6万～4万Nm ³)	0.5万m ³ (0.2万～0.5万m ³)				●				計画処理人口10万人 (4～10万人)
仙台市	●	4万Nm ³	0.5万m ³	20ha		A地域10ha B地域5ha	●		20ha	A地域：10ha B地域：5ha	
さいたま市	●	4万Nm ³	0.5万m ³	5ha	A地域：PRTR500t/年	B地域：排ガス量1万Nm ³ 、排水量：0.1万m ³ 面積：3ha、PRTR500t/年 C地域：排ガス量1万Nm ³ 、排水量：0.1万m ³ 面積：1ha、PRTR500t/年	●		5ha	B地域：3ha C地域：1ha	
千葉市	●		1万m ³		燃料使用量：20t/h		●		15ha		計画処理人口20万人
横浜市	●		0.1万m ³ (0.075万～0.1万m ³)		燃料使用量：4kl/h (3～4kl/h) 面積：3ha (2.5～3ha)		●		3ha (2.5～3ha)		
川崎市	●		0.1万m ³		敷地面積3haかつ建築面 積1万m ² 燃料使用量：4kl/h						
静岡市											
名古屋市	●	4万Nm ³	0.75万m ³				●	すべて	すべて		
京都市	●	4万Nm ³	0.75万m ³				●		10ha		計画処理人口5万人
大阪市	●		1万m ³		燃料使用量：4kl/h		●				計画処理人口5万人
堺市	●		1万m ³		燃料使用量：4kl/h又 は、特定施設から排出さ れる汚水又は廃液の平均 合計量が1,000m ³ /日以上		●				計画処理人口10万人
神戸市	●	4万Nm ³	1万m ³ ただし冷却等排出水は30万m ³	10ha			●				計画処理人口10万人
広島市	●	4万Nm ³	0.5万m ³	10ha			●	新設：すべて		増設：計画処理人口10万人以 上増加	
北九州市	●	4万Nm ³	0.5万m ³				●				計画処理人口15万人
福岡市	●	4万Nm ³	0.5万m ³	5ha			●				計画処理人口5万人

地方公共 団体名	その他											
	畜産施設					建築物の新設				港湾計画		その他 港湾関係 (第2種要件)
	選定の 有無	飼育数 (第2種要件)	排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件)	面積	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	高さ 〇m以上 (第2種要件)	延べ床面積 〇万m ² 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積	
北海道												
青森県	●	牛 1,5千頭 豚 1万頭 鶏 30万羽				●	100m (50~100m)					
岩手県	●		0.1万m ³ (0.05万~0.1万m ³)			●	100m (50~100m)	10万m ² (5万~10万m ²)				
宮城県												
秋田県	●		0.1万m ³		特定地域 : 0.05万m ³							
山形県	●	牛 2千頭 (1千~2千頭) 豚 2万頭 (1万~2万頭)				●	100m (50~100m)					
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県	●	牛 2.5千頭 (1.5千~2.5千頭) 豚 1万頭 (0.5万~1万頭) 鶏 50万羽 (25万~50万羽)			配慮地域 牛 1.5千頭 (1千~1.5千頭) 豚 0.5万頭 (0.3万~0.5万頭) 鶏 25万羽 (5万~25万羽)	●	100m	10万m ²	配慮地域 : 60m、4万~10万m ²			
埼玉県						●	100m					
千葉県										●	250ha	
東京都						●	100m	10万m ²	特定の地域 : 180mかつ15万m ²			ふ頭の新設 : 水深 12m・長さ 240m
神奈川県						●	100m	5万m ²				
新潟県						●		5万m ²	特別配慮地域 : 3万m ²			
富山県	●	牛 0.5千頭 豚 0.5万頭										
石川県	●	牛 1千頭 豚 1万頭										
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県						●	50m ※工作物含む		商業地域 : 対象外			
静岡県						●	100m	5万m ² ※リゾートホテル、リゾートマンション含む				(河川又は海岸の改変 : 特定地域5ha)
愛知県												
三重県	●事業場として 取り扱う									●	100ha	
滋賀県						●	60m	5万m ²				地方港湾の新設すべて、改築3ha
京都府												
大阪府						●	150m	10万m ²		●	100ha	
兵庫県	●				牛舎 23,500m ² 豚舎 7,500m ² 鶏舎 33,000m ²							
奈良県												
和歌山县												
鳥取県	●畜産団地		75ha	特別地域 : 50ha								
島根県												
岡山県												
広島県										●	150ha	
山口県										●	150ha	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他											その他 港湾関係 (第2種要件)	
	畜産施設					建築物の新設				港湾計画			
	選定の 有無	飼育数 (第2種要件)	排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件)	面積	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	高さ〇m以上 (第2種要件)	延べ床面積〇万m ² 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積		
徳島県	●			50ha (25~50ha)									
香川県													
愛媛県													
高知県	●	牛0.5千頭 豚0.5万頭								●	150ha		
福岡県										●	150ha		
佐賀県										●	100ha		
長崎県										●	100ha		
熊本県	●			豚房7,500m ² 増設後9,000m ²						●	150ha		
大分県										●	150ha		
宮崎県	●			豚房7,500m ² 増設後15,000m ²						●	150ha		
鹿児島県	●			豚房7,500m ²	特定地域：豚房5,500m ²					●	一般地域：120ha 特定地域：90ha		
沖縄県	●			豚房5,000m ² 牛房5,000m ²	特別配慮地域： 豚房2,500m ² 、牛房2,500m ²					●	150ha	防波堤の建設又は改良：1,000m 特別配慮地域：500m	
札幌市						●	100m(40~100m)	10万m ² (4万~10万m ²)					
仙台市	●			20ha	A地域：10ha B地域：5ha	●	100m	5万m ²					
さいたま市						●	60m	5万m ²	特別の地域：100m, 10万m ² B地域：60m, 3万m ² C地域：30m, 1万m ²				
千葉市													
横浜市						●	100m(75~100m)	5万m ² (5万m ²)		●	150ha		
川崎市						●	100m(80~100m)	10万m ² (5万~10万m ²)	臨港地区：15万m ²			防波堤の新設：1km(1km未満)	
静岡市													
名古屋市						●	100m	5万m ²					
京都市						●	45m	5万m ²					
大阪市						●	150m	10万m ²		●	100ha		
堺市						●	150m	10万m ²	B・C・D地域：100m, 5万m ²				
神戸市	● 兵庫県 に同じ			牛舎23,500m ² 豚舎7,500m ² 鶏舎33,000m ²		●	高さ60m以上かつ延べ床面積10万m ²			●	100ha	防波堤の新設：1km	
広島市						●	100m	10万m ²					
北九州市						●	100m	10万m ²		●	150ha		
福岡市										●	150ha		

資料11 他法令の申請・届出において環境影響評価に類似の手続を行っている事例

対象	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	大規模店舗立地法	海洋汚染防止法
対象	廃棄物処理施設	1000m ² (0.1ha)を超える店舗面積を持つ店舗 ※条例によって基準面積を上げることが可能	赤泥、建設汚泥、有機性汚泥等、一般水底土砂の海洋投入 処分及び特定二酸化炭素の海底下廃棄
手続フロー	<p>許可申請の際に、生活環境影響調査結果を添付</p> <p>↓</p> <p>都道府県知事が許可申請書類及び添付書類を1ヶ月間縦覧</p> <p>← 関係市町村長の意見</p> <p>← 利害関係を有する者からの意見</p> <p>↓</p> <p>都道府県知事が許可判断</p> <p>※市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、関係市町村の意見聴取がないなど若干、手続が異なっている。</p>	<p>届出 (騒音等の予測結果等を添付)</p> <p>↓</p> <p>都道府県が届出の概要を公告、届出及び添付書類を4ヶ月間縦覧</p> <p>← 所在地市町村の意見</p> <p>↓</p> <p>都道府県が市町村、住民等意見の概要を公告、1ヶ月間縦覧</p> <p>↓</p> <p>都道府県が意見又は意見がない旨を設置者に通知し、意見の概要を公告、意見を1ヶ月間縦覧</p> <p>↓</p> <p>設置者が変更する旨の届出又は変更しない旨の通知</p> <p>↓</p> <p>都道府県が変更する旨の届出の概要を公告、届出及び添付書類を4ヶ月間縦覧</p> <p>↓</p> <p>届出又は通知から2ヶ月以内に都道府県(は理由を付して)勧告(市町村に通知及び公告)</p> <p>← 所在地市町村の意見</p> <p>↓</p> <p>設置者が変更に係る届出(都道府県が公告・縦覧)</p> <p>※都道府県は市町村、住民等の意見に配意 ※都道府県の意見がないければ手続終了。</p>	<p>許可申請の際に、海洋環境影響調査結果に基づく事前評価書等を添付</p> <p>↓</p> <p>環境大臣が許可申請書類及び添付書類を1ヶ月間縦覧</p> <p>← 海洋環境保全の見地からの意見を有する者の意見</p> <p>↓</p> <p>環境大臣が許可判断</p>
項目	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭	交通(駐車需要の充足)、騒音、廃棄物	海洋環境(海水、海底、生物、生態系、人など)への影響
主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の現況・把握方法 周辺地域の自然的条件、社会的条件の現況・把握方法 施設設置により予測される変化の程度・範囲・予測方法 施設設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 対象項目のうち、生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な駐車場の収容台数、出入口の数及び位置等を設定するための予測結果及びその算出根拠 遮音壁の位置・高さ、冷却塔等の稼働時間帯・位置を示す図面 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル、夜間の施設運営に伴う騒音が見込まれる場合は、発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の特性 影響を受ける環境構成要素とそのうち調査を行った項目 調査項目の現況及び把握方法 予測のために把握した自然的条件の現況及び把握方法 海洋投入処分又は海底下廃棄による海洋環境変化の程度、その範囲、予測の方法 事前評価の結果 海洋投入処分又は海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないことを説明する書類
との関係法	<ul style="list-style-type: none"> アセス法の対象外である小規模な最終処分場等にも廃掃法の生活環境影響調査は適用される。 アセス法の対象となる大規模な最終処分場の場合法律上の調整規定はないがアセス法により作成された評価書が生活環境影響調査結果として添付することが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> アセス法の対象外の事業であり、特段の関係はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アセス法の対象外の事業であり、特段の関係はない。

資料12 主要諸国の環境影響評価制度の対象事業

		基本的な考え方	対象事業種に関する規定	
日本	国	<p>道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの事業（右欄参照）のうち、規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれがある事業であって、以下の条件に該当する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の許認可が必要な事業 ・国の補助金が交付される事業 ・独立行政法人が行う事業 ・国が行う事業 	<p>道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成の事業</p>	
	地方	国の制度よりも対象事業の種類を多くする、より小規模の事業を対象とするなど、地域の実情に応じて規定されている。	（ゴルフ場、ごみ処理施設等、自治体ごとに個別に規定）	
アメリカ		<p>連邦政府機関の行為で、省庁毎に作成された類型除外リスト（例えば、エネルギー省では、施設の運営、健康と安全等が、これに含まれ、具体的には、既存施設での冷却水装置の改良、インフラ設備に対する日常的な保守サービス等が記述されている。）に該当しないもの。</p> <p>連邦政府機関の行為には、連邦政府機関によって全部または部分的に、資金の供与、支援、実施、規制または承認がなされたプロジェクトやプログラムを含む新規や継続の活動、新規のまたは改正された連邦政府機関のルール、規則、計画、政策あるいは手続き、及び法案を含むものとされている。</p>	（対象事業種としては特に規定されていない）	
カナダ		<p>建設、供用、改造、解体、廃棄等の建造物に関する事業及び建造物に関する物理的行為で対象リスト規則に掲げられているもの（右欄参照）で、連邦政府が以下のいずれかの関与をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦省庁が当該事業の提案者（事業者）になっている場合 ・連邦省庁が当該事業に財政的な支援（出資、補助金等の交付等）を行う場合 ・当該事業のために連邦政府が管理する土地または利用権の売却、賃貸等を伴う場合 ・当該事業に対して、連邦省庁が法律リスト規則（CEAAの施行規則であり、連邦省庁が行う64の許認可等に関する法令が規定されている）に挙げられた許認可を行う場合 <p>なお、除外リスト規則に掲げられている事業等は環境影響評価を免除される。</p>	<p>建造物に関する物理的行為のうち、対象リスト規則に掲げられているものは以下の通り。</p> <p>国立公園及び保護区域等での建設・改変等の物理的行為、石油及びガス事業、原子力施設及び関連施設の建造や核物質の処分等、防衛に関する演習や武器の試用・処分等、輸送、廃棄物管理、漁業、動植物の生息地かく乱や採取等、先住民居住地における事業、北方事業（領海での廃棄物の処理やトナカイの放牧等）、森林伐採もしくは移動、その他</p>	
EC指令		必ず環境影響評価の対象とする22事業（右欄参照）と、加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とするかどうかを決定するその他の13事業（右欄参照）が規定されている。	必ず環境影響評価の対象とする事業	原油精製施設並びに石炭等ガス化及び液化用施設、火力発電所とその他燃焼施設・原子力発電所及びその他原子炉等、使用済核燃料再処理施設等、金属精錬・生産施設、アスベスト抽出・処理・加工施設、複合化学施設、長距離鉄道交通路線並びに空港・自動車専用道路及び高速道路等、水路・埠頭及び沖合港、危険性廃棄物処理施設、その他の廃棄物処理施設、地下水の汲み上げ・涵養、河川流域間水資源移送工事、排水処理施設、石油採掘・天然ガス抽出、ダム等、石油等パイプライン、養鶏・養豚集約飼育施設、パルプ・紙等生産施設、採石・露天掘りまたは泥炭採掘、高架電線の建設、石油等貯蔵施設、その他
			条件によって環境影響評価の対象とする事業	農林水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属の生産・処理、鉱業、化学産業（必ず環境影響評価の対象とするもの以外）、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、社会的基盤事業、その他建設等事業、観光・レジャー事業、その他
イギリス		<p>必ず環境影響評価の対象とする20事業（右欄参照）と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定するその他の13事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）対象事業に対して、国の関与に関する規定はない。（都市・農村計画法において、事業者は地方計画庁（市レベルの自治体）へ事業計画の申請を行う。申請された全ての事業計画は、審査の後、認可の合否が決定される。主務大臣は、事業者が地方計画庁の決定に対して不服申し立てを行った場合は、地方計画庁に代わり、採決を行うことになっている。このように、イギリスでは、計画制度に関して、地方政府と中央政府は一つの制度体系の中にあるため、国の関与をあえて明記する必要はない。）</p>	必ず環境影響評価の対象とする事業	原油精製施設並びに石炭等ガス化及び液化用施設、火力発電所とその他燃焼施設・原子力発電所及びその他原子炉等、使用済核燃料再処理施設等、金属精錬・生産施設、アスベス
			条件によって環境影響評価の対象とする事業	ト抽出・処理・加工施設、複合化学施設、長距離鉄道交通路線並びに空港・自動車専用道路及び高速道路等、水路・埠頭及び沖合港、危険性廃棄物処理施設、その他の廃棄物処理施設、地下水の汲み上げ・涵養、河川流域間水資源移送工事、排水処理施設、石油採掘・天然ガス抽出、ダム等、石油等パイプライン、養鶏・養豚集約飼育施設、パルプ・紙等生産施設、採石・露天掘りまたは泥炭採掘、石油等貯蔵施設
				農林水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属の生産・処理、鉱業、化学産業（必ず環境影響評価の対象とするもの以外）、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、社会的基盤事業、その他建設等事業、観光・レジャー事業、その他

	基本的な考え方	対象事業種に関する規定	
オランダ	<p>必ず環境影響評価の対象とする 28 種の活動（右欄参照）と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 48 種の活動（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p>	する事業	
		必ず環境影響評価の対象とする活動	幹線道路・高速道路等、国有鉄道並びに路面電車等、水路、港・桟橋、河床の修繕並びに河床等を高水位よりも高くする行為、飛行場、軍事訓練場、石油等パイプライン、農村開発、娯楽・観光施設等、住宅・工業地帯・温室、堤防・防波堤等、埋立て・排水・干拓、鶏・豚の繁殖・飼育施設、飲用水・工業用水供給基盤並びに地下水涵養及び揚水・貯水池・堰、鉱物採掘・採石場もしくは露天掘り鉱山・泥炭採掘、石油・天然ガス等探索・採掘、廃棄物処分に関する政策の採用・廃棄物処理施設等・下水処理プラント、河川流域をつなぐ水路、パルプ・紙等生産施設、精油設備・金属生産等施設・アスベスト製造等設備・化学コンビナート、発電所の立地地点の選定・原子力を含む発電所・核燃料等加工施設、使用済核燃料再処理施設等、地上高圧送電線、石油等貯蔵施設、石炭ガス化・液化施設、水域の水位の変更、自然保護区域の指定取り消しを伴う活動
フランス	<p>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業（右欄参照）と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする 34 事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業（右欄参照）に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p>	必ず環境影響評価の対象とする活動	必ず環境影響評価の対象とする活動（上述の 28 種の活動）の多くについて、より小規模な事業を対象として規定している。これら 28 種の活動以外のものとしては、以下のものが規定されている。
		条件によって環境影響評価の対象とする活動	都市開発、植林・伐採活動等、各種製造等設備（金属、ボイラ・貯水槽、自動車、船舶、エンジン・原子炉・タービン、航空機、鉄道車両等関連）、化学製品製造等設備（農薬、薬品、肥料等）、食品関連製造等設備（動物性油脂、魚肉・魚油、動植物製品の包装・缶詰）、繊維・皮革等加工設備、木材・木工製品生産等施設など
		必ず環境影響調査の対象とする事業	<p>土地整備、送配電施設、水力利用施設、鉱山採掘、化学製品等地下貯蔵施設、地下式・半地下式以外の貯水施設、キャンプ場等、大規模建築物、協議整備地区、大規模画地※、伐採・植林、下水処理施設、風力発電施設、水産養殖施設、放射性廃棄物貯蔵に関する地下試験施設、スキーリフト、ゴルフ場、モータースポーツ・モーターレジャー用地整備、旅客駅・貨物駅・乗継駅、海岸護岸工事・施設、荒地または半自然地の集約的農業利用事業など</p> <p>※画地：10 年以内に 2 つ以上に分割する土地</p>
		一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする事業	<p>必ず環境影響調査の対象とする事業（上述の 23 事業）の多くについて、より小規模な事業（開発面積などがより小さい事業）を対象として規定している。これら 23 事業以外のものとしては、以下のものが規定されている。</p> <p>公道及び私道、ガス配管工事（供給網）、化学製品等輸送、鉱山・採石場の探査、下水道網・雨水排除網・上水道網、治水・治山対策等、通信網、建築許可対象建築物、許可対象となる解体作業など</p>
		環境影響記録の対象とする事業	<p>さらに小規模な事業（開発面積などがさらに小さい事業）が対象として規定されているが、事業種としては、環境影響調査の対象事業（上述の 23 事業と 34 事業）と概ね重複している。具体的には以下の通り。</p> <p>公有水面における整備等・レジャー港、スキーリフトまたは冬期スポーツ場、送配電施設、水力利用施設、鉱山・採石場の探査、伐採・植林、治水・治山対策等、キャンプ場等、下水処理施設、水産養殖施設、農業水利工事、海岸護岸工事・施設、風力発電施設</p>

	基本的な考え方	対象事業種に関する規定	
イタリア	必ず環境影響評価の対象とする 39 事業（右欄参照）と、環境保護地域で事業を実施する場合に限り環境影響評価の対象とするその他の 8 分野 70 事業（右欄参照）が規定されている。 注）国の関与に関する規定は無い。	必ず環境影響評価の対象とする事業	石油精錬、燃焼プラント・原子力プラント等、放射性物質貯蔵・処理施設、鉄鋼生産施設、アスベスト生産・処理施設、複合化学プラント、鉄道・空港・自動車道路、商業用港、送電線、石油・ガスパイプライン、化学製品等貯蔵施設、水力発電、非可燃性製品貯蔵施設、放射性非可燃物質の再処理場等、海面の埋立て、製紙工場、廃棄物関連施設、水質浄化施設、ダムその他の施設など
		環境保護地域に限り環境影響評価の対象とする事業	農業（土地利用変更、植林・伐採、鶏・豚飼育施設など）、エネルギー産業と採鉱産業（熱プラント施設、採掘・探索、石油・ガスパイプラインなど）、鉱業（金属の加工・生産施設、自動車等生産施設、船舶停泊施設など）、食糧生産業（乳製品処理加工施設、ビール・モルト生産施設、砂糖精錬・イースト生産施設など）、織物・革製品・木材・紙産業（セルロース・紙生産施設、皮なめしを行う施設等）、ゴム・プラスチック製品産業（弾性物質に基づく生産施設）、インフラストラクチャー計画（産業開発計画、都市開発計画、水道など）、その他（キャンプ施設等、ガラス生産プラントなど）
ドイツ	環境影響評価の対象として 19 事業（右欄参照）が規定されている。 注）国の関与に関する規定は無い。	火力発電・鉱業・エネルギー、岩石及び土砂・ガラス・セラミック・建設資材、鉄鋼及び他の金属・加工物、化学製品・医薬品・石油精製及び加工物、プラスチックの表面加工、木材・繊維、食品・嗜好品・飼料・農産物、廃棄物及び他の物質についてのリサイクル・処理、物質及び化合物の保管、その他の工業施設、原子力エネルギー、廃棄物処分場、水域の利用や整備を伴う水管理事業、交通整備事業、鉱山業、耕地整理、森林事業、建設計画法上の事業、パイプライン及び他の施設	
中国	固定資産投資に関する建設事業すべてが何らかの環境影響評価（環境影響報告書、環境影響報告表、または環境影響登記表）の対象となる。具体的には、国有経済、共同経営、株式制、外資、香港・マカオ・台湾投資、個人経営等の各種資本による開発活動、一切の基本建設、技術改造、不動産開発（開発区建設、新区建設、旧区改造）等をいう。また、環境に影響がある飲食娯楽のサービス業も含まれる。	<p>（以下の具体的な建設事業についてそれぞれ、事業規模や立地地域の特徴などによって、いずれの形式の環境影響評価の対象にするかが規定されているが、対象事業は必ずしもこれに限られるわけではない。記載のない事業についても、環境保護行政主管部門がどの形式の環境影響評価の対象とするかを決定し、環境影響評価が行われる。）</p> <p>＜事業種＞</p> <p>1 流域開発・海岸開発・開発区建設・都市開発</p> <p>2 放射能関係施設</p> <p>3 発電所</p> <p>①火力発電所、②水力発電所、③原子力発電所、④変電所工事、⑤蒸気製造</p> <p>4 その他事業</p> <p>①風力発電所、②天然ガスパイプライン、③ダム撤去、④自然再生事業</p>	
韓国	環境影響評価の対象事業として、17 分野 74 種の事業（右欄参照）が規定されている。 注）国の関与に関する規定は無い。	都市開発、産業立地及び産業団地の造成、エネルギー開発、港湾建設、道路建設、水資源開発、鉄道（都市鉄道を含む）の建設、空港建設、河川利用及び開発、干拓及び公有水面の埋め立て、観光複合施設の開発、山地の開発、特別地域の開発、運動施設・廃棄物処理施設の設置、国防・軍事施設の設置、糞尿処理施設の設置、土石・砂・砂利・鉱物等の採取事業	

資料13 環境影響評価条例のスクリーニング手続実績

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	年度別 スクリーニング実施件数										計
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
北海道	2	6 (1)									8
青森県							1				1
岩手県		1			1	1	1 (1)	1			5
福島県		1	1 (1)								2
千葉県											0
石川県											0
福井県				1					1		2
山梨県											0
長野県											0
静岡県											0
京都府											0
山口県											0
徳島県									1		1
高知県											0
札幌市											0
横浜市						1			1		2
16 団体計	2	8	1	1	1	2	2	1	3	0	21

注) () 内数値は、「手続必要」と判定された事業数であり、内数。

◇条例スクリーニング手続事例

地方公共 団体名	判 定 年 度	事業の名称	「環境影響評価の実施が必要」と判定された理由
北海道	H11	(仮称) 札幌圏 都市計画事業札 幌市山口土地区 画整理事業	・生活環境の保全についての配慮が必要な地区であり、工業系施 設の設置による影響のあそれあり。 ・保護地区に隣接し樹林が相当程度影響を受けるおそれあり。
岩手県	H16	乗石クリーンセ ンター(仮称)	・動植物の貴重種・景観・触れ合い活動への影響が予測されたた め。
福島県	H12	会津喜多方中核 工業団地(仮称) 造成事業	・周辺に住居が集合しているため。 ・希少な動植物が確認されるなど、動植物への影響を及ぼすおそれがあるため。

※都道府県、政令指定都市を対象に実施した「平成19年度 環境影響評価制度に関するアンケート調査」による。

資料14 主要諸国におけるスクリーニング制度の概要

国名	スクリーニングの対象事業	スクリーニング手続きの概要	関係者の役割			
			(単なる公表・通知等を除く)			
			事業者	主務省庁	環境部局	公衆
日本	第一種事業に準ずる規模を有するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 許認可権者が、事業者が届け出た書類をもとに、都道府県知事の意見を聴いた上で、環境影響評価の必要の有無について判断する。 許認可権者の判断の結果は事業者に通知され、環境影響評価が必要と判断された場合は、その後の手続きが実施される。 	○	◎	△ (自治体 レベルの 関与を意 味し、国 レベルの 関与は無 い)	×
アメリカ	すべてのアセスメント対象事業。 ただし、「通常直接 EIS (詳細な環境影響評価) を作成するリスト」に該当する場合は、スクリーニング手続きを経ずに直接 EIS の作成が実施される。	<ul style="list-style-type: none"> 「通常直接 EIS を作成するリスト」に該当しないすべての対象事業について、事業を所管する連邦政府機関が、EA (EIS の必要の有無を判断する簡易アセスメント) を行う。 この際、実現可能な範囲で、環境関係の行政機関、事業の申請者、公衆の参加を求めることがとされている。 EA の分析を通じて環境に重大な影響を及ぼさないと結論された場合は、当該連邦政府機関が、EIS が作成されないと結論された場合は、FONSI (Final Environmental Statement) を公表する。重大な影響があると判断された場合は EIS の作成が実施される。 	△	◎	△ (実現 可能な範 囲)	△ (実現 可能な範 囲)
カナダ	アセスメント対象事業のうち、詳細な環境影響評価が必要な事業として包括的調査リスト規則に規定されたもの以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> すべての対象事業は、包括的調査 (詳細な環境影響評価)、スクリーニング式環境影響評価 (簡易アセスメント) のいずれかの形式で環境影響評価が開始されることとなつており、その形式の判断は、主務省庁により、規定に照らして行われる。 調停または審査委員会への付託手続きは、スクリーニング式環境影響評価及び包括的調査の中で、以下の条件のような場合に開始される。 <ul style="list-style-type: none"> すべての適切な環境保全対策の実施を考慮しても事業が環境へ重大な悪影響を引き起こすことが不確実かまたは引き起こすと考えられる場合 (すなわち、重大な環境影響が懸念される場合) 事業に対する公衆の関心から判断して詳細な調査が必要であると考えられる場合 	○	◎	×	×
EC 指令	加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 13 事業。	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業が「環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 13 事業」に該当する場合は、主務省庁が環境影響評価の必要の有無を判断する。 他の関係者の関与に関する規定はない。 スクリーニングの結果は公表され、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。 	○	◎	×	×

【凡例】 ◎：判定、○：事業の説明書提出、△：意見提出、×：役割なし、-：該当なし

国名	スクリーニングの対象事業	スクリーニング手続きの概要	関係者の役割			
			(単なる公表・通知等を除く)			
イギリス	条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 13 事業。	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となる可能性がある場合、事業者は、地方計画庁に対してスクリーニング意見書の作成を要請することができる（任意とされているが、地方計画庁と協議することが一般的となっている）。地方計画庁は、当該事業に対する環境影響評価の適用の有無を、事業者に書面で回答する。 他の関係者の関与に関する規定はない。ただし、運用上、地方計画庁が、スクリーニング意見書の作成に当たり、法定協議機関（イングランド自然保護評議会、田園地方庁、環境庁等の 5 機関）に助言を求めることがある。 事業者は、地方計画庁のスクリーニング意見書の判断に従い、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。なお、スクリーニング意見書の内容に不服がある場合など、担当大臣（イングランドの場合には環境大臣）にスクリーニング指示書の作成を要請することができる。スクリーニング結果の公表に関する規定はない。 	○	◎	△（運用上）	×
オランダ	条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 48 種の活動。	<ul style="list-style-type: none"> 「条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 48 種の活動」に該当する場合、当該活動の提案者は、許認可を求める意思を表明する届出書を許認可権者に提出する。許認可権者は、必要に応じて提案者と協議し、環境影響評価の適用の有無を判断する。 他の関係者の関与に関する規定はない。 スクリーニングの結果は公表され、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。 	○	◎	×	×
フランス	<p>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とするその他の 34 事業が規定されている。</p> <p>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の対象となるか否か、また、対象となる場合に適用される形式（環境影響調査、環境影響記録）の判断は、事業者により、規定に照らして行われる。 スクリーニング手続段階において、まず、事業者が当該事業の許認可申請を行う際に、当該事業が環境影響調査の対象かどうか、環境影響記録の対象かどうか、などについて検討を行う。 環境に影響を及ぼすおそれのある事業の許認可申請に当たり、まず当該事業のもたらす環境への影響の評価が行われなければならない（環境法典第 L122-1 条）。対象事業の種類によって、以下の 2 つの場合の環境影響評価の手続きが適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ①環境影響調査：環境影響調査の内容は、自然保護法施行令 (No. 77-1141) 及び環境保護設備法施行令 (No. 77-1133) によって定められている。詳細な環境影響評価の実施が必要となる。 ②環境影響記録：環境影響記録の内容は、自然保護法施行令 (No. 77-1141) 及び環境保護設備法施行令 (No. 77-1133) によって定められている。環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される手続きであり、簡易な環境影響評価の実施が必要となる。 	◎	×	×	×

国名	スクリーニングの対象事業	スクリーニング手続きの概要	関係者の役割			
			(単なる公表・通知等を除く)			
イタリア	環境影響評価の対象となる可能性のある事業。	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングは、事業者から提出された資料をもとに、環境省が、当該事業が法令で示されているリストに照らし EIA の対象となっているかどうかのみを判断することで行う。リストに該当しない場合、EIA は実施されない。 事業者の提出資料は許認可官庁にも送付される。他の関係者の関与に関する規定はない。 スクリーニングの結果は公開され、環境影響評価が必要と判断された場合は、その後の手続きが実施される。 スクリーニングの結果は公開されるが、公衆関与はない。 	○	×	◎	×
ドイツ	事業規模が一定範囲内の対象事業でスクリーニングが必要と規定されているもの。	<ul style="list-style-type: none"> 実施しようとする事業の規模が、EIA 法において、一般スクリーニングが必要と記載された事業規模の範囲に収まる場合は、EIA を実施するか否かについて一般スクリーニングを行う。この場合、所管官庁は EIA 法に記載の分類基準に基づき、事業を審査し、環境に対する負の影響があり得るかを判断しなければならない。影響があると判断した場合は、EIA を実施しなければならない。 実施しようとする事業の規模が、EIA 法において、立地関連スクリーニングが必要と記載された事業規模の範囲に収まる場合は、EIA 手続きの中で立地関連スクリーニングを実施する。この場合、所管官庁は EIA 法に記載の分類基準に基づき、事業を審査し、規模が小さい場合でも、環境に対する負の影響があり得るかを判断しなければならない。すると判断した場合は、EIA を実施しなければならない。 スクリーニングの結果は公開され、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合は、環境影響評価を実施する。 	○	◎	×	×
中国	国家環境保護総局公布の『建設項目環境影響分類管理目録』により建設事業が 3 種類の評価形式に分類される。	<ul style="list-style-type: none"> すべての対象事業は、環境評価報告書（詳細な環境影響評価）、環境影響報告表（簡易アセスメント）、環境影響登記表（さらに簡易なもの）のいずれかの形式で環境影響評価が実施されることとなっており、その形式の判断は、事業者により、規定に照らして行われる。 	◎	—	—	—
韓国	環境影響評価の対象事業として、17 分野 76 種の事業が規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> 法令では、スクリーニング手続きに関する規定が無く、スコーピングから規定されている。そのため、環境影響評価の対象となるか否かは、事業者が、規定（環境・交通・災害等に関する影響評価法施行令別表 1）に照らして判断する。ただし、運用上は、主務省庁への問い合わせが行われている。 	◎	○（運用上）	—	—

【凡例】 ◎：判定、○：事業の説明書提出、△：意見提出、×：役割なし、—：該当なし

資料15 環境影響評価法の評価対象項目

環境要素の区分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質 騒音 振動 悪臭 その他
	水環境	水質 底質 地下水 その他
	土壤環境 ・他の環境	地形・地質 地盤 土壤 その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		植物 動物 生態系
人と自然との豊かな触れ合い		景観 触れ合い活動の場
環境への負荷		廃棄物等 温室効果ガス等

※「その他」の例として、地熱発電所では「温泉」、鉄道や道路では「日照阻害」といった要素が、主務省令の中で環境要素として示されている。

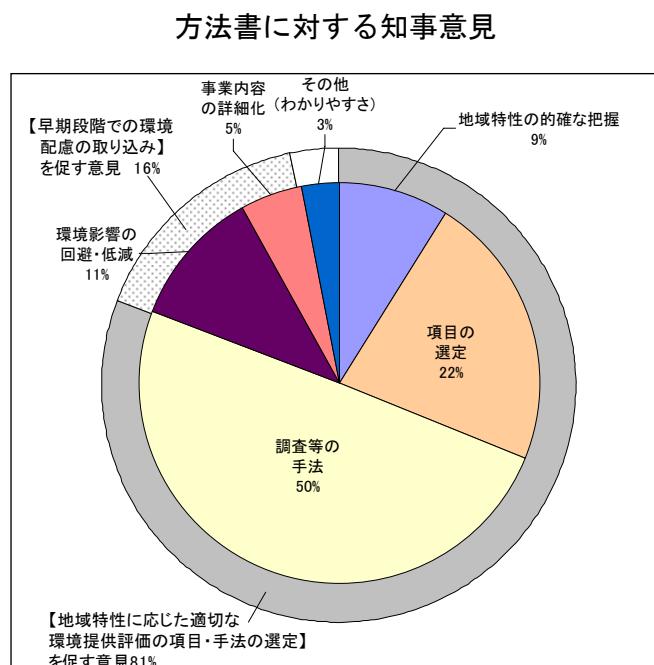
資料16 環境影響評価法対象事業における方法書への知事意見の提出状況

及びその内容

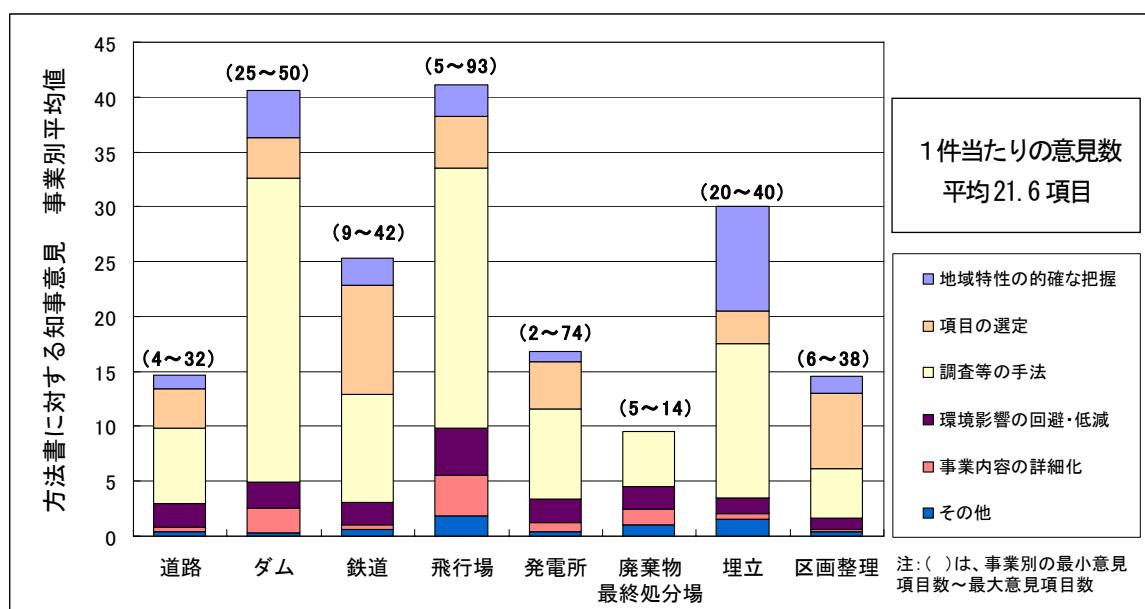
【方法書知事意見の提出状況*】

方法書に対する知事意見数は、1件当たり平均21.6項目となっている。

「地域特性に応じた適切な環境影響評価の項目・手法の選定」を促す意見の割合は81%、「早期段階での環境配慮の取り込み」を促す意見の割合は16%となっている。



方法書に対する知事意見（事業別平均値）



* 方法書知事意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、方法書に対する知事意見の内容から、「地域特性の的確な把握」、「項目の選定」、「調査等の手法」、「環境影響の回避・低減」、「事業内容の詳細化」及び「その他（わかりやすさ）」に分類・整理を行った。

「地域特性の的確な把握」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
鉄道 事業区域の地域特性から、地下水、井戸、農業用溜池への影響が懸念されるが、地下水保全対策に万全を期すためにも、既存資料を含め現況の把握に留意する必要があり、地下水位の現況、井戸の水位・水質の現況については特に配慮すること。	計画路線周辺の地下水、井戸、農業用溜池等については調査を実施し現況把握に努めました。 この結果に基づき、地下水及び井戸は「地下水」で、農業用溜池は「水資源」の環境要素の各項目において予測・評価を実施いたしました。
埋立て、干拓 調査手法の策定は、地域特性資料を十分検討の上行うこと。 一例として、特定植物群落の表と地質図を関連付けると、「○○のキノクニスグ自生地」は石灰岩地域であるため、植物調査における○○島での着目点が明らかになる。	調査手法の策定は、地域特性資料を十分検討し、必要な調査を実施します。
道路 計画路線周辺には、国史跡に指定されている○○遺跡がある。特に○○山や○○城跡の山頂からの眺望は中近世の風景が偲ばれるものであり、これらの山頂から眺望される景観について調査、予測及び評価を行う必要がある。 また、これ以外に、必要に応じ「○○県公共工事等景観形成指針ガイドプラン」が示している展望地から眺望される景観についても調査、予測及び評価を行うものとする。	主要な眺望点として○○城跡と○○山を追加して調査を行った。○○城跡については、遠望ながら対象道路の視認が可能であることから、予測及び評価を行い、○○山については、対象道路からの離れが大きく、対象道路の視認が困難であるため、予測及び評価は行わなかった。 また、「○○県公共工事等景観形成指針ガイドプラン」に示される展望地から眺望される景観についても調査を行ったが、対象道路からの離れが大きく、対象道路の視認が困難である、又は、景観資源が消失しているため、予測及び評価は行わなかった。 (○○参照)
埋立て、干拓 海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、○○島又は○○島を追加設定すること。	海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、○○島を追加設定しています。

「項目の選定」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
発電所 <p>発電所供用後の施設の稼働に伴う「海域に生息する動物」に関しては、冷却水の取水による卵及び稚仔の損傷等の影響についても、環境影響評価の項目として選定する必要がある。</p>	<p>方法書「調査及び予測の手法<動物：海域に生息する動物：施設の稼動（温排水）>」において、取水口近傍においても調査することにしており、評価項目としております。 (○○に記載。)</p>
鉄道 <p>幹線道路上で開削工事が計画される場所においては、工事用車両の通行等による交通渋滞の発生が懸念されることから、大気環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>当該鉄道の供用により、路線周辺の交通事情が大きく変化すると予想されることから、交通流の変化に伴う周辺の大気環境への影響について、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>工事に伴う渋滞の発生については、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、「混雑時間帯の作業帶縮小による通常車線の確保」や、「工事情報の事前周知・広報の徹底」など必要な措置を行うよう考えており、これら必要な措置によって、渋滞への影響は、極めて小さいものと考えております。このため、「車両の運行」の項で工事車両の増加を見込んだ予測を行いました。なお、開削工事時の工事用帶と道路交通の確保状況を「○○」に示す。</p> <p>鉄道の供用により路線周辺の交通事情の変化に伴う大気環境への影響は、駅前広場整備事業(○○、○○、○○)の代表地点として、○○駅で実施しました。</p>
発電所 <p>ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、搬入する計画であることから、使用する船舶数、船舶からのばい煙排出濃度等を明らかにした上で、船舶からのばい煙による大気質への影響についても予測及び評価を実施すること。</p>	<p>ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、○○事業所に隣接する○○岸壁にて陸揚げを行います。</p> <p>海上輸送に用いる船舶は、最大で1隻/日(片道隻数)であり、陸揚げに伴い海上クレーン及び海上クレーン用警戒船等が運行します。</p> <p>このため、これら船舶による大気質への影響については、工事中の建設機械の稼働の一部として考慮した上で、最大月における予測及び評価を実施します。</p>

「調査等の手法」に関する意見の例

	方法書知事意見	事業者の見解
発電所	<p>施設の稼働時（排ガス）について、高濃度が発生すると考えられる気象条件において、短期拡散予測を行うこと。この場合、季節、時間帯によって負荷変動が想定されることから、環境の影響を考慮した煙源条件により予測・評価すること。</p>	<p>短時間予測については、気象の現況解析を踏まえた上で稼働状況を考慮して、予測・評価を実施する。</p>
河川	<p>ダム建設事業の特性を踏まえた生物・生態系の環境影響評価の実施について</p> <p>ダム建設事業の特性として、下流河川の流量の減少、ダムの存在による湛水部の出現及び上流・下流の分断による生物・生態系への影響が考えられることを踏まえ、水域の生物・生態系については重点的に調査、予測及び評価を行うこと。そのため、生態系の類型化にあたっては水域に着目すること。また、生物多様性の観点からの評価は、上流・下流の分断が個体群を孤立させる可能性があることも踏まえて行うこと。</p> <p>その他、ダムの建設による生物の生息・生育環境の変化を十分把握した上で、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>水域の動植物の重要な種及び生態系に関する調査、予測及び評価の手法については、省令第7条第2号及び第3号の内容を踏まえ準備書に記述し、対象事業実施区域及びその周辺において調査、予測及び評価を行っています。その結果については、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」に記述しています。</p>
飛行場	<p>サンゴ類に係る手法について</p> <p>ア 当該事業実施区域前面海域のサンゴ類の現状を把握するための調査を実施すること。その際は、オニヒトデの異常発生の有無についても調査し、異常発生が確認された場合は、それに伴うサンゴ類への負荷の状況を、予測・評価の際に考慮することを検討すること。</p> <p>イ サンゴ類の調査地点については、モニタリング調査を念頭において、工事及び供用によるサンゴへの影響を把握できる地点を、対照地点も含めて設定すること。</p> <p>ウ 予測・評価に当たっては、予測の前提となる赤土等流出防止対策の効果等を考慮した上で、次の事項について予測し、適切に評価すること。</p> <p>(ア)赤土等の流出によるサンゴ類の生息環境への影響。</p> <p>(イ)水象（表流水、浸透能、河川流域面積、流入河川水量等）の変化、特に地下水（水位、流動、湧出地点、湧出水量）の変化によるサンゴ類の生息環境への影響。</p>	<p>サンゴ類の調査については、岸より沖合に向けての代表測線上の連続観察とアオサンゴ群落やハマサンゴ群落を含めランダムに配置した定点観察により調査対象海域における面的な分布状況を把握しました。また、既往知見を含め、白化現象を考慮して現況を把握しています。なお、定点観察を行う定点のうち、重要な群落や陸水影響が懸念される場所、標準的な場所等を選出して監視調査として有効と予想される点を設定（GPS等による位置把握）しました。</p> <p>サンゴ類調査においては、サンゴ礁生態系の構造・機能把握のために、周辺に生息する魚類、大型底生動物等の現況を把握しますが、オニヒトデ等有害生物も本調査で把握しており、調査結果については準備書に記載しました。</p> <p>また、工事による赤土等の流出や水環境（流入河川、地下水）の影響についても予測を行い、準備書に記載しました。</p>

発電所

計画地周辺は、「環境影響評価法」及び「○○県環境影響評価等に関する条例」の対象となる大規模事業が集中していることから、準備書の作成に当たっては、その時点で明らかとなっている周辺大規模事業に関する情報を把握し、その事業に係る発生交通量や各予測結果も十分勘案し、当計画の大気質や騒音等の予測に関する適切なバックグラウンド等の設定を行うこと。

併せて、当該発電所他機の燃料転換計画による環境影響の変化も反映し、的確な予測・評価となるよう配慮すること。

準備書の作成に当たっては、現在で明らかとなっている周辺大規模事業(○○事業、○○事業、○○事業)に関する情報を収集し、必要に応じこれら大規模周辺事業の予測結果を考慮して当計画に係る大気質、騒音及び振動の評価を行いました。

また、予測に当たっては、○○発電所の燃料転換等も考慮した発電所全体の影響予測・評価も行いました。

「環境影響の回避・低減」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
飛行場	
<p>本事業計画で、滑走路の延長方向を南西方向の他に北東方向あるいは両方向といった複数案の環境保全対策について比較検討した場合には、その検討状況を準備書で明らかにすること。</p> <p>また、工事資材の搬入道路や融雪剤の種類など環境保全対策について複数案比較検討した場合には、その検討状況を準備書で明らかにすること。</p>	<p>滑走路の延長方向については、霧の発生状況及び管制空域の関係から、北東方向への延長は妥当でないと判断しました。</p> <p>また、工事資材の搬入道路については、一般的に想定されるルートを設定しました。融雪剤の種類については、現在使用している尿素系融雪剤を減らす方向で考えております。</p>
鉄道	
<p>特に、路線を決定する際は、貴重な動植物や貴重な植物群落が確認された場合には、それらへの影響を回避するよう選定し、また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮すべきである。</p>	<p>現地調査の結果、計画路線周辺で貴重な動植物が確認されましたが、消失又は生息に影響があると考えられる貴重な動植物は少なく、影響は少ないと予測しております。また、猛禽類等については、今後も調査を実施し影響の程度をより把握して、事業実施の段階で必要に応じて環境保全措置を講じます。</p> <p>また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮し、調査、予測及び評価を実施しました。</p>
道路	
<p>計画路線の具体的なルート・構造の設定及び環境保全の措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うこと等により、環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行うものとすること。</p>	<p>ルート位置、構造の設定にあたっては、経済性、施工性、安全性等とともに各種環境要素への影響を極力回避できるよう配慮し、ルート位置、構造を定めた。</p> <p>また、環境保全の措置については、調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うことにより、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行った。</p>
道路	
<p>今後の事業内容の具体化（道路構造、工法の選定等）に当たり、環境保全の観点から配慮する事項及び検討方針について出来る限り明らかにするとともに、複数案の比較を含めて、検討内容と経過について分かりやすい図面とともに準備書に記載するよう努めること。</p>	<p>連結道路の位置等について、可能な限り具体的な内容や位置等を示す図面を準備書に記載しました。</p> <p>工法の選定等については、検討内容と経過について出来る限り具体的な検討内容と経過について準備書に記載しました。</p>
発電所	
<p>国道○○号は騒音に係る環境基準値を超過しているだけでなく、要請限度も超過している時間帯があることから、工事中の道路沿道に及ぼす道路交通騒音の影響を軽減する必要がある。</p> <p>このため、環境保全措置の検討に当たっては、工事用資材等の陸上輸送を海上輸送に振り替える等、工事関連車両を可能な限り削減するための検討を行い、その検討の経緯を準備書に示すこと。</p>	<p>工事用資機材等の輸送については、道路周辺の環境の現況を踏まえ、実行可能な範囲で工事関係車両の平準化及び海上輸送振替を行うこと、及び仮設道路の設置により周辺環境に与える影響を低減するよう検討いたしました。</p> <p>その検討の経緯を「○○」に記載いたしました。</p>

「事業内容の詳細化」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p>河川</p> <p>(1) 対象事業の目的及び概要について 事業の目的として挙げられた「洪水調節」、「流水の正常な機能の維持」及び「新規利水」に関して、以下の内容についてできるだけ説明されたい。</p> <p>ア. 当ダムの治水安全度と貢献度 イ. 下流における流水の正常な機能の維持に対する当ダムの貢献度 ウ. ○○水系における利水の現状と将来の需要予測及び各新規利水に係る個別事業体ごとの水源計画と本事業の位置付け エ. 上記を基にした費用効果分析の結果等</p>	<p>(1) 対象事業の目的及び概要について ア～エの項目については、水資源開発促進法第四条第一項により、 ①○○水系及び○○水系における水資源開発基本計画を決定する前に、また、水資源開発公団法第十九条により、 ②○○ダム建設事業に関する事業実施方針の指示を受ける前に、当該県知事と協議を行い、その結果を受け官報にて公表されております。さらに、 ③○○ダム建設事業等に関する総点検項目（平成11年8月）にて、説明できる項目は公表されておりますので御参照ください。</p>
<p>飛行場</p> <p>対象事業の目的においては、当該事業の必要性に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>① 計画決定の背景 ② 検討の経緯（事業者が選択可能と判断する事業計画変更や環境保全措置等の選択肢と、それが決定されるに至った経緯） ③ 現空港の安全面からの状況及び航空機の大型化とそれに伴う滑走路延長の必要性 ④ 現空港の利用客数の推移及び将来の需要予測による利用客数</p>	<p>①③ 準備書に記載しました。（○○） ② 準備書に記載しました。（○○） ④ 準備書に記載しました。（○○）</p>
<p>土地区画整理事業</p> <p>方法書に記載されている事業計画は、土地利用計画や工事計画が具体的に記述されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な記述を行うこと。特に公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにすること。</p> <p>また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検討し、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価準備書において、土地利用計画や工事計画を具体的に記述するとともに、公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにします。</p> <p>また、これらの諸計画を踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検証するとともに、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこととします。</p>
<p>飛行場</p> <p>○○空港建設位置選定の経緯については、現在の○○空港の拡張が環境保全の観点から困難であるとした理由を具体的に記述すること。</p>	<p>○○空港建設位置選定の経緯については、現在の○○空港の拡張が環境保全の観点から困難であるとした理由も含めて準備書に記載しました。</p>

発電所

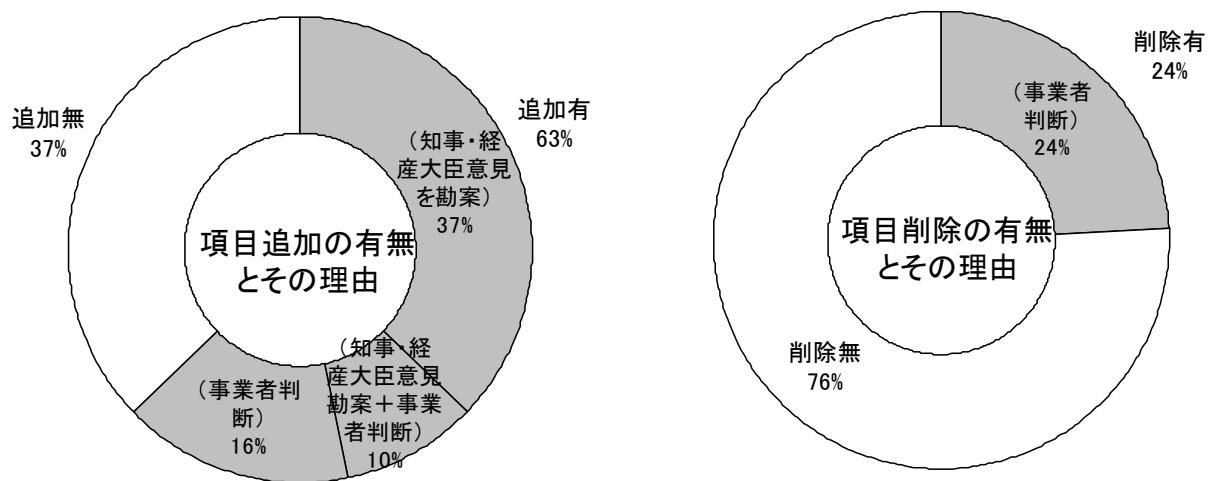
既存設備の撤去工事については、環境影響の未然防止、廃棄物の再生利用や処理・処分、跡地の汚染状況の確認など多面的な環境配慮が求められる。また、撤去工事が行われるまでの間は、設備の維持管理についても十分な環境配慮が求められる。

したがって、今後、既存設備の撤去については、基本となる考え方、スケジュール、環境保全上の考え方など検討し、準備書に記載すること。

既設○○号機については、設備更新工事の工程に合わせて順次廃止して行く計画ですが、今回の設備更新に当たっては、既設の排水処理装置や開閉所など継続して活用可能な設備は有効利用することとしていることから、廃止した発電設備を直ちに撤去することはありません。

既設設備の撤去に関する基本的な考え方等については、準備書「○○」に示すとおりです。

資料17 方法書手続後の項目の追加・削除の状況



*当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、方法書項目選定表と準備書項目選定表の比較等により調査。

資料18 環境影響評価法に基づく方法書手続の実態

1. 方法書の頁数

平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した119件のうち、手続の当初から法に基づく手続が行われた74件について、方法書の頁数を調査したところ、以下の通りとなった。

平均：約170頁

最大：約570頁

最小：約70頁

表 方法書の頁数の分布

ページ数	案件数	割合
0～100	9	12%
100～200	48	65%
200～300	11	15%
300～400	5	7%
400～500	0	0%
500以上	1	1%

2. 方法書の記載内容の実態

方法書では対象事業実施区域及びその周囲の概況や、環境影響評価項目及び調査・予測・評価の手法を記載することとされている。

その際には様々な専門用語が使用されているが、前述の74件の方法書のうち、巻末に用語解説の項目が設けられていた事例は7件ある。一方、方法書の段階でもわかりやすいように、概略説明資料、パンフレット等を添付し、住民に理解されるよう努力している事例もある。

3. 方法書段階において説明会を実施した事例

下記のように、法対象案件の環境影響評価手続において、住民の理解促進等の観点から、方法書段階において説明会を実施した事例が見られる。

○A高速鉄道建設事業

- ・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」において、方法書の公告・縦覧に当たっては、必要に応じ、事業内容を周知するための説明会等を開催する場合もありうるとされていることを参考に、事業者が自主的に実施した。

○B廃棄物最終処分場整備事業

- ・地元住民の理解を深めるために事業者が自主的に実施した。

資料19 環境影響評価法及び環境影響評価条例において予測・評価の対象とされている環境要素

平成 19 年 12 月末現在

条例対象項目（政令指定都市）

平成 19 年 12 月末現在

〔凡例〕●：基本的事項に示されている環境要素、各地方公共団体で環境影響評価の対象としている環境要素（環境影響評価項目）

○：一部の主務省令に参考項目として示されている環境要素

◇：各地方公共団体での定義は以下のとおり。

地方公共団体名	名 称	定 義
神奈川県	配慮事項	対象事業の実施に際して配慮すべき事項
静岡県	配慮項目	事業特性及び地域特性を考慮し、事業実施に当たっての環境の保全のために配慮すべき項目
大阪府	環境配慮項目	事業計画の策定にあたって環境保全上の見地から配慮の対象とする項目
横浜市	環境影響配慮項目	環境影響の評価等の手法が確立されていないが地域における環境の保全の見地から配慮を要する事項、地球環境保全の見地から配慮を要する事項
川崎市	環境配慮項目	環境影響評価の手法が確立されていないが、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目
大阪市	環境配慮項目	事業計画の策定にあたって環境保全上の見地から配慮の対象とする項目
堺 市	環境配慮項目	対象事業に係る計画を策定するに当たり、環境の保全について事前に配慮すべき事項

注1) 分類の都合上、各地方公共団体の技術指針が定めている環境要素の項目数は表中の●の合計と一致しない。

注2) 環境影響評価項目と環境配慮項目が重複する場合は、環境影響評価項目●で代表した。

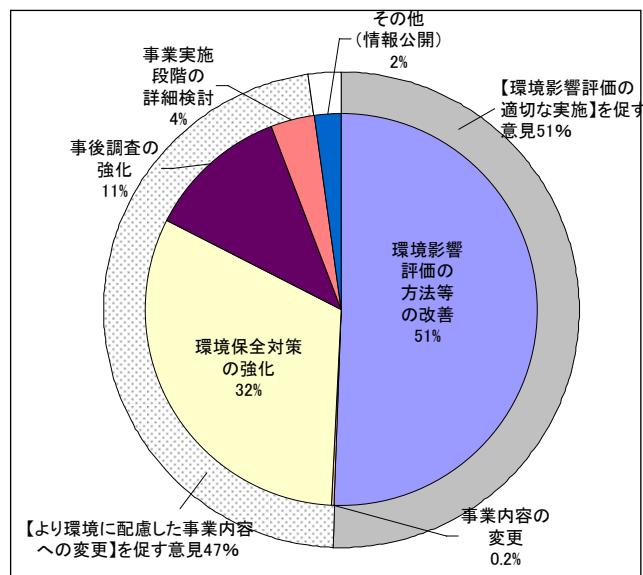
資料20 環境影響評価法対象事業における準備書への知事意見の提出状況

及びその内容

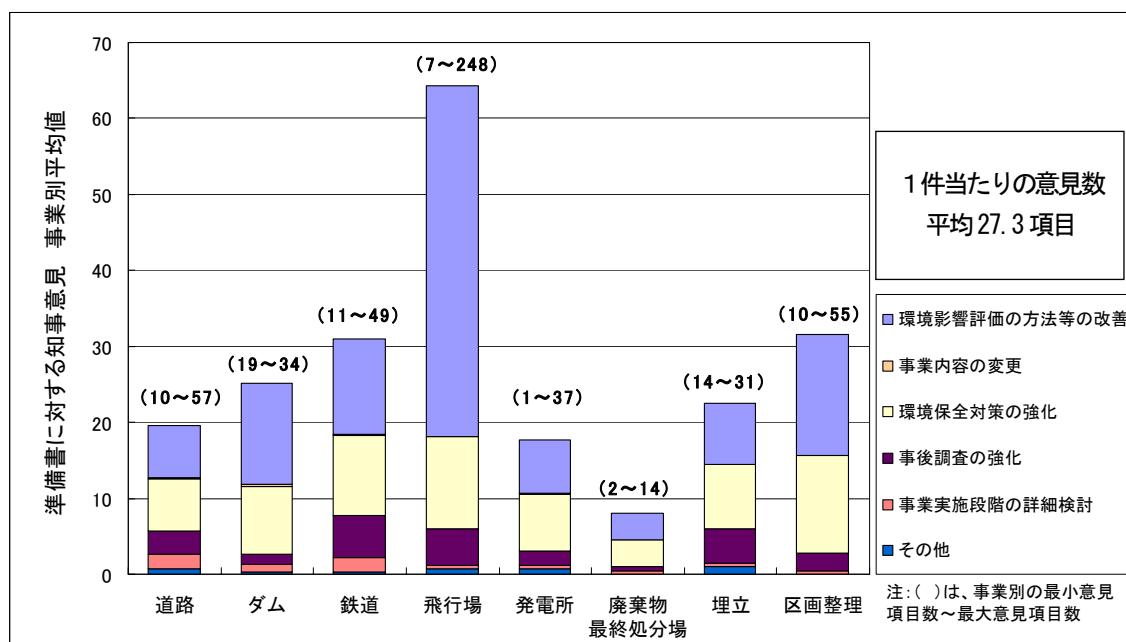
【準備書知事意見の提出状況*】

準備書に対する知事意見では「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見が多く提出されている。

準備書に対する知事意見



準備書に対する知事意見（事業別平均値）



* 準備書知事意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、準備書に対する知事意見の内容から、「環境影響評価の方法等の改善」、「事業内容の変更」、「環境保全対策の強化」、「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」及び「その他（情報公開）」に分類・整理を行った。

■ 「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見の例

追加の調査、予測を求めるもの

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解	
飛行場	<p>大気質に係る予測に当たっては、拡散の予測結果に応じて、地域を代表する地点だけでなく、特に影響を受けるおそれがある地点における予測についても追加して実施すること。その際の予測条件については、重機投入計画及び工事工程を詳細に示した上で、予測時期を再度検討し、その時期の風向・風速及び汚染物質質量を設定すること。</p>	<p>大気質の予測評価については、特に影響を受けるおそれがある地点についても追加し評価書に記載しました。また、重機投入計画については、大気質、騒音、振動の予測条件の根拠となるため評価書に記載しました（参照頁略）。</p>
土地区画整理事業	<p>SPMについては、現況及び設定したバックグラウンド濃度が既に環境基準を上回っていることから、工事の実施（建設機械の稼働）にあたっては実施可能な低減措置を講ずること。</p> <p>また、特殊条件下における短時間の予測、評価を行い、結果を記載すること。</p>	<p>本事業の実施に際しては、地域の大気環境の現状を十分に認識し、環境影響の回避・低減に配慮して工事計画の検討を進めるよう事業予定者と調整を図ります。</p> <p>短時間予測を行い、別紙のとおり結果を得ました（〇〇参照）。</p>
道路	<p>交差する既存道路の騒音が大きい地点については、既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測すること。</p>	<p>当該路線と交差する主な既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測しました。その旨を資料編「〇〇」（参照頁略）に記載しました。</p>
道路	<p>〇〇川・〇〇川では大規模橋梁が計画されており、これらの区間では川岸から橋脚位置まで仮設桟橋を構築する等して工事が行われることが想定される。このため、これら大規模橋梁工事において現段階で想定し得る仮設構造物に関する工事計画について明らかにし、その内容に關係する環境影響評価の項目について予測評価を行うかどうか検討し、その結果を必要に応じて評価書に記載すること。</p>	<p>橋梁工事における仮設構造物については、現段階において詳細な計画が定まっていませんが、仮設桟橋を設置する可能性は高いと判断しました。このため、一般的に考えられる仮設桟橋を設置した場合において「水の濁り」及び「動物・植物・生態系」の項目について予測評価を実施し、その結果を評価書の「〇〇」及び「〇〇」「〇〇」「〇〇」に記載しました。</p>

環境影響の回避・低減に向けた検討結果について記載することを求めるもの

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
飛行場	<p>環境影響の評価について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているか、又は必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかの評価が行われていない項目があることから、それらの項目について評価を追加すること。</p>
土地区画整理事業	<p>本事業の計画を検討するに当たって、環境影響の回避・低減に向けてどのような検討を行ったかについて、〇〇地区環境検討委員会での検討経過等を踏まえ具体的に記載すること。</p>
発電所	<p>総合評価では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減していることや、環境基準等の維持・達成に支障を及ぼすものではないことから、発電設備設置計画は適正であるとしているが、評価は具体的な代替案の比較等の検討の経過を踏まえたものとすべきであるため、より具体的な検討経過を明らかにすること。</p> <p>環境影響を低減するために検討した事業計画内容について、その検討の経過を「8.2.2 環境保全措置の検討の過程及び結果」に追記します。</p> <p>主なものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突高さ（煙突集合化、航空法、建物ダウンウォッシュの回避） ・景観（配置計画、形状、色彩、植栽） ・動物（砂礫地） <p>また、「〇〇」にこれらについての記述を追加します。</p>

予測の妥当性等に関する検討を求めるもの

準備書知事意見	事業者の見解
<p>飛行場</p> <p>工事中の水の濁りの予測について、事業計画地と調査地点、1号調整池、釜場、分水嶺、仮設沈澱池との位置関係を図示した上で適切な予測地点を選定し、その妥当性を評価書において明らかにすること。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、評価書にお示ししました。</p>
<p>発電所</p> <p>建設機械の稼働による粉じん等の影響について、「ビューフォート風力階級表」から粉じん等が飛散し始める風速を5.5m/s以上とし、その出現頻度で予測を行っているが、その手法の有効性を再検討すること。また、同風力階級表を用いる場合にあっては、粉じん等が飛散する気象条件の出現頻度の根拠となる調査結果を評価書で示すこと。</p>	<p>粉じん等の飛散の程度を定量化する知見は十分に整備されていないため、他事例の環境影響評価や廃棄物処理施設の生活環境影響調査で実績のある「ビューフォート風力階級表」を用いた風向別・風速階級別出現頻度による定性的予測を用いました。</p> <p>また、「風による土壤の飛散に関する研究」（日本環境衛生センター所報 No.11、1984年）報告書では、土壤粒子の跳躍及び浮遊による土壤飛散について、風洞実験の結果を基にして、乾燥し、飛散しやすい状態にある地表面から風により飛散する土壤の飛散量を推定する次の式を示しています。土壤の飛散は、摩擦速度が21cm/s以上の時に発生します。</p> <p>(式省略)</p> <p>準備書において粉じん等の飛散する出現頻度を求める際に用いた地上風の測定高度10mにおける風速を、摩擦速度を21cm/s以上として、接地層における風速の鉛直分布を表す次式で求めると、5.9m/s以上となります。</p> <p>(式省略)</p> <p>この際、粗度は、「水環境の気象学－地表面の水収支・熱収支－」（近藤純正編著、朝倉書店、1994年）に示されている「平らな裸地」の値0.01cmとしました。</p> <p>以上のように土壤の飛散する風速が準備書で用いた粉じん等が飛散し始める風速5.5m/s以上と同程度の風速となることから、「ビューフォート風力階級表」に基づく粉じん等が飛散し始める風速は妥当な値であると考えます。</p> <p>なお、粉じん等が飛散する気象条件の出現頻度の根拠となる調査結果としては、工事時間帯における地上風の風向別風速階級別出現度数表を評価書の○○に示します。</p>

飛行場

予測に使用したモデルは、①発生源近傍の予測には向きであること、②年間の気象を対象にした予測が難しいこと、③個別発生源からの大気汚染物質の拡散予測に対するモデルの再現性などが不明であることから、事業の実施による大気質の予測に適用するには限界があり、また、こうしたことから航空機や空港サービス車両などの発生源ごとに環境保全措置の検討ができないという課題があることも明記し、モデルの選定に当たっては、このような適用に当たっての課題にも十分に配慮すること。

① ○○事業に係る大気質予測では、その事業特性から、○○空港を中心として東西約30km、南北約40kmという広い範囲が予測範囲となることから、局地気象、光化学反応、粒子化反応等を考慮した今回のモデルを採用しました。

② 年平均値予測については、「○○」に記載したように、気象・濃度パターンの分類を行い、その累積日数の多い順位パターンの2/3の日数から選定した代表日を基に年平均濃度を予測しました。測定局における予測濃度と現況濃度の再現性については、所要のAランクを確保しています。

③ 個別発生源から排出された大気汚染物質は、別の発生源から排出された大気汚染物質と光化学反応、粒子化反応等をしながら拡散していくため、すべての発生源を考慮して予測された濃度が現況濃度とどの程度の再現性があるかをもってモデルの再現性の評価を行いました。

また、対象としている発生源に対して環境保全措置を行った場合とそうでない場合の大気質濃度予測結果を比較することにより、環境保全措置の効果を検討することができます。

これらのことから、モデルの選定に係る課題には対応できているものと考えます。

なお、航空機等からの大気汚染物質の発生量や環境濃度を適宜監視することとします。

道路

ホンドイタチ及びアナグマについては、侵入防止柵の設置により、ボックスカルバートへの誘導や道路内への侵入を防ぐことができるとされているが、これらの設置予定箇所や構造を明らかにし、種ごとの確認地点との関係を踏まえ、設置場所の妥当性や移動経路としての効果について予測・評価すること。

ホンドイタチ及びアナグマについては、ロードキルの発生を防止するための環境保全措置として「侵入防止柵の設置」を位置付け、設置する旨を「○○」に記載しました。(参照頁略)。なお、具体的な設置予定箇所や構造については、事業実施段階で現地調査を実施し、ホンドイタチ及びアナグマの生態を把握した上で、必要に応じて専門家の意見を踏まえて検討します。

予測の前提条件の明確化を求めるもの

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
道路 <p>大気質、騒音、振動に係る工事に伴う影響予測において、工種、ユニット数、工事用車両台数等の設定過程について、解りやすい表現で、可能な限り詳細に記述すること。</p>	<p>大気質、騒音、振動に係る工事に伴う影響予測における工種、ユニット数、工事用車両台数等の設定過程について、解りやすい表現で可能な限り詳細に記述するよう努めた。 (参照頁略)</p>
土地区画整理事業 <p>動物の予測において事業実施区域周辺に区域内と同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着することから影響は小さいと予測しているが、その移動方法と移住先の既存個体とのかかわり方、さらにその環境が将来どのように維持されていくか可能な限り記述すること。また、この周辺環境が将来とも変化しないとの保証はないことから、事業実施に当たっては区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出すること。</p>	<p>動物の予測において事業実施区域周辺に区域内の同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着するとしましたが、移住先の既存個体とのかかわり方が不明なこと、また、その環境が将来どのように維持されていくかは事業者が誘導できないことから、周辺地域への移動及び定着するという記述を削除し、事業実施に当たっては事業実施区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出することとします。 (以下具体的保全・創出策)</p>
飛行場 <p>フラッター障害発生状況調査に関して、調査当日の飛行ルートのうち、対象とした飛行経路等の詳細を明らかにすること。</p>	<p>調査実施日に対象とした飛行ルート等の詳細について記載しました。</p>

■ 「事業内容の変更」に関する意見の例

準備書知事意見	事業者の見解
<p>発電所</p> <p>建設工事に伴い多量に残土が発生することから、その抑制を図るため、発電所の安全運転に支障を及ぼさないことを前提に、発電所敷地レベルの嵩上げを行うことを含めて対策を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(後段略)</p>	<p>残土量を低減するため、発電所の安全運転に支障を及ぼさないことを前提に、土地造成計画について再検討を行い、発電所敷地高さの嵩上げや新開閉所の用地面積の縮小等により残土量を低減いたしました。</p> <p>(「〇〇」、「〇〇」に記載)</p> <p>(後段略)</p>
<p>河川</p> <p>(前段略)</p> <p>事業実施に伴うクマタカの保護については、原則として、営巣個体の保護の観点を優先することが必要であり、その観点からの、具体的な影響回避策の十分な検討を行うこと。</p>	<p>(前段略)</p> <p>工事の実施による影響の予測の結果を踏まえ、Aつがい及びBつがいに対する環境保全措置として、工事の実施による負荷を最小限にとどめるために、クマタカの繁殖等に配慮した計画的・段階的な森林伐採・掘削による影響の低減、低騒音型・低振動型建設機械の使用、低騒音・低振動の工法の採用等による騒音・振動の影響の抑制、工事区域周辺部への立ち入りの制限による生息環境の攪乱抑制を図ることとしています。さらに、工事用道路のうち、Aつがいに影響の大きい部分についてはとりやめることとしています。</p>

■ 「環境保全対策の強化」に関する意見の例

準備書知事意見	事業者の見解
<p>発電所</p> <p>当該計画においては、対象事業実施区域周辺に存在する〇〇工場の事業内容を考慮して予測、評価がなされていることから、当該工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減、温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p>	<p>本計画の推進にあたっては、〇〇工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減並びに温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p>
<p>発電所</p> <p>資機材等の輸送については、大半を自動車により輸送することとしているが、沿道の大気、騒音及び振動に係る生活環境への影響を軽減する観点から、物資輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めること。</p>	<p>資機材等の自動車輸送については、物質輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めます。</p> <p>(〇〇に記載。)</p>
<p>河川</p> <p>文化財保護法等法令の指定を受けた種やレッドリスト等に掲載されている種以外にも、事業実施区域及びその周囲には、県内の河川でも減少が目立っている種が、次のとおり生息している。</p> <p>トゲオトンボ、オナガサナエ、オジロサナエ、ミヤマサナエ、アオサナエ、ナベヅタムシ</p> <p>これらの種は、溪流沿いに生息し、豊富な溶存酸素量が必要であること、また、河床構成材料等の微妙なバランスにより種が維持されていることに留意し、事業の実施に当たっては、可能な限り保全されるよう努めること。</p>	<p>指摘の種は、文献及び現地調査結果によると、〇〇川及び〇〇川の「溪流的な川」、「源流的な川」に生息していると推定されます。これらの環境及びそこに生息・生育する生物群集については、準備書「〇〇」に記述したように、事業によって水量、水質等に与える影響は小さいと考えられるところから、維持されるものと考えられます。よって、これらの種の生息に与える影響は小さいと考えられます。</p>
<p>発電所</p> <p>〇〇線の沿道では現況で環境基準及び要請限度を超過している地点もあることから、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、車両台数の抑制、高速道路の利用、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行うとともに、海上輸送を可能な限り増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めること。</p>	<p>工事関係車両及び資材等の搬出入車両の運行においては、準備書記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、車両台数の抑制、高速道路の利用、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行うとともに、可能な範囲で海上輸送を増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めます。</p>

■「事後調査の強化」に関する意見の例

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p>道路</p> <p>対象範囲には県指定天然記念物であるカブトエビ生息地があることから、工事の実施前にカブトエビの生息状況（浮遊卵の有無など）を再度確認すること。</p> <p>なお、都市計画対象事業実施区域内で生息が確認された場合には、影響を予測し適切な対策を講じること。</p>	<p>底生動物の都市計画対象実施区域及びその周辺における現地調査では、カブトエビの生息は確認されていない。また、県指定天然記念物である「○○カブトエビ生息地」周辺以外の生息は報告されていない。よって、都市計画事業実施区域及びその周辺に本種の生息地は含まれていないと判断した。</p> <p>なお、工事中において、新たに希少な動物が確認された場合は、専門家の指導・助言を得て適切な措置を講じ、必要に応じて事後調査を実施することとしている。（○○参照）</p>
<p>道路</p> <p>対象道路事業実施区域がギフチョウとヒメギフチョウの混生地という特殊な環境を通過することから、工事の実施及び道路の存在によるギフチョウとヒメギフチョウの混生地への影響について工事開始前に調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>工事の実施及び道路の存在により両種の生息基盤に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと予測され、生態系の特殊性は維持されるものと考えている。</p>
<p>道路</p> <p>（前段略） ○○川流域ブロックの塩生植物群落については、県内でも特殊な環境を特徴づける種であることから、注目種（特殊性）として選定し、事後調査等を行うこと。</p>	<p>（前段略） 塩生植物群落については、保全措置の検討を行った結果、効果に不確実性が残ることから、事後調査を実施することとし、評価書の「○○」に記載しました。</p>
<p>飛行場</p> <p>「環境保全措置等」において、『①河口域における大規模構造物の建設』と『②大規模な桟橋構造を基本的な構造形式として含む構造物の建設』に関して、ともに「現在の知見では予測し得ない影響を生ずる可能性を否定できない。」との趣旨の記述があるが、飛行場及び埋立地の存在による生物への影響は中長期的に発現することが考えられることから、適切な時期に事後調査を実施し、その結果は調査時の水温などのデータとともに公開すること。</p>	<p>数値シミュレーション等では把握しきれない実際上の影響を把握するため、環境監視に加えて、事業実施区域周辺及び東京湾全体を対象とした調査を引き続き継続的に実施します。</p> <p>調査方法等については、既往調査の実績等を踏まえつつ、より効果的、効率的に環境実態を把握できるよう、有識者等が中核となって参画する形の調査立案・実施体制を構築するとともに、調査によって得られた情報等については、事業者のホームページ等により広く公表します。</p>

■「事業実施段階の詳細検討」に関する意見の例

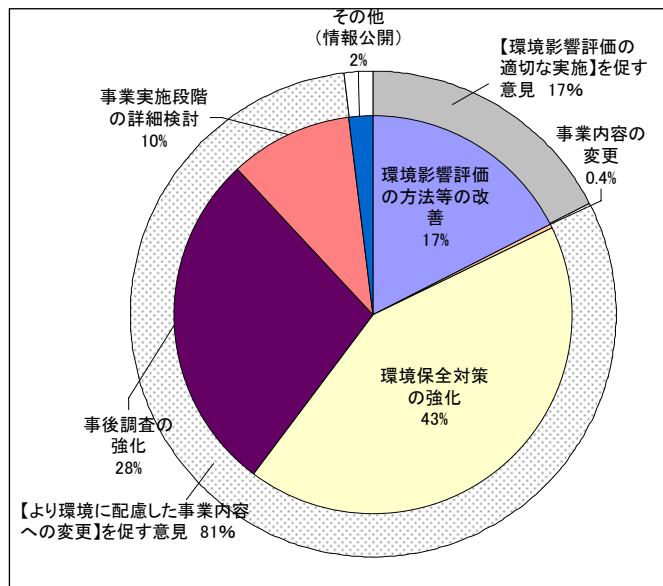
準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p>鉄道</p> <p>工事着手から供用までの期間が長期にわたることから、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取などを行い、適切な環境保全対策を実施すること。</p>	<p>工事着手から供用までの期間が長期にわたる場合において、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取などを行い、適切な環境保全対策を実施してまいります。</p>
<p>道路</p> <p>植物の保全対象種の移植に関しては、詳細設計段階で、保全対象種の選定や移植候補地の選定などについて、専門家への意見聴取や環境保全措置の検討を行い、植物の生育環境の確保に努めること。</p> <p>（後段略）</p>	<p>植物の保全対象種や移植候補地の選定については、準備書に記載しているとおり、移植の時期や箇所、方法並びに環境保全措置の検討等について、地域の植物の生育状況に知見を有する専門家等の意見を聞きながら決定します。</p> <p>（後段略）</p>

資料2 1 環境影響評価法対象事業における評価書段階での環境大臣意見の提出状況及びその内容

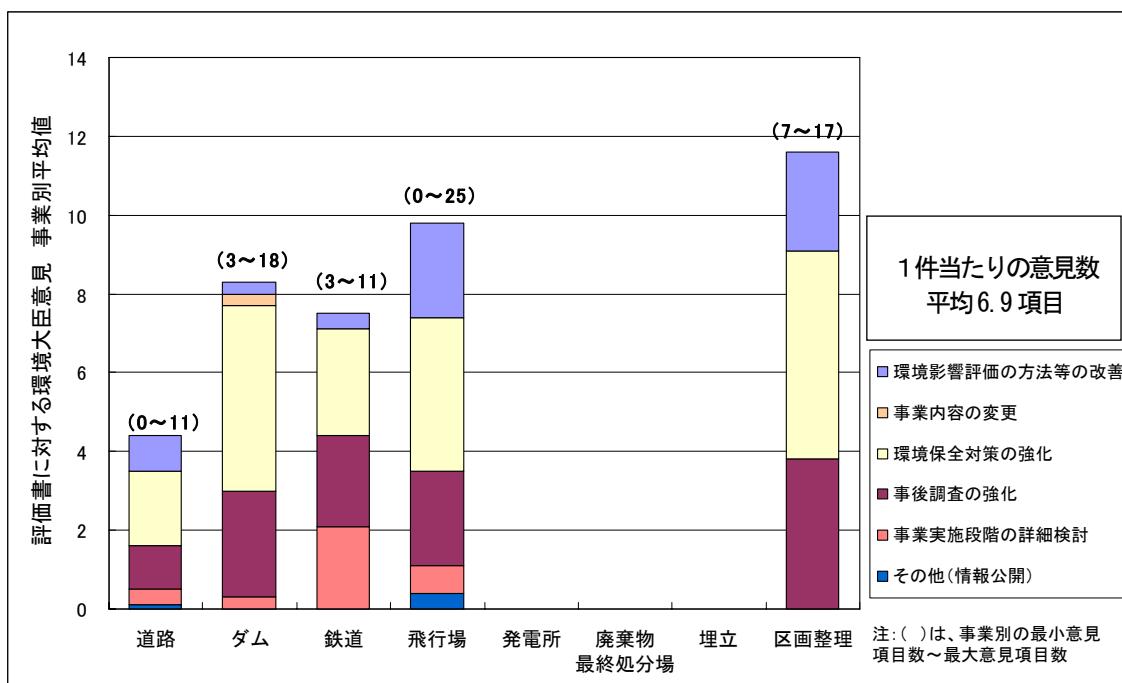
【評価書環境大臣意見の提出状況*】

評価書に対する環境大臣意見では「環境保全対策の強化」や「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」に関する意見が多く提出されている。

評価書に対する環境大臣意見



評価書に対する環境大臣意見（事業別平均値）



注) 発電所事業は環境大臣の関与が準備書段階であるため除外した。

* 評価書環境大臣意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件のうち、評価書段階で環境大臣の関与があった40件を対象に、評価書に対する環境大臣意見の内容から、「環境影響評価の方法等の改善」、「事業内容の変更」、「環境保全対策の強化」、「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」及び「その他（情報公開）」に分類・整理を行った。

【評価書大臣意見の例】

■ 「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見の例

大臣意見	事業者の見解
<p>飛行場</p> <p>【環境大臣】</p> <p>河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣】</p> <p>河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p>	<p>〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量について、降雨時調査結果から求め、また機械処理施設からのSS負荷量と現況で流出しているSS負荷量の比較を行い、本事業によりSS負荷量が現況より削減されることを追記した。(参照頁略)</p> <p>機械処理設備の降雨前、降雨中の施設の点検、監視、管理方法等について追記した。(参照頁略)</p> <p>現況の降雨時や平常時の濁りと本事業による負荷される濁りを比較できるよう並べて表記し、その比較結果を記載し、また現況の底質中懸濁物質含量(SPSS)調査結果と本事業により負荷される赤土等の堆積量を並べて表記し、その結果を記載した。(参照頁略)</p>

■ 「環境保全対策の強化」に関する意見の例

大臣意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p>土地区画整理事業</p> <p>【環境大臣】 バラタナゴ等、カスミサンショウウオ等、ゲンジボタルについて、生息地を新たに整備して移動を行う場合にあっては、生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討すること。検討にあたっては、魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般的な公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮すること。</p> <p>【国土交通省○○地方整備局長】 バラタナゴ等、カスミサンショウウオ等、ゲンジボタルについて、生息地を新たに整備して移動を行う場合にあっては、生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討すること。検討にあたっては、魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般的な公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮すること。</p>	<p>バラタナゴ等については、「近隣公園に新たに整備する生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討することとし、検討にあたっては魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般的な公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮することとする。」と追記した。</p> <p>カスミサンショウウオ等及びゲンジボタルについては、「近隣公園に新たに整備する生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討することとし、検討にあたっては希少種等の採取の禁止等の一般的な公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮することとする。」と追記した。</p>
<p>道路</p> <p>【環境大臣】 建設機械の稼働に伴う騒音については、予測値が一部の地域で規制基準値（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）を上回っているため、「簡易な防音材などの遮音対策」等を実施することとしているが、実施後の予測値においても高い値を示していることから、工事期間が長期間にわたる場合には、その影響が懸念されるため、より遮音効果の高い防音材の採用等の適切な措置を講じること。</p> <p>また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣・国土交通省○○地方整備局長】 工事の実施にあたっては、周辺状況を勘案し、建設機械の稼働による騒音に関して必要に応じて適切な措置を講じるよう努めること。</p> <p>また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>評価の結果（参照頁略）に、「工事の実施にあたっては、周辺状況を勘案し、建設機械の稼働による騒音に関して必要に応じて適切な措置を講じるよう努めることとする。」と記載した。</p>

■「事後調査の強化」に関する意見の例

大臣意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p>道路</p> <p>【環境大臣】</p> <p>事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には周辺地域を含めること。</p> <p>なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており、営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。</p> <p>【国土交通大臣・国土交通省○○地方整備局長】</p> <p>事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には事業実施区域及びその周辺を含めること。</p> <p>なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。</p>	<p>「○○」（参照頁略）に、「また、今後、事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性があるミサゴ、サシバ、ハヤブサ、ハチクマ並びに事業実施区域周辺において飛翔が確認されており営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、結果に応じて繁殖期を避けた施工などの環境保全措置を実施するものとしている。その場合、繁殖への影響を回避できるかどうか不確実性が残ることから、有識者等の意見及び指導を得ながら、事業実施区域及びその周辺において、工事実施前及び工事実施中に事後調査を行う。」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「ミサゴ、サシバ、ハヤブサ、ハチクマ、オオタカの調査」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「事業実施区域及びその周辺」と記載した。</p> <p>「○○」（参照頁略）に、「ただし、今後、事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性があるサシバについては、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、結果に応じて繁殖期を避けた施工などの環境保全措置を実施するものとしている。その場合、繁殖への影響を回避できるかどうか不確実性が残ることから、有識者等の意見及び指導を得ながら、事業実施区域及びその周辺において、工事実施前及び工事実施中に事後調査を行う。」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「サシバの調査」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「事業実施区域及びその周辺」と記載した。</p>
<p>道路</p> <p>【環境大臣】</p> <p>計画路線の周辺地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に定められ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が求められている。</p> <p>また、換気所周辺においては、換気所自身や高層建築物による影響により、短期的に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が高くなる可能性は否定できない。</p> <p>このことから、事業の実施段階において、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討を行うに当たっては、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握すること。</p> <p>また、道路供用後においても、関係機関と協力しつつ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、計画路線周辺の監視を実施し、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。</p> <p>以上の措置について評価書に記載すること。</p>	<p>「○○」（参照頁略）、「○○」（参照頁略）、「○○」（参照頁略）、「○○」（参照頁略）に、「短期的濃度について十分把握する」旨を記載するとともに、「供用後においても、関係機関と協力しつつ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、必要に応じて適切に把握するとともに、その結果を踏まえ適切な措置を講じます。」と記載しました。</p>

【国土交通大臣・国土交通省○○地方整備局長】

計画路線の周辺地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に定められ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が求められている。

また、換気所周辺においては、換気所自身や高層建築物による影響により、短期的に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が高くなる可能性は否定できない。

のことから、事業の実施段階において、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討を行うに当たっては、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握すること。

また、道路供用後においても、関係機関と協力しつつ、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、必要に応じて適切に把握するとともに、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。

以上の措置について評価書に記載すること。

道路

【環境大臣】

計画路線は、渋滞緩和等を目的に暫定的な供用が計画されていることから、暫定的な供用が具体化した段階で、事後調査として環境調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施するなど適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

【国土交通省○○地方整備局長】

計画路線の暫定的な供用を行った場合には、周辺道路の交通状況などの把握に努め、事後調査として沿道の環境調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら必要に応じて適切な措置を講じるなど、当該地域の環境の保全に努めること。

上記について評価書に記載すること。

計画路線は渋滞緩和等を目的に暫定的な供用を実施することが考えられることから、暫定的な供用を行った後に、周辺道路の交通状況などの把握に努め、沿道の大気、騒音、振動に係る環境調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら必要に応じて適切な措置を講じるなど、当該地域の環境の保全に努めます。

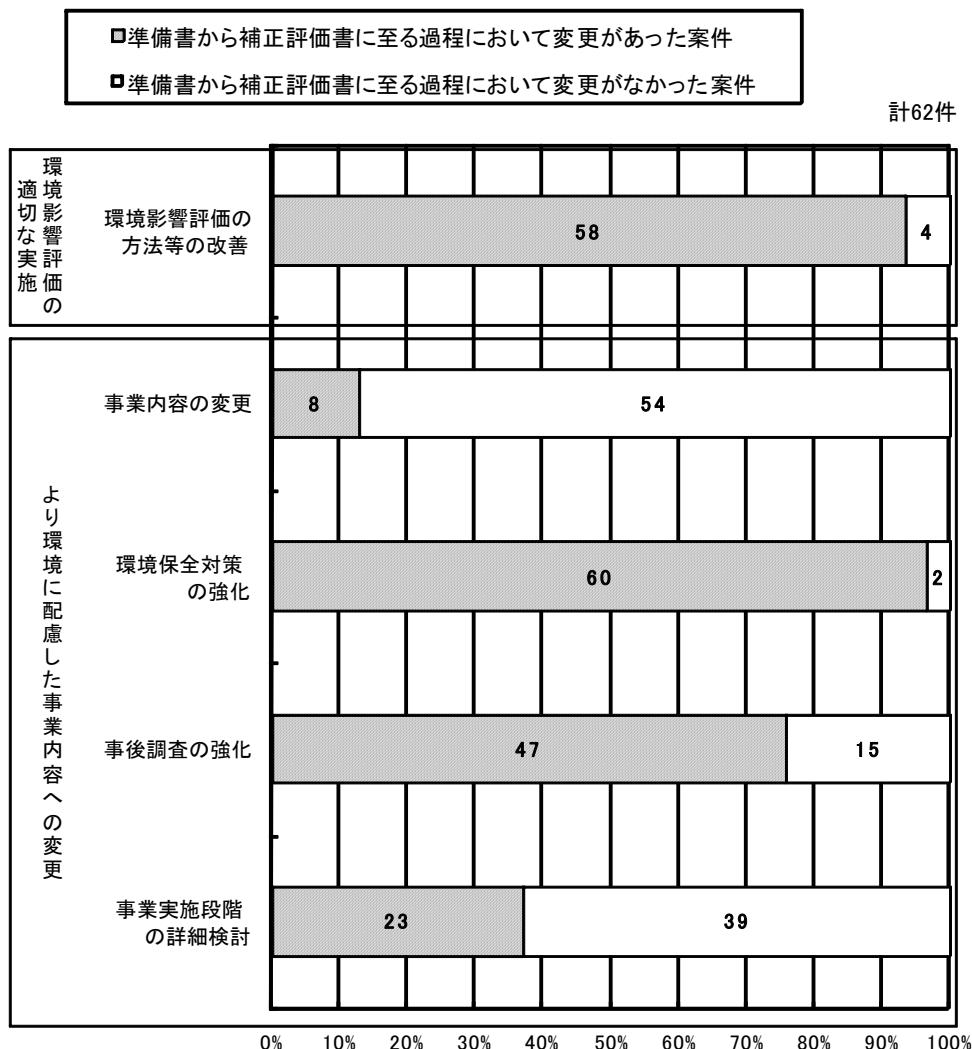
上記について評価書に記載しました。

■「事業実施段階の詳細検討」に関する意見の例

大臣意見	事業者の見解
<p>鉄道</p> <p>【環境大臣】 計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣】 計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表します。また、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じます。その旨を評価書の「〇〇」の項（参照頁略）及び「〇〇」の項（参照頁略）に記載しました。</p>
<p>飛行場</p> <p>【環境大臣】 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣】 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>今後、予測の前提としている飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じることを追記しました。（参照頁略）</p>

大臣意見	事業者の見解
<p>道路</p> <p>【環境大臣】 計画路線供用時の騒音については、連続的に併設される鉄道との複合的な影響により予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、道路沿道の将来的な土地利用の状況も踏まえて、鉄道事業と連携して更に検討を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。 また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通省○○地方整備局長】 計画路線供用時の騒音については、予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、将来、道路沿道の土地利用の状況が変化し、保全対象が存在する場合は、鉄道事業と連携しながら、必要に応じて環境保全措置を講じること。 また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>計画路線供用時の騒音については、予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、将来、道路沿道の土地利用の状況が変化し、保全対象が存在する場合は、鉄道事業と連携しながら、必要に応じて環境保全措置を講じます。また、その旨を評価書（参照頁略）に記載しました。</p>

資料22 準備書から補正評価書に至る過程での変更点

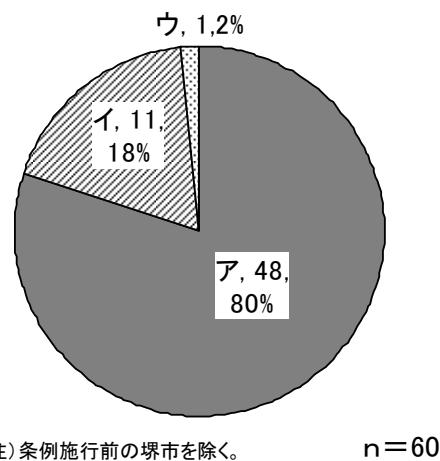


※ 当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、準備書記載内容の修正概要表、評価書記載内容の修正概要表等に基づき、分類・整理を行った。

資料2 3 環境影響評価条例に基づく事後調査についての地方公共団体アンケート

◇条例事後調査結果の報告の有無

- ア. 新地方制度のもと、条例に基づく事後調査結果の報告を事業者から受けたことがある。
- イ. 条例に基づく事後調査結果の報告は受けたことがない。
- ウ. その他（条例対象事業の事例なし。）

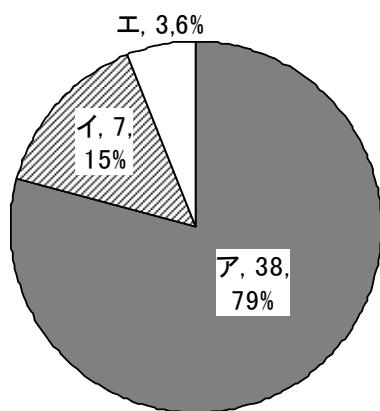


注)条例施行前の堺市を除く。

n=60

◇条例事後調査規定の効果

- ア. 事後調査規定の効果があった。
- イ. 事後調査規定の効果は認められたが、運用面などで改善すべき点もある。
- ウ. 事後調査規定の効果は認められなかった。
- エ. その他（一部の結果の報告であり、効果の有無が判断できない。事後調査結果を客観的に評価する方法を定めていない。）



注)前問で「ア」を回答した48団体。

n=48

※ 都道府県、政令指定都市を対象に実施した「平成19年度 環境影響評価制度に関するアンケート調査」による。

資料24 環境影響評価において複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術の

検討を行っている事例

■事例1 建造物の構造を対象に複数案を比較検討した事例

事業の種類	道路事業	
事業特性 及び 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 4車線道路の建設（延長；約13.5km） 谷津田が入り組んだ里山地域、県立自然公園の特別地域である湖沼及びその周辺の水田地域を通過 	
複数案の 検討概要	希少な鳥類の生息地への影響や、自然公園内の風致景観への影響の回避・低減を図るために、路線の一部地下トンネル化など、構造形式に関する検討を行った。	
検討した 複数案	<p>1) 地下トンネル構造案 湖沼及びその周辺地域を地下トンネルで通過する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖沼に構造物が出現しないため、湿地性の鳥類への影響低減、景観、人と自然との触れ合い活動の場への影響が回避・低減される。 計画道路と交差する国道との接続が不可能となり、利便性向上や交通の分散といった道路事業の目的を果たせない。 地上から地下へのスロープ部分が数百mになることから、農業用水・排水路・生活道路等を分断し、生活環境、営農活動に影響を与える。 軟弱地盤での大規模なシールドトンネル発進基地の設置が必要となり、土地の改変、地盤補強（薬液注入）による水質悪化が懸念される。 トンネル坑口部での大気、騒音の影響が懸念される。 事業費が約260億円（約50%）増加。 	<p>2) 橋梁構造案（当初計画） 湖沼及びその周辺地域を橋梁で通過する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖沼に構造物が出現するため、湿地性の鳥類への影響低減、景観、人と自然との触れ合い活動の場への影響が想定される。
検討結果	<p>2) 橋梁構造案を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下トンネルとした場合、鳥類、景観等の影響を回避できるが、生活環境の悪化が大きく、事業費の問題も含め、道路事業の目的を果たせなくなる等の問題から、地下トンネル構造の採用は困難と判断した。 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 風致景観等への配慮のため、斜張橋の一種であるエクストラドーズ橋から、桁高も低くスマートなPC箱桁橋に変更するなど、橋梁構造の見直しを行った計画を採用した。 	

■事例2 建造物の配置を対象に複数案を比較検討した事例

事業の種類	発電所事業		
事業特性 及び 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の新設（出力 138.5 万 kW×2 基） 事業実施区域及び周辺は湿原が存在し、周辺海域は岩礁遅滞で昆布等の藻場が広く分布し、好漁場となっている。 		
複数案の 検討概要	<p>「藻場の直接改変面積」、「湿原の直接改変面積」、「陸生生物への影響」及び「近隣集落からの距離」から、発電所全体配置計画の比較検討を行った。</p>		
検討した 複数案	<p>1) 北側エリア 発電所施設全体を敷地の北側に配置する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 藻場の直接改変面積：20 万 m²と最も大きい。 湿原の直接改変面積：12 万 m²と最も小さい。 陸生生物への影響： 重要種総種類数 64 種 本エリアのみに分布する 昆虫類・底生動物及び植 物 9 種 繁殖の可能性のある鳥類 3 種 近隣集落からの距離：隣 接集落あり。 	<p>2) 中央エリア 敷地の中央に配置する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 藻場の直接改変面積：13 万 m²と最も小さい。 湿原の直接改変面積：15 万 m²と中位である。 陸生生物への影響： 重要種総種類数 72 種 本エリアのみに分布する 昆虫類・底生動物及び植 物 8 種 繁殖の可能性のある鳥類 1 種 近隣集落からの距離：隣 接集落なし。 	<p>3) 南側エリア 敷地の南側に配置する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 藻場の直接改変面積：14 万 m²と中位である。 湿原の直接改変面積：25 万 m²と最も大きい。 陸生生物への影響： 重要種総種類数 72 種 本エリアのみに分布する 昆虫類・底生動物及び植 物 11 種 繁殖の可能性のある鳥類 3 種 近隣集落からの距離：隣 接集落なし。
検討結果	<p>2) 中央エリア案を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸生生物の観点からは、南側エリアの重要度が若干高いもののその差が小さく各エ リアで有意な差がないと判断。 藻場の改変面積が最も小さく、湿原の直接改変面積が中位であり、隣接する集落の ない中央エリア案が評点による評価が最も高く採用した。 		
備 考			

■事例3 環境保全設備を対象に複数案を比較検討した事例

事業の種類	ダム事業		
事業特性 及び 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ダムの新設（貯水面積；120ha） 同一水系河川からの導水路の敷設事業を含む。 当該河川は幹川流路延長 27.3km の一級河川である。ダム計画地点の下流には農業用水、水道用水に利用されている箇所及び内水面漁業権が設定されている箇所がある。 		
複数案の 検討概要	導水路敷設先の下流既設ダムについて、既設選択取水設備の取水範囲を超える大幅な水位がある場合、放流水の水温低下が懸念された。このため、ダム放流水の急激な水温の低下を緩和する環境保全措置として、「取水施設の改築」及び「曝気循環施設の設置」の2案を検討した。		
検討した 複数案	0) 保全措置なし (既存選択取水設備)	1) 取水施設の改築 取水範囲の拡大	2) 曝気循環施設の設置
検討結果	2) 曝気循環施設の設置を採用	<ul style="list-style-type: none"> 予測の結果、ダム下流河川の急激な水温の低下は緩和されるが、2)案と比較するとその緩和の程度は小さい。 管理上、特に問題点はない。 工事費：約5.4億円 管理費：なし 	<ul style="list-style-type: none"> 予測の結果、ダム下流河川の急激な水温の低下は緩和され、1)案以上の緩和効果が認められた。 流入河川より降雨に伴う濁水が混入した場合は、運転を中断する。 工事費：約1億円。 管理費：約340万円/年
備 考			

■事例4 工事の方法を対象に複数案を比較検討した事例

事業の種類	ダム事業		
事業特性 及び 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ダムの新設（湛水面積；122ha） 当該河川は幹川流路延長 31.5km の二級河川である。ダム計画地点の下流には農業用水に利用されている箇所及び内水面漁業権が設定されている箇所がある。 		
複数案の 検討概要	<p>工事中には土捨場等の裸地の出現に伴い、出水時に濁水が発生することが予測されるため、環境保全措置について比較検討を行った。</p> <p>保全措置の効果は、各対策実施後のダム下流河川におけるSS（浮遊物質量）の予測を実施し、比較検討を行った。</p>		
検討した 複数案	0) 保全措置なし	1) 沈砂池の設置 沈砂池を設置し、河川に流出するSSを低減させる。	2) 土木シートの設置 裸地の一部に土木シートを設置し、降雨時の濁水低減を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> 概算工事費：2,000万円 沈降土砂が堆積容量を超過した場合には土砂の引き抜きが必要。 対策効果は、予測の結果から、 1) 沈砂池の設置より大きいと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 概算工事費：1,600万円 シートが破損した場合には補修が必要。 対策効果は、予測の結果から、 1) 沈砂池の設置よりも小さいと認められる。
検討結果	1) 沈砂池の設置を採用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 沈砂池の設置案は、2) 土木シートの設置案より経済的にやや不利であるものの、水の濁りに対する対策効果が大きいと認められるため、1) 沈砂池の設置案を採用した。 		
備 考			

■事例5 実行可能なより良い技術導入を検討した事例

事業の種類	発電所事業	
事業特性 及び 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の新設（出力 153.8万kW×2基） ・事業実施区域は国定公園に位置し、周辺にはすぐれた自然景観が存在する等、豊かな自然環境を有する。 	
より良い 技術導入の 検討概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画について、以下の手順に従い、予定地及び周辺における自然環境、既設発電所における緑化事例、最新の緑化技術等を考慮するとともに、専門家の意見を聴取して検討を行った。 <ol style="list-style-type: none"> ① 多様な生物環境を可能な限り復元すること、周辺の自然景観との調和を図ること、緑化樹種は既存植生構成種から選定するとともに、生物多様性を考慮し食餌木の導入等に努めることを基本方針と設定 ② 緑化工法選定のための文献・事例調査 ③ 緑化エリア毎に従来の緑化工法を用いることによる緑化計画の達成可否を検討 ④ 従来工法では達成不可能なエリア（切取法面・切取部小段）について文献・事例等から最新の緑化技術の調査及び工法、樹種の絞り込み ⑤ 複数の工法、樹種による現地比較試験を計画・実施・評価 ⑥ 専門家の意見聴取 ⑦ 緑化計画の決定 	
検討経緯	<p>準備書段階</p> <p>切取法面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な吹付厚に対応した工法及び草本種・低木木本種の選定。 	<p>評価書段階</p> <p>切取法面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化目標を達成するためには、従来工法では困難であることから最新の技術を用いた工法を採用することとし、文献・事例調査をもとに絞り込みを行った結果、連続長纖維を混入した基盤の上に厚層基材吹付を行う工法を採用。 ・工事着手までに現地において比較試験を実施し、その結果を踏まえて最適な工法を選定。 ・吹付樹種は、表土の活用も考慮して、現地において実施する比較試験結果をもとに選定。 <p>切取部小段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小動物に配慮した緩傾斜型排水路を設けるため緑化を行わない。 <p>切取部小段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U字型排水路（一部蓋掛け並びに落下した小動物が脱出可能な開口の設置）に変更し、可能な限り小動物の移動に配慮するとともに、緑化スペースを確保。 ・客土厚を厚く取ることが可能である植樹枠に2～3年生ポット苗を植栽することとし、樹種は比較試験結果を踏まえ選定。
備 考		

■事例6 実行可能なより良い技術導入を検討した事例

事業の種類	発電所事業		
事業特性 及び 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 発電所のリプレース（出力 40 万 kW×5 基） 事業実施区域は大気汚染防止法による窒素酸化物に係る総量規制の指定地域に位置する。 		
より良い 技術導入の 検討概要	<ul style="list-style-type: none"> より一層高効率の最新鋭ガスタービン機種である燃焼器出口ガス温度 1,500°C 級を採用することで、熱効率が約 2 % 向上し、燃料使用量の更なる低減が図られることにより二酸化炭素排出原単位が低減できる。 性能を高めた低 NOx 燃焼器を採用することにより、ガスタービン出口の窒素酸化物排出濃度は、1500°C 級の最新鋭ガスタービンで国内トップクラスの低濃度とした。 乾式アンモニア接触還元方式の排煙脱硝装置を設置し、煙突出口の窒素酸化物排出濃度を、最新鋭ガスタービンで国内トップの 4 ppm と低く抑えた。 		
検討経緯	現 状	方法書段階	準備書段階
	25 万 kW×8 基 汽力発電方式	25 万 kW×8 基 コンバインドサイクル発電方式 1,300°C 級のガスタービン 低 NOx 燃焼器 乾式アンモニア接触還元方式の排煙脱硝装置	40 万 kW×5 基 コンバインドサイクル発電方式 1,500°C 級のガスタービン 高性能低 NOx 燃焼器 乾式アンモニア接触還元方式の排煙脱硝装置
	発電端熱効率 約 37% CO ₂ 排出量 約 490 万 t-CO ₂ /年 NOx 排出濃度 30.3 ppm NOx 排出量 143.4 m ³ N/h	発電端熱効率 約 50% CO ₂ 排出量 約 450 万 t-CO ₂ /年 NOx 排出濃度 約 5 ppm NOx 排出量 約 80 m ³ N/h	発電端熱効率 約 52% CO ₂ 排出量 約 440 万 t-CO ₂ /年 NOx 排出濃度 4 ppm NOx 排出量 54 m ³ N/h
備 考			

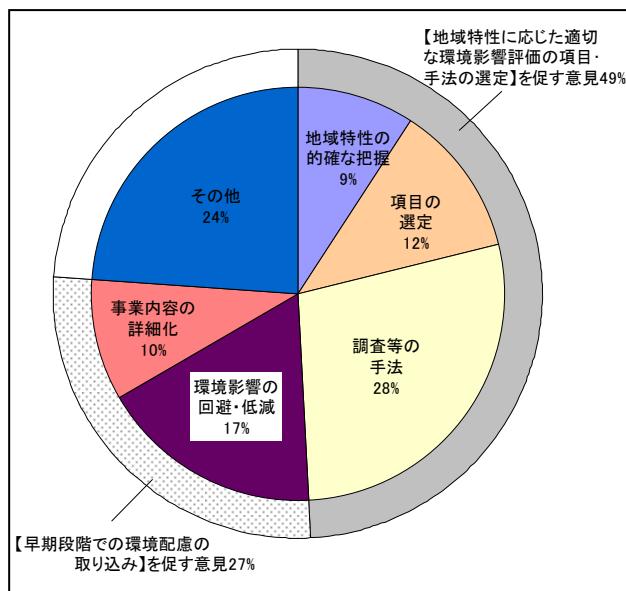
資料25 環境影響評価法対象事業における住民等意見の提出状況

(1) アセス法対象事業における方法書への住民等意見の提出状況及びその内容

【方法書住民等意見の提出状況*】

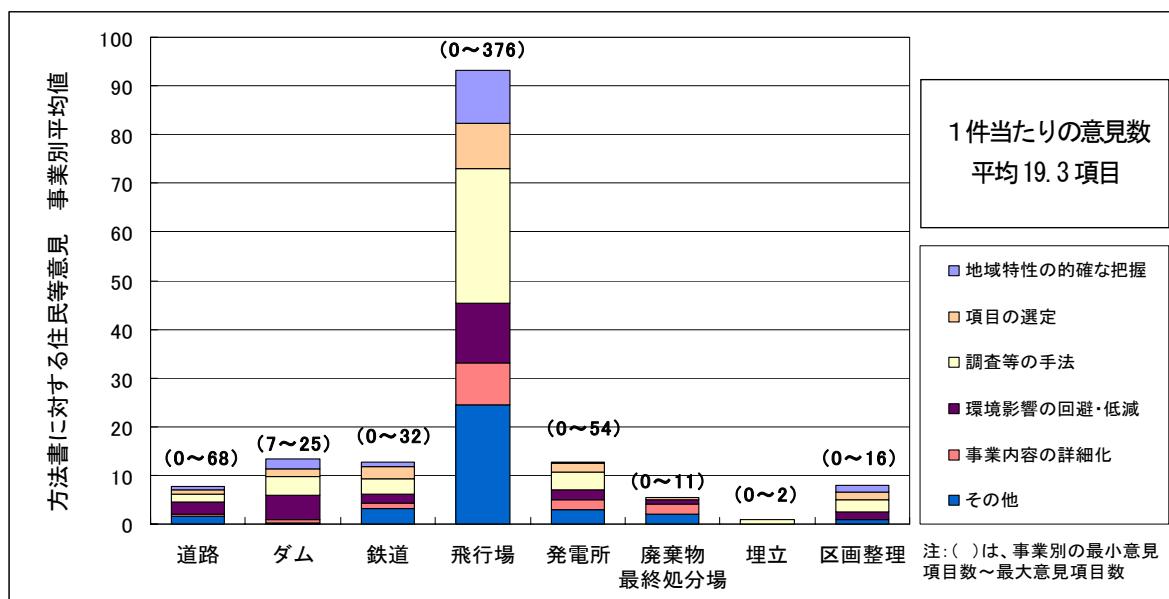
手続完了 62 件のうち、41 件（手続完了案件の 66.1% に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 19.3 項目の意見が提出された。

方法書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」

方法書に対する住民等意見（事業別平均値）



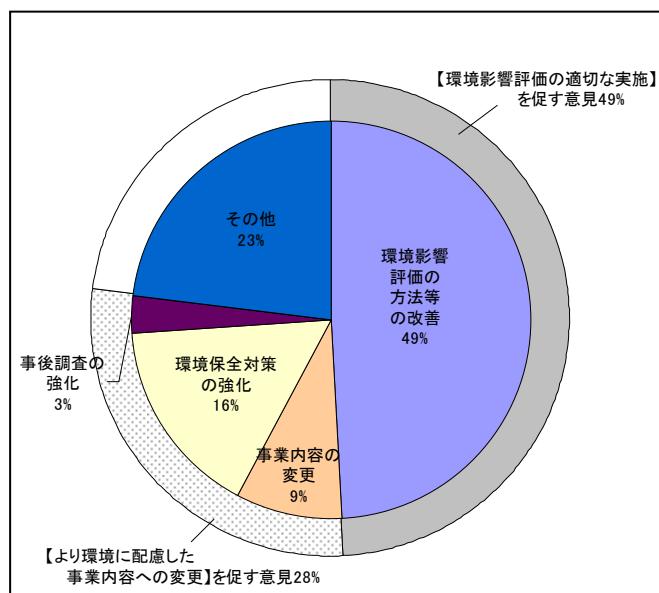
* 環境保全の見地からの意見を有する者からの意見の提出があった際には、事業者は個々の意見の内容を類型化し「意見の概要」を取りまとめ、準備書や評価書に掲載している。住民等意見の提出状況は、当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、評価書に記載されている「意見の概要」の類型を単位として、分類・整理を行った。

(2) アセス法対象事業における準備書への住民等意見の提出状況及びその内容

【準備書住民等意見の提出状況】

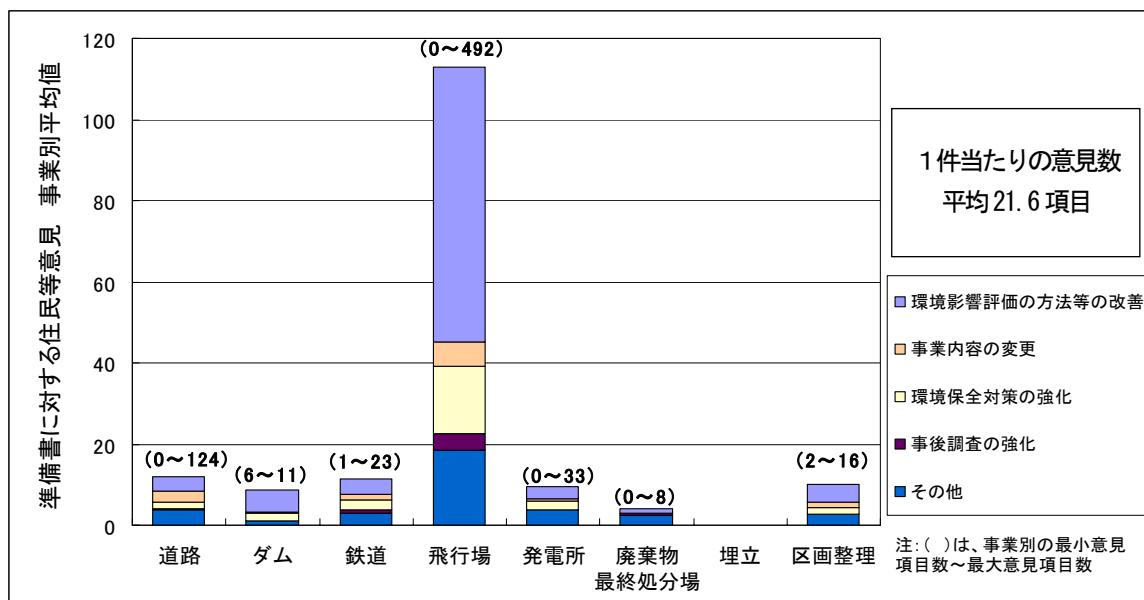
手続完了 62 件のうち、45 件（手続完了案件の 72.6%に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 21.6 項目の意見が提出された。

準備書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の類型を単位として、分類・集計した。

準備書に対する住民等意見（事業別平均値）



資料2 6 環境影響評価情報支援ネットワークの掲載内容

環境省では環境影響評価情報支援ネットワークを開設し、以下のような内容に関する情報提供を行っている。

- ① アセスメント入門
 - ・環境影響評価制度のあらまし
 - ・環境影響評価に関する用語集
 - ・各種パンフレット
- ② アセスメント制度
 - ・環境影響評価法や関連法令
 - ・制度をめぐる動向の紹介
- ③ アセスメント事例
 - ・手続中の環境影響評価事例（事業の概要や、手続の進捗状況を紹介）
 - ・手續が完了した環境影響評価事例（事業の概要や、環境大臣意見の内容を紹介）
 - ・事例検索（国制度に基づく環境影響評価事例、地方制度に基づく環境影響評価事例について、事業種、事業者等から検索が可能。）
 - ・事例統計情報
 - ・環境影響評価事例を紹介している他団体へのリンク
- ④ アセスメント技術
 - ・環境影響評価技術に関する検討会報告書
 - ・環境影響評価に関する調査研究を行っている他団体へのリンク
 - ・環境保全措置に関するデータベースの紹介
 - ・環境影響評価で利用する地域環境情報の情報源の紹介
- ⑤ 研究会・検討会等
 - ・これまでに開催した研究会・検討会の議事概要・資料・報告書等
- ⑥ 地方自治体のアセスメント
 - ・環境影響評価条例の制定・施行状況や対象事業一覧
 - ・地方自治体の担当窓口一覧
 - ・地方自治体の関連ページへのリンク
- ⑦ 資料集
 - ・環境影響評価に関連の高い図書・資料の紹介
 - ・環境影響評価に関するデータを提供しているサイトへのリンク
- ⑧ 環境省主催の環境影響評価研修の告知

資料27 地方公共団体における環境影響評価手続電子化の実施状況

インターネットによるアセス図書の公開状況

平成19年12月末現在

地方公共団体名	条例上の図書総覧者	インターネットによる公開主体	公開義務	公開状況	公開対象	公開期間	電子データの作成者	電子データ作成に係る費用負担	公開に当たっての根拠規定	実施理由	実施効果	実施上の留意点、課題	法対象事業への対応
北海道	知事	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の全文又は概要	総覧期間中	事業者	事業者	—	利便性の向上	不明	・事業者に著作権について確認。 ・総覧者数の把握が困難。	・総覧者である事業者の判断に委ねている。
青森県	事業者	民間事業者 ※実績あり			—	—	事業者	事業者	—	—	—	—	—
茨城県	知事	知事 (アセス担当部局)	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	知事 (アセス担当部局)	知事 (アセス担当部局)	—	情報を広く公開するため	閲覧者の利便性向上	・アセス図書の一部(概要版)のみ公開。	・条例対象事業に準ずる。		
埼玉県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	— (行政サービス)	情報提供のため	HP閲覧者の増加	・著作権に配慮する必要あり。	・全文公開。
東京都	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書類の磁気ディスクによる提出等に関する要綱	環境影響評価手続に関する情報を広く都民及び事業者の利用に供するため	未把握	・概要のみ掲載しているため、利便性は低い。	・義務付けはない。
神奈川県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	知事 (アセス担当部局)	知事 (アセス担当部局)	—	—	HPアクセス数増加より住民等への情報提供が促進された。	—	・条例対象事業に準ずる。
長野県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	住民等からの要望への対応	住民等への情報提供が促進された。	—	—
静岡県	知事	知事 (アセス担当部局)	検討中	(方法書、準備書、評価書の概要)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書の全文、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	情報公開の一環	特になし	—	・条例対象事業に準ずる。
滋賀県	事業者	知事 (アセス担当部局)	検討中	(方法書、準備書、評価書の概要)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	住民の利便性の向上のため	不明	・著作権への配慮から事業者に対し文書での承諾を求めている。	・条例対象事業に準じて協力を求めているが、対応した事業はない。
大阪府	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	事後調査手続終了まで	事業者	事業者	大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例)	オンライン化条例の制定	住民への情報提供が促進されたと認識。	・事業者に著作権について確認を求める。 ・ただし、国土地理院地図は公開に際して府から国土地理院に承諾を得る。(承諾に際して府に費用負担は発生せず)	・条例対象事業に準ずる。
兵庫県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	—	—	—	—

インターネットによるアセス図書の公開状況

平成 19 年 12 月末現在

地方公共団体名	条例上の図書総覧者	インターネットによる公開主体	公開義務	公開状況	公開対象()内は予定	公開期間	電子データの作成者	電子データ作成に係る費用負担	公開に当たつての根拠規定	実施理由	実施効果	実施上の留意点、課題	法対象事業への対応
愛媛県	事業者	知事(アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の全文又は概要	各手続終了後から掲載開始(総覧期間中は掲載せず)	事業者	事業者	—	知事意見のみの掲載ではなく、図書も閲覧できるほうが効果的であること、及び事業開始後からの問い合わせ等もあることから、事業者の承諾が得られれば掲載することとしている。住民等からも図書の閲覧希望がある。	左記状況からある程度活用されているものと考えている。	—	—
宮崎県	事業者	事業者	無	一部の事業者のみ	全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	幅広く意見を求めるため	—	—	—
沖縄県	事業者	事業者の判断において環境影響評価書の概要(パンフレット)を事業者ホームページに掲載している事例あり。			—	—	—	—	—	—	—	—	—
さいたま市	市長	市長(アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文(データ容量によつては概要のみ)	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	住民等からの要望への対応	—	—	・条例対象事業に準ずる。
横浜市	市長	市長(アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の概要(全文公開検討中)	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	図書電子化を検討する中で、可能な部分から実施	未確認	—	—
名古屋市	市長	市長(アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文又は概要	事後調査手続が終了まで	事業者	事業者	—	広く市民・事業者に周知する手段の一つとして公開	より多くの方に周知できていると考えている。	・著作権の問題(図書作成は事業者であるため)	—
京都市	市長	市長(アセス担当部局)	全事業について市長が公開(条例細則で電子データの提出を求めている。)		方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	条例付帯決議	市民が容易に情報を入手できるようにするため	—	—	—
大阪市	市長	市長(アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文及び概要	原則公開期限なし(事業者の申し出により終了)	事業者	事業者	環境影響評価関係図書の電子総覧等に係る実施要領	市民の利便性向上、アセス制度に対する市民理解増進、各案件に対する住民参加促進	—	・事業者に著作権について確認を求める。 ・国土地理院地図は公開に際して市から国土地理院に承諾を得る。	—
堺市	市長	市長(アセス担当部局)	検討中		(方法書、準備書、評価書の全文)	(事後調査手続終了まで)	(事業者)	(事業者)	堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例)	—	—	・事業者に著作権について確認を求める。 ・ただし、国土地理院地図は公開に際して市から国土地理院に承諾を得る。(承諾に際して市に費用負担は発生せず)	—
広島市	市長	市長(アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	特になし	特になし	—	—
北九州市	市長	市長(アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	環境影響評価図書の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要領	住民等からの要望への対応	HPへのアクセス数が増加したことから、住民等への情報提供が促進された。	・事業者に著作権について確認を求める。 ・国土地理院地図等、他者に権利があるものは除くものとする。 ・要領の適用を受けない。	—

インターネットによる意見書の受付状況

平成 19 年 12 月末現在

地方公共 団体名	住民等意見書 提出先	意見書の電子的な提出方法	署名（本人確認）の条件	意見書受付にあたっての 根拠規定	電子申請を行っている場合 電子申請対応パターン			法対象事業 への対応
					住民等－ 知事・市長	住民等－ 民間事業者	住民等－ 公共事業者	
					—	—	—	
青森県	事業者	事業者が意見を電子メールで受け付ける旨を公告した場合は、電子メールにより意見書を提出可能（実施事例あり）。	—	—	—	—	—	—
宮城県	事業者	事業者が行政機関であれば、オンライン化条例により電子メール（Eメール）での受付が可能はあるが、実施例はない。 Eメールによる受付は、今後事業者へ指導していく予定。	—	—	—	—	—	—
栃木県	知事	電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。	—	—	—	—	—	—
東京都	知事	電子申請システムは未対応。 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。	電子メール（Eメール）送信後に電話確認することを求めている。 (未着トラブルへの対応)	—	—	—	—	非対応
長野県	事業者	電子メール（Eメール）による提出も可としている。	—	—	—	—	—	—
大阪府	事業者又は知事	電子申請 HP の入力フォームによる。	①システム上で ID とパスワードの取得。 ②電子認証。	大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（オンライン化条例）	対象	対象外	対象外	条例横出手続に限って適用
岡山県	事業者又は知事	県に対し電子メール（Eメール）で提出されれば意見として受け付ける。 事業者に対して積極的な指導はしていない。	—	—	—	—	—	—
大分県	事業者	電子メール（Eメール）での意見書受付を事業者に呼びかけているが、実際にそのように対応した事業者の事例はない。	—	—	—	—	—	—
さいたま市	事業者	電子メール（Eメール）による提出も可としている。	—	—	—	—	—	—
千葉市	市長	電子メール（Eメール）での提出があれば、受け付ける。	—	—	—	—	—	—
京都市	市長	HP の入力フォーム、電子メール（Eメール）	細則で氏名、住所等の記載を求めているが、記載がなくても受け付ける。	京都市環境影響評価等に関する条例	対象	対象外	対象外	—
堺市	市長	検討中 (電子申請HPの入力フォームによる。)	(①システム上で ID とパスワードの取得。) (②電子認証。)	堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（オンライン化条例）	(対象)	(対象外)	(対象外)	—
神戸市	市長	電子申請システムは未対応。 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。	—	—	—	—	—	—
北九州市	市長	電子申請HPの入力フォームによる。 電子メール（Eメール）は受け付けない。	HP 上での入力をもって確認とする。	北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（オンライン化条例）	対象	対象外	対象外	非対応
福岡市	事業者	電子メール（Eメール）による意見書の提出は、制度上条例の改正が必要となるため提出手段として、位置づけていないが仮に電子メール（Eメール）で届いた場合については、意見書と同等の扱いを行うよう事業者へ伝えている。	—	—	—	—	—	—

資料28 EU構成国でのSEA指令の導入及び執行状況

EU構成国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	オーストリア	ベルギー	キプロス	チエコ	デンマーク	エストニア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	アイルランド	イタリア	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルグ	マルタ	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スロバキア	スペイン	スウェーデン	イギリス	
①導入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	×	○	○	(○)	○	○	×	○	○	○	×	○	△	○	○	
②ガイドラインの制定状況	(○) /? 1)	○ △ 2)	○ △ ○	○ △ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	(○) /? ○ ○	○ ○ ○	○ △ ○	○ ○ △	○ ○ ○	○ △ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ △ ○ ○	○ △ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○			
③SEAの適用の経験	○	△	×	○	○	○	○	○	○ 5)	△	△	○	△	(○)	△ 6)	×	△	○	○	△	△	○	○	○	
④その他の管理手段	●	●	●	●	●	●	●	●	● 7)	○ 8)	●	●	●	●	?	●	○ 9)	10)	●	●	○ 11)	●	●	●	

※2006年7月現在

① [○ : 全面導入(例えば、関連法規の成立)
△ : 部分導入/まもなく導入
× : まだ導入していない
(○) : 国レベルでの導入/国・地域が遵守すべき(EU委員会による拡張)]

③ [○ : 100超
○ : 相当多い
△ : 1または少ない
× : なし
5) : 小規模土地利用計画と一部州の地方景観計画評価に関する経験
6) : 今編成中]

② [○ : 発行済みのガイドライン
△ : 草案/一般的なガイドライン(SEAを言及した可能性がある)
× : なし
(○) : 国のガイドラインのうち、一部のみ発行した/部分的にまだ編成中
1) : 県レベルの行政機関が提供したEIA/SEAホームページ <http://www.merlaanderen.be>
2) : 失効になった
3) : 国外のガイドライン
4) : 地域のガイドライン]

④ [○ : その他の手段がある
● : 空間計画の中、環境問題への考慮の要求がある
7) : 景観計画
8) : 一部の土地利用計画EIA
9) : 1980年後期から、SEAに基づいたEIAの交換
10) : 生態地形学研究
11) : 空間計画における環境要素への配慮の要求]

資料29 諸外国におけるティアリングの法的根拠

米国	国家環境政策法(NEPA) :連邦法 1969年
	プログラム的環境評価(米国のSEA)から優先度の低い課題を省略し、分析の重複を回避することで、合意形成、十分な情報に基づいた意思決定及び効率的な環境影響評価プロセスを促進する。
ドイツ	EIA法(UVPG) :連邦法 2007年改正
カナダ	提案された政策、計画及びプログラムの環境評価に関する内閣指令 : 内閣指令 2004年改正 検討することとなる全ての選択肢の分析において、環境的配慮を十分に実施し、政策、計画及びプログラムの最終決定はSEAの結果を盛り込むものでなければならない。
英国	カナダ環境アセスメント法:法律 1992年 上位における政府決定を考慮して、プロジェクトレベルにおける環境評価(Environmental Assessment)を実施するための法的枠組みを提供している(注:ただし、SEAに関しては、具体的に言及していない)。
	SEA指令ガイド:ガイドライン 2006年 プロジェクトに関して、環境影響評価の実施が必要になった場合、関連するSEAの調査結果を参照するのが望ましい。
オランダ	EIA法:法律か規則(確認中) 2006年改正 附則リストC及びDに定められる対象事業に関連することが想定される上位の計画などに対しては、SEAが実施される必要がある。より上位のイニシアティブ(計画及びプログラムなど)は、下位のレベルにおいて考慮されなければならない。

資料30 風力発電施設に係る環境影響評価の実施状況

1. 風力発電所を対象とする環境影響評価条例等の対応状況

1-1. 条例の制定状況と実施件数

環境影響評価条例において、発電所の設置又は変更の事業として風力発電施設を対象にしている地方公共団体は、下表の通り都道府県が4団体、政令指定都市が3団体となっている。このうち、これまで実際に環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例は、福島県の4件（うち1件は手続き中）、長野県の1件（手続き中）、兵庫県の1件（手続き中）となっている。

また、発電所の設置又は変更の事業としては風力発電施設を対象としていないものの、岐阜県では高層工作物の建設の事業として環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例が2件（うち1件は手続き中に中断）あり、三重県では工場または事業場の新設の事業として環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例が3件（うち2件は手続き中）ある。

以上より、これまで我が国において、環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例は計11件（うち5件は手続き中、1件は手続き中に中断）となっている。

地方公共団体名	事業種	規模要件	適用件数
福島県	風力発電所	第1区分事業：出力1万kW以上又は風車の台数15台以上 第2区分事業：出力7,000kW以上1万kW未満又は風車の台数10台以上14台以下	4
長野県	風力発電所の建設	出力 1万 kW以上	1
岐阜県	高層工作物又は高層建築物の建設	高層工作物又は高層建築物の建設 (接する地盤からの高さが50m以上のもの)	2
三重県	工場又は事業場	事業の用に供する敷地面積が20ha以上あるもの	3
兵庫県	風力発電所の建設	県下一律 1500kW以上、自然公園等特別地域 500kW以上	1
長崎県	風力発電所	総出力 15,000kW以上又は風車10台以上	無
川崎市	電気工作物の新設	電気工作物のうち発電の用に供するもの新設であって、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの *第1種行為：電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの *第2種行為：電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	無
名古屋市	発電所の建設	事業：発電所の建設 規模：5万kW以上	無
神戸市	発電所の建設	出力2万kW以上である発電所の新設または増設 ただし、兵庫県の「環境影響評価に関する条例」に定める対象事業であって、「神戸市環境影響評価に関する条例」で対象となっていない事業についても、神戸市の条例に基づき、アセスメントの手続を行うこととなっている	無

1-2. 要綱等の制定状況

このほか、風力発電施設の環境影響評価や環境調査等に関する要綱、ガイドライン等を作成しているのは、都道府県は秋田県、静岡県、鳥取県、島根県の4団体、政令指定都市は浜松市の1団体である。また、青森県、岡山県、愛媛県については、現在、風力発電施設を環境影響評価条例の対象とすることなどを検討している。

2. 条例に基づく風力発電施設の環境影響評価事例の内容

2-1. 環境影響評価の項目

1. で述べた環境影響評価条例を風力発電施設に適用した全事例11件（うち5件は手続き中、1件は手続き中に中断）について、環境影響評価の項目を調査した。ただし、6件は手続き中であるため、方法書又は準備書において選定された環境影響評価項目であり、今後、知事意見等を勘案して項目が変更される可能性がある。

風力発電施設においては、巨大なブレードが回転するという事業特性から、存在、供用時における騒音・低周波音による影響、鳥類への影響、景観への影響といった問題が生じている。騒音については、10件の事例で環境影響評価項目に選定している。低周波音については4件の事例では環境影響評価項目に選定している。鳥類への影響、景観への影響については、全事例について環境影響評価項目に選定している。

それ以外の項目については、ほとんどの事例で、工事中においては水質（濁り）、動物、植物、生態系、廃棄物を選定しており、存在・供用時においては電波障害、生態系を選定している。

2-2. 環境影響評価手続きを経て追加された環境保全措置

1. で述べた11件のうち、手続きが完了した5件について、知事意見等により追加された環境保全措置について調査した。

これら全事例について、環境影響の低減等を図るため、風車の台数を減らす措置を追加している。この他、風車の設置位置の変更（1件）、送電線のルート変更（2件）、繁殖期の工事中断（1件）などの措置を追加している事例がある。

3. 風力発電施設の環境影響評価等に関する条例以外の要綱、ガイドライン等

(1) 都道府県・政令指定都市において、風力発電の環境影響評価や環境調査等に関する要綱、ガイドライン等を作成しているのは、都道府県では秋田県、静岡県、鳥取県、島根県の4団体、政令指定都市では浜松市の1団体である。

(2) また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を作成している。風力発電施設の設置に対して、資源エネルギー庁及びNEDOが補助事業を実施しており、補助金の交付に当たって、同マニュアルに基づき又は準じて申請者に環境影響評価や地元住民との協議等を実施することを求めている。

4. 条例以外による風力発電施設の環境影響評価等に関するアンケート調査結果

4-1. 環境影響評価等の実施状況

(1) NEDO作成の「日本における風力発電設備・導入実績（2008年3月末現在）」掲載の風力発電施設のうち、稼働年月（※1）が2003年4月～2008年3月（平成15年度～平成19年度）の期間内であり、総出力が500kW以上（※2）の風力発電施設を設置する事業者を対象に、風力発電施設の設置に当たって実施した環境影響評価等の項目、手続等についてアンケート調査を行った。

※1 稼働年月は補助金申請時のものであり、実際の稼働日とは異なる可能性がある。

※2 風力発電施設を対象として明示している地方公共団体の環境影響評価条例の中で、最も規模要

件が小さい兵庫県環境影響評価条例の規定を参考とした。

(2) アンケート調査を発送した 153 件の風力発電施設のうち、130 件について回答が得られた。そのうち、条例に基づく環境影響評価を実施したと回答したものが 5 件、環境影響評価等を全く実施していないと回答したものが 2 件あり、条例以外による環境影響評価等を実施したと回答したものが 123 件であった。

表 1 環境影響評価等の実施状況

	1万 kW 以上	1万 kW 未満		合計
	補助あり	補助あり	補助なし	
条例以外による環境影響評価等を実施した案件数	40	77	6	123
条例に基づく環境影響評価を実施した案件数	1	3	1	5
環境影響評価等を実施していない案件数	0	1	1	2
未回答の案件数	5	12	6	23
調査対象案件数	46	93	14	153

※「1万 kW 以上」又は「1万 kW 未満」は風車 1 本の定格出力に風車の基数を掛けた総出力を指している。

NEDO 作成の「風力発電のための環境影響評価マニュアル」は概ね総出力 1 万 kW 以上の大規模風力発電事業を想定して作成されている。

※「補助あり」又は「補助なし」は資源エネルギー庁、NEDO、環境省等による風力発電施設建設に対する補助金の交付の有無を指す。

※本調査の対象の中に「1万 kW 以上」かつ「補助なし」の案件はない。

4-2. 環境影響評価等の項目

(1) 表 2 に示すとおり、1 万 kW 以上の風力発電施設 40 件については、全ての案件で騒音及び景観を項目として選定している他、98% の案件で鳥類を項目として選定している。

(2) 1 万 kW 未満の風力発電施設については、全ての案件で騒音を項目として選定している他、9 割前後の案件で鳥類及び景観を項目として選定している。

表2 条例以外による環境影響評価等の項目選定の状況

		1万kW以上	1万kW未満		合計
		補助あり	補助あり	補助なし	
選定された項目別の 案件数 (割合)	騒音	40 (100%)	77 (100%)	6 (100%)	123 (100%)
	低周波	17 (43%)	14 (18%)	3 (50%)	34 (28%)
	電波障害	40 (100%)	74 (96%)	6 (100%)	120 (98%)
	地形及び地質	16 (40%)	48 (62%)	5 (83%)	69 (56%)
	鳥類	39 (98%)	73 (95%)	5 (83%)	117 (95%)
	鳥類以外の動物	38 (95%)	61 (79%)	4 (67%)	103 (84%)
	植物	38 (95%)	61 (79%)	4 (67%)	103 (84%)
	景観	40 (100%)	69 (90%)	5 (83%)	114 (93%)
	人と自然との 触れ合い活動の場	11 (28%)	13 (17%)	1 (17%)	25 (20%)
	日照阻害	3 (8%)	5 (6%)	1 (17%)	9 (7%)
条例以外による環境影響 評価等を実施した案件数		40	77	6	123

※選択された項目別の案件数は、複数選択による回答を集計している。

4-3. 環境影響評価等の手続

- (1) 表3に示すとおり、1万kW以上の風力発電施設については、93%の案件で「住民説明会の開催」、「住民の意見聴取」を行っている。
- (2) 一方で、1万kW未満の小規模の風力発電施設のうち、補助ありの風力発電施設については、71%の案件で「住民説明会の開催」を、65%の案件で「住民の意見聴取」を行っている。また、1万kW未満の小規模の風力発電施設のうち、補助なしの風力発電施設については、67%の案件で「住民説明会の開催」、「住民の意見聴取」を行っている。

表3 条例以外の環境影響評価等の手続実施の状況

		1万kW以上	1万kW未満		合計
		補助あり	補助あり	補助なし	
実施された手続別の 案件数 (割合)	評価書等の公表	21 (53%)	14 (18%)	3 (50%)	38 (31%)
	住民説明会の開催	37 (93%)	55 (71%)	4 (67%)	96 (78%)
	住民の意見聴取	37 (93%)	50 (65%)	4 (67%)	91 (74%)
	自治体(環境部局)の 意見聴取、 指導・助言	35 (88%)	54 (70%)	5 (83%)	94 (76%)
	有識者の意見聴取、 指導・助言	26 (65%)	42 (55%)	4 (67%)	72 (59%)
	自治体、自治会等 への報告	40 (100%)	63 (82%)	6 (100%)	109 (89%)
	条例以外による環境影響 評価等を実施した案件数	40	77	6	123

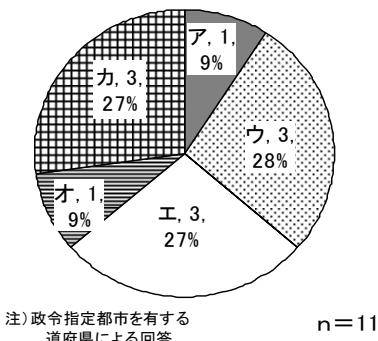
※実施された手続別項目別の案件数は、複数選択による回答を集計している。

資料3 1 政令指定都市の取り扱いについての地方公共団体アンケート

○ 政令指定都市長意見の取り扱い

政令指定都市長意見の反映上の工夫

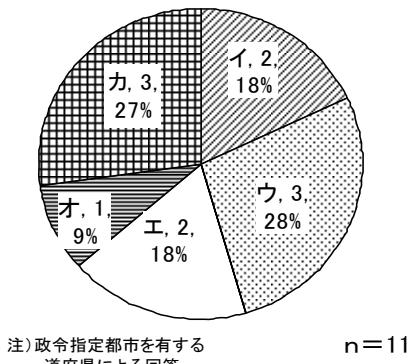
- ア. 道府県審査担当部局より職員が政令指定都市審査会に出席し、政令指定都市での審査状況を確認している。
- イ. 審査会資料、議事録等の書面の送付を受け、政令指定都市審査会での審査状況を確認している。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（必要に応じて担当者間の意見交換、審査会資料の送付、県審査会傍聴等を行っている。）
- オ. その他（政令指定都市長意見を極力盛り込むよう配慮している。）
- カ. その他（政令指定都市長意見の送付のみ。）



注)政令指定都市を有する
道府県による回答。 n=11

政令指定都市長へのフィードバック

- ア. 審査会資料、議事録等の書面を送付し、道府県での審査状況をフィードバックしている。
- イ. 政令指定都市の担当部局より職員が道府県審査会に出席し、道府県での審査状況を確認している。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（必要に応じて担当者間の意見交換、審査会資料の送付、県審査会傍聴等を行っている。）
- オ. その他（政令指定都市長の意見を考慮した知事意見を送付している。）
- カ. その他（議事録は速やかに県HPに掲載している、他市町村と同様の取り扱いである。）

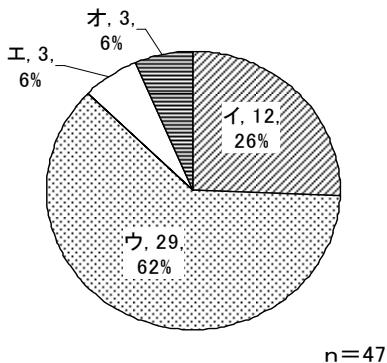


注)政令指定都市を有する
道府県による回答。 n=11

○ その他関係市町村長意見の取り扱い

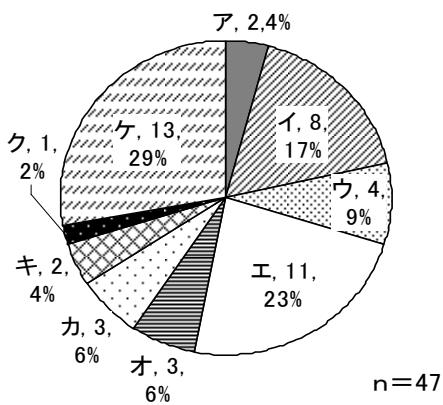
関係市町村長意見の反映上の工夫

- ア. 関係市町村長（政令指定都市長を除く）意見形成における市町村内での検討資料の送付を受け、内容を確認している。
- イ. 関係市町村長意見（政令指定都市長を除く）を書面で受け取るほか、別途、関係市町村の担当者から意見内容について説明を受けている。
- ウ. 書面で関係市町村長意見（政令指定都市長を除く）が送付されるのみ。
- エ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- オ. その他（必要に応じて、市町村長意見の趣旨確認を行っている。）



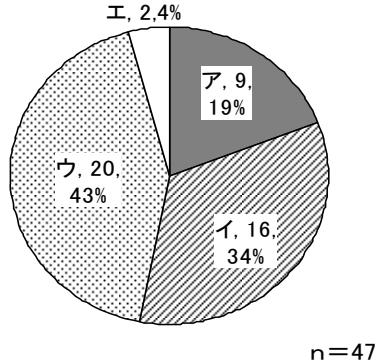
関係市町村長へのフィードバック

- ア. 審査会資料、議事録等の書面を送付し、都道府県での審査状況をフィードバックしている。
- イ. 関係市町村（政令指定都市を除く）の担当部局より職員が都道府県審査会に出席し、都道府県での審査状況を確認している。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（知事意見又は知事意見の写しの送付を行っている。）
- オ. その他（市町村から要望があれば、審査会資料等を送付している。）
- カ. その他（審査会議事録、又は審査会議事録及び資料をホームページで公開している。）
- キ. その他（必要に応じて担当者間で情報交換等を行っている。）
- ク. その他（事業者に対して、市町村長意見に対する事業者見解を図書に掲載するように指導している。）
- ケ. その他（特にフィードバックはしていない。）



関係市町村での首長意見形成方法

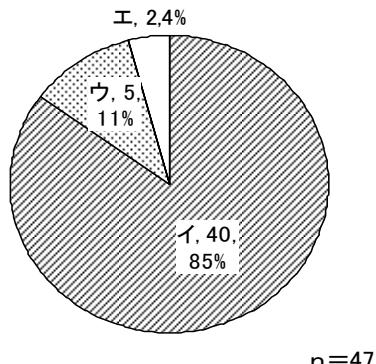
- ア. 第三者から構成される審査会の答申を受け、首長意見を形成している市町村がある。
- イ. 首長意見形成にあたり、審査会を設置している市町村はない。
- ウ. 全く把握していない。
- エ. その他（市町村により異なる。）



n=47

関係市町村長からの要望

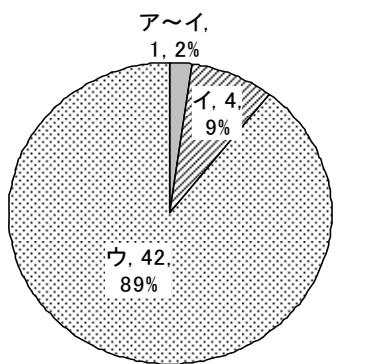
- ア. 関係市町村長（政令指定都市長を除く）より、関係市町村長意見とそれに対する事業者見解をアセス図書に掲載してほしいとの要望をうけたことがある。
- イ. 関係市町村長より、要望を受けたことはない。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（関係区市長町長意見を知事意見に反映してほしい旨の要望有り。不明。）



n=47

意見内容の対立の有無

- ア. 関係市町村長意見のとりまとめ、知事意見形成過程において、対立する意見が述べられることがよくある。
- イ. 対立する意見が述べられることが稀にある。
- ウ. その他（対立する意見が述べられたことはない。法対象事業の実績がなく不明。事例なし。）



n=47

資料3.2 環境影響評価制度総合研究会検討員名簿

(50音順 敬称略)

浅野 直人	福岡大学法学部教授
石田 憲治	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 農村計画部長
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授
岡田 光正	広島大学大学院工学研究科教授
小川 芳樹	東洋大学経済学部教授
鹿島 茂	中央大学理学部教授
加藤 正進	財団法人電力中央研究所専務理事
栗本 洋二	社団法人日本環境アセスメント協会会長
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授
庄子 幹雄	マサチューセッツ工科大学客員教授
田中 充	法政大学社会学部教授
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
細川 恭史	日本大学大学院生物資源科学研究科非常勤講師
丸山 學	元財団法人かながわ廃棄物処理事業団理事長
屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

資料33 環境影響評価制度総合研究会審議経過

第1回（平成20年6月26日）

- ・本研究会の運営について
- ・環境影響評価制度の現状及び課題について

第2回（平成20年8月11日）

- ・関係者ヒアリング及び質疑

第3回（平成20年10月3日）

- ・関係者ヒアリング及び質疑

第4回（平成20年11月19日）

- ・関係者ヒアリング及び質疑

第5回（平成20年12月17日）

- ・環境影響評価制度の課題ごとの論点整理

第6回（平成21年2月2日）

- ・環境影響評価制度の課題ごとの論点整理

第7回（平成21年3月18日）

- ・環境影響評価制度の課題ごとの論点整理

第8回（平成21年4月24日）

- ・環境影響評価制度の課題ごとの論点整理

第9回（平成21年5月29日）

- ・環境影響評価制度総合研究会報告書（案）について

第10回（平成21年7月15日）

- ・環境影響評価制度総合研究会報告書とりまとめについて

資料34 環境影響評価制度総合研究会ヒアリング実施先

第2回環境影響評価制度総合研究会（平成20年8月11日）

○財団法人世界自然保護基金ジャパン

○公害・地球環境問題懇談会

○横浜市

○千葉県

○岡山県

第3回環境影響評価制度総合研究会（平成20年10月3日）

○財団法人日本自然保護協会

○日本弁護士連合会

○経済産業省

○電気事業連合会

○社団法人日本環境アセスメント協会

第4回環境影響評価制度総合研究会（平成20年11月19日）

○財団法人日本野鳥の会

○国土交通省

○社団法人日本経済団体連合会

○東京都

○明治大学法科大学院教授 柳憲一郎

資料3 5 環境影響評価制度総合研究会報告書（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

環境影響評価制度総合研究会報告書（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1)意見募集期間 平成21年6月5日(金)～平成21年6月26日(金)
- (2)告知方法 環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

2. 意見提出数

151通(927件)

【内訳】

民間企業関係 66通

団体関係 12通

自治体関係 9通

自然保護団体・NPO等関係 14通

個人 50通

3. 意見の内容とそれに対する考え方

意見の対象項目	NO	意見概要	意見に対する考え方(案)
1 対象事業 (国と地方の役割分担について)	1	法対象事業の範囲の検討に当たっては、報告書の記載にあるとおり、地方分権の流れや現状における条例の整備状況などを踏まえ、慎重に対応すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案において、「行政全体の動きとして地方分権の流れがあり、法と条例が一体となって幅広い事業を対象にしていること(略)を踏まえ、慎重に対応していくことが求められる」旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	2	法対象事業の種類及び規模を拡大するだけでなく、同一事業種の中でも区分の詳細化の検討が必要である。例えば、高効率火力発電所リプレースのように環境負荷が大幅に低減する事業については、第二種事業にしたり対象事業から除外することなどが考えられる。	火力発電所リプレース事業のようなケースの取扱については、「4-8 環境影響評価の内容及び環境影響評価技術」の「(リプレース等への対応について)」に整理したこれまでの議論の内容を踏まえつつ、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	3	条例アセスでは対象規模ギリギリのアセス逃れの事例がみられ、環境省の関与は必須である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案において、「条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	4	方法書段階で影響の越境性や、社会的関心の高さなどを理由に、自治体から法アセス対象への移行要請があった場合には、法対象とできるなど、ある程度柔軟に対応できる余地を残しておいたらどうか。	報告書案において、「事業ごとに環境大臣が必要と認めるものについて環境影響評価を実施していくことが必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	5	大小様々な種類の事業が全国で展開されている中で、アセス対象の案件はあまりにも少ないと思われる。対象事業の拡大に向けた検討をお願いしたいと考える。	報告書案において、「対象事業の種類及び規模について範囲の拡大を図るべきという意見があつた」旨を記載しています(22ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	6	「国の関与は…少なくし」という見方が紹介されているが、国の規模要件が現行でも相当に大きいことから、これの範囲を広げつつ、地方公共団体には環境影響の大きさや地域特性を踏まえた対象事業の設定が行えるように、すみわけをしていくという考え方もあるのではないか。	「将来的に実施が見込まれる事業種で現行の法対象になっていないものについては、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について知見を収集・分析した上で、対応を検討していく必要がある」(25ページ)、「条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である」(26ページ)といった点を踏まえ、このような記述としています。
	7	「直ちに新たな対象事業とすべきものはない点を踏まえ…」と結論付けられているが、その根拠、理由等が明らかにされていない。	報告書案においては、ご指摘のあった意見を記載する一方で「対象事業の種類及び規模について範囲の拡大を図るべきという意見があつた」旨も記載しています(22ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	8	「国の関与はナショナルミニマムという考え方」は、環境影響評価制度の運用をリードしていく國の立場からして消極的と考える。アセス制度を規制制度としてとらえると、ナショナルミニマムという考え方は理解できるが、むしろ規制ではなく、環境配慮を推進していくための手続きを定めた促進的な制度ととらえるべきではないか。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においては、ご指摘のあった意見を記載する一方で「対象事業の種類及び規模について範囲の拡大を図るべきという意見があつた」旨も記載しています(22ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。

9	都道府県の条例等により共通して対象とされている事業については、すでに全国的な展開がされているものとみなし、法律でも対象とすべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	国と地方の役割分担のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
10	地方の独自性の尊重も大切であるが、法のもとに、各自治体制度のあり方、対象事業規模についての大まかな水準、さらには簡易アセスメントを含む環境配慮への行政指導のあり方等について、国としての方針を示していただけるよう、統括的な法体系を築いていただきたい。	
11	地域を優先してきめ細かなアセスメントを施行する意味から、手続きの所管は地方公共団体に大幅に移行すべきではないかと考える。そのうえで国の業務はそれらの総括的指導、監視というのに専門化し責任を持つべきではないか。もちろん、環境大臣は必要であればすべての案件に意見を呈することができる、という制度づくりも必要となる。	
12	規模の小さいものまで法の網を被せ、規模の小さいもの(現在の二種以下／未満)については自治体に運用を任せ、国は国全体の環境行政の立場から意見を言えるようにしておけばよい。	
(法的関与要件について)	13 国の許認可要件を取り扱い、環境負荷の大きなものを対象にするべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「国の許認可を要件から外し、環境負荷の大小で対象事業を決めるべき」という対象範囲の拡大の必要性があるとの意見があつた旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(補助金事業の交付金化への対応について)	14 交付金事業が法対象事業に係る事業種・規模相当に該当する場合には、法アセスの対象とする必要がある。法的関与要件の内容について検討すべき。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	報告書案においても、「法対象事業に係る事業種・規模相当に該当する場合であっても、交付金化した事業については現行法の規定では法対象事業とならないことから、補助金事業の交付金化に伴う必要な措置を行うべきという意見があつた」旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(将来的に実施が見込まれる事業種への対応について)	16 放射性廃棄物処分場の建設事業、CCSといった実証試験等の段階にある新事業についても、環境への影響が懸念される場合は、法の対象事業として環境影響評価に取り組むことが必要と考える。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	報告書案においても、「放射性廃棄物処分場やCCSのような新事業については、何らかの形で環境影響評価法の対象とするべきではないかという意見があつた」旨を記載しています(24ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	17 「撤去・解体事業については、発電用ダム事業で一部の地方公共団体において検討の動きがみられるものの、現段階において、法対象となる国関与の事業では具体的な事例は見受けられない。」と言う記述があるが、事例の積み重ねで行うのではなく、撤去・解体の時も環境影響評価を義務づけるべきである。	報告書案においても、「海洋資源開発や撤去・解体といった事業についても環境影響評価法の対象とすべきという意見があつた」旨を記載しています(24ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	18 海洋資源の開発は、海洋の有り様を変化させることを伴うものであり、環境影響評価法の趣旨から対象事業とするべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
(将来的に実施が見込まれる事業種への対応について)	19 放射性廃棄物処分場やCCSのような新事業については、将来的には対象とするか否かの検討も必要と思われるが、現段階は実証試験レベルであり、対象に含めるか否かの検討を行うことは時期尚早と考える。報告書案の記載にあるとおり、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について十分な知見を収集・分析した上で対応を検討すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、「将来的に実施が見込まれる事業種で現行の法対象になっていないものについては、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について知見を収集・分析した上で、対応を検討していく必要がある」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	20 CCSについては、既に海洋汚染防止法の改正により環境省の許可事業として定められていることに留意し、法の対象事業とすべきか否かについては、情勢の変化を注視し、出来るだけ速やかに明確にする必要があると考える。	
	21 放射性廃棄物処分場、CCS等の新しい事業及び撤去・解体についても、環境アセスメントの技術手法の検討を進めておく必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見11件)	
	22 放射性廃棄物最終処分場、CCSといった大規模事業が他の環境影響評価法の対象事業と同等の環境影響を与える恐れがあるのであれば対象事業とすべき。各事業が研究段階であるであれば、その研究と併せて環境影響が低減されるような事業内容、環境影響評価の手法を検討すべき。	報告書案においても、CCS事業等について「地方公共団体が即時に対応することは技術的知見の面からも難しい」という意見もあり、地方の状況を踏まえて条例で対応していくという手法には「ぐわないと考えられる」旨を記載しています(24ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	23 CCSや大陸棚での開発等、海域や地層といった一自治体の範囲を明らかに越えるものに関しては、将来的に環境影響評価法による対応が望ましい。	

(条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応について)		
24	風力発電所においては、報告書記載のとおり、まずはNEDOのマニュアルや条例の運用実態に問題があるのかを調査した上で、適切な環境影響評価の実施が図れるよう、段階的に実施すべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「NEDOのマニュアルや条例の運用実態として問題がでているのであれば、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう、これらに關し何らかの措置が必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
25	風力発電施設に対する環境影響評価については、環境影響評価法の対象事業にするのではなく、NEDOマニュアルの見直しにより対応すべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
26	風力発電施設については、NEDOマニュアルによる環境影響評価が十分に機能していないことから、各自治体で条例等の対象にしている。また、技術的知見の充実の観点や、県境間際に設置し、他県域に影響が及ぼすような計画も想定されることから、国の責任の下に、環境影響評価法の対象事業とすることを検討すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見18件)	報告書案においても、風力発電施設について「強制力がなく第三者機関の関与がないNEDOマニュアルでは十分ではなく、環境影響評価法の対象として考えるべきという意見があつた」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
27	風力発電施設については、ほとんどの事業において条例やNEDOマニュアルによる環境影響評価を実施しており、新たに環境影響評価法の対象とする必要はない。	報告書案においても、「風力発電施設はNEDOのマニュアルで環境影響評価を実施している仕組みがある点に考慮する必要があるとの意見」があつた旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
28	今後計画される風力発電事業は環境脆弱地に立地されると考えられ、かつ複数の都道府県にまたがる地域に立地する場合には、環境影響の程度が広域になると想定されるので、適切な環境影響評価を実施するための対応の検討や、技術手法の検討などを進める必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、「現在、条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
29	風力発電事業におけるNEDOの環境影響評価マニュアル及びそれに基づく環境影響評価については、現地調査の不十分性などの指摘が過去にされている。一律に法の対象事業に入れればよいというものではないと思うが、こういった自主アセス規定について環境省が監督、改善命令等を出せる余地を残しておくことは必要だと考える。	
30	風力発電施設については、地方公共団体でそれぞれ対応されているが、地方公共団体が参考としているNEDOのマニュアルは未解明な部分もあり、現状では十分でないと評価されている。このような場合は環境省が統一した予測評価マニュアルを確立すべきであり、場合によっては国の対象事業として視野に入れてよいと思われる。	風力発電施設に係る環境影響評価のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
31	風力発電の環境影響評価事例は、きわめて紋切り型の「影響は軽微」との記載が目立っており、NEDOマニュアルの環境影響評価は形骸化している。風力発電も大規模化すればするほど環境影響は大きく、事業の規模に応じた対応は必要である。	
32	風力発電事業は、風力発電のプロセスによって容貌も変化するので、環境影響評価を行際、実施状況だけでなく、設計プロセスが適切かも評価する必要があると考えられる。早くから風力発電事業に関して環境影響評価を行っている欧州等の例を参考にし、その長短を知っていく必要もあると考えられる。	
33	条例等による環境影響評価対象事業について、国の手続と条例等による手続を分断し、一方が他方を排除するのではなく、環境影響影響への配慮を徹底する観点から、いずれの手続で実施すべきかの(調整)基準を示すこと、あるいは、双方の手続を重ね実施することとしつつも、事業者等に無用ないし加重な負担を負わせない手続・手法などを検討すべきものとし、その検討すべき事項と方向性を示すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	条例等により環境影響評価が行われている事業種への対応については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、法制定時の答申においては「国の制度の対象事業については、国の手続と地方公共団体の手続の重複を避けるため、国の制度による手続のみを適用することが適当である」という整理をしており、この点への留意が必要と考えます。
(簡易アセスメントについて)	34 5-2対象事業のその他の課題と重複しているのではないか。	御指摘を踏まえ、4-1と4-11、5-2と5-12における簡易アセスメントの記述を統合しました。

35	<p>現在のスクリーニング手続きが機能していないので、1種事業と2種事業をなくし、現在の2種事業の規模以上をアセスメントの対象とする。また、現在の1種事業の規模の50%～75%程度を新たな2種事業とし、その全てについて簡易アセスを行う。簡易アセスの結果、環境への影響が大きいと認められるものについては新1種事業として、正規のアセスを行う。簡易アセスをスクリーニングとして行うことになる。</p>	
36	<p>第二種事業については全てアセス手続きが行われており、事実上スクリーニング手続きが形骸化している。報告書(案)に記載されているものとは別の理由として、アセス手続きは極力短期間としたいという事業者サイドの意向や環境リスクの軽減志向があるようにも考える。すなわち、「スクリーニング手続きで事業が遅れるために生じるコスト」や「アセスを行わずに事業を進めた場合の種々のリスク」は、アセス手続きに要するコストに比べて小さいという事業者側の判断とも考えられる。この形骸化を防ぐため、何もアセスを行わない選択をなくし、例えば以下のような3段階に区分することも必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模(例えば第一種規模の50%～75%規模)の事業はアセス手続きを簡略化したいわゆるミニアセスの対象とし、その場合の手続き期間は調査期間+1年程度で評価書までの手続きを終わることができるようにする。 ・現在の第二種事業規模の事業はアセス手続きを簡略化できるか、又は第一種事業と同等の手続きを経るかのスクリーニングを行う。 	
37	<p>簡易アセスメントについては、海外事例や条例等の環境アセスメントの実施事例を踏まえて、今後とも検討していく必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)</p>	<p>報告書案においても、「事業種要件及び規模要件を外し、スクリーニングによって環境影響評価を不要とする事業、簡易な環境影響評価(簡易アセスメント)を実施する事業、環境影響評価を実施する事業に類型化する仕組みが必要ではないかとの意見があつた」旨を記載し、アメリカやカナダにおける簡易アセスメント制度の例を紹介しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
38	<p>海外のFONSI等の事例を踏まえ、類型化し簡易アセスを行う制度を導入してはとの意見が出されているが、今までに第二種事業規模要件に該当する事業についてスクリーニングが機能していない現状を踏まえると、事業者の自主判断ではなく、ある規模要件で明確に分け、提示することが必要と考える。また、その場合に地方公共団体が実施している条例制度との関連性を整理した上で、既往の仕組みを活かした枠組みを提示することが臨ましいと考える。</p>	
39	<p>事業の種類や規模に応じてアセスの中身や進め方にバリエーションを与えることによって、幅広い事業を対象にできるようなシステムにするべきである。米国のような簡易なEAをまず最初に実施し、FONSIに相当するような宣言あるいは今後のアセスメントに係る「手続きのレベル」をプロポーズさせる方式が望ましい。</p>	
40	<p>簡易アセスメントの対象事業と考えられるような小規模事業については、条例等により、各地域の状況に応じて法対象事業以外の事業種や規模の小さな事業を対象に詳細な環境影響評価を既に実施している状況にある。そのため、「国の制度の対象範囲を拡大すると地方制度の対象範囲がかえって狭まる点について留意する必要がある」ではなく、既に実施が担保されているのであることから「簡易アセスメント制度を導入する必要はない」と考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
41	<p>国の対象範囲を拡大し簡易アセスメント制度を導入するのは、条例との関係や、事業者負担の増加の点から、慎重に検討することが望ましいと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>報告書案においても、「簡易アセスメントの導入については、現行の第一種事業・第二種事業をなくす等の大きな制度変更を要することや、条例との関係に留意する必要があることから慎重な検討が必要であるとの意見」があつた旨を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
42	<p>既に発電事業については、規模の小さい第二種事業について本格アセス実施の是非を審査するため、簡易アセスメントの実施が電気事業法で規定されていることから制度導入は不要である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
43	<p>現行の法や条例が適用されないような小規模な事業に関しても地域から環境保全の意見が出されている事例もあるため、簡易アセスメントの技術的な支援(指針等を示す)等により自治体での簡易アセスメントの導入を促進する方策が望ましい。</p>	<p>簡易アセスメントのあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
44	<p>簡易アセスメントについては、費用対効果の視点の導入、独創的な取組の奨励、より簡潔でわかりやすいアセス書の作成といった観点からあらたな検討を行るべきである。</p>	

(対象事業に関するその他の意見)	45	現在のスクリーニングは機能していない。それは1種事業と2種事業の規模にあまり差がないことも理由の1つと思われる。スクリーニング手続きを機能させるには2種事業の規模を引き下げる必要がある。(1種事業の50%)	報告書案においても、「法に基づくスクリーニング手続を実施した事例がないことから、第二種事業の規模要件を引き下げるべきではないか」という意見があつた旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	46	条例との関係を考えると、規模を切り下げることはスクリーニングを行うことには繋がらないと考える。	報告書案においても、「今までの間スクリーニング手続の実績がないのは、法の第二種事業相当の規模の事業が条例の対象事業に位置づけられているケースが多く、仮に法に基づく環境影響評価手続が不要と判断されても、条例に基づく環境影響評価手続の適用対象となることが遠因しているとも考えられる」旨を記載しています(11ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	47	事業種や規模の大小に関わらず環境影響の大きい事業を対象事業とすべき。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	
	48	環境影響評価対象となる事業というものはその地域を優先的に考慮すべきであると考える。	報告書案においても、「事業の種別・規模だけではなく環境影響の大きさや地域特性に応じて環境影響評価の必要性を判断するべきではないか」という意見があつた旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	49	国立公園などの国として保全すべき重要な場所や地域において行われる事業に対しては、より大きな環境影響のおそれがあることから、種類や規模に関わらず、より広い範囲の事業を環境アセスメントの対象にすべきであると考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	50	対象事業については、スクリーニング、スコーピングの制度・手法の組み合わせで、もっと実質的に幅広く、きめ細かく網羅できるようにする必要がある。	
	51	インフラ整備はほとんどが終わっているので、それ以外の先端産業で環境影響の多大な事業はすべて対象にかけられるよう、スクリーニング手続を設けるべき。	報告書案においても、「対象事業の範囲を拡大した上でスクリーニングをきちんと行っていくべきではないか」という意見もあった旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	52	制度が想定していないタイプの事業や、複数の地方公共団体にまたがって影響のある事業などについて、地方公共団体や住民の申し立てを受けて環境影響評価の対象とできる仕組みをつくるべきである。	報告書案においても、「事業ごとに環境大臣が必要と認めるものについて環境影響評価を実施していくことが必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	53	国営公園などの都市公園が自然環境を大規模に改変して造成される事例は少なくない。都市公園といえども、その立地を誤れば、環境破壊となりかねない。地域特性に応じた環境影響評価が必要である。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	54	以下の事業を環境影響評価の対象に加えるべきである。○食品・薬品・化学物質・農薬等の工場の建設・回収・撤去作業 ○高圧送電線・携帯電話等の中継アンテナ施設事業 ○農地法にもとづく大規模な農地の転用、森林法にもとづく保安林の解除や林地開発	
	55	戦争、軍事演習、軍事施設整備等を法対象事業とするべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	現行法において対象事業となっていない事業種の取扱については、報告書案に示した論点や、諸外国や条例の実態等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	56	メガソーラ発電について環境アセスメントの必要性について検討をお願いしたい。	
	57	事業内容が異なる事業であっても、隣接して実施される大規模事業については、総合的な影響評価、少なくとも情報を共有した上で影響評価を行うことが望ましい。	
	58	法には環境影響評価の定義が述べられているが、環境影響評価は、環境影響評価が対象事業の大小、許認可等に関係なく事業に伴う環境影響の大きさに配慮するものであることを理念として明確に示すことなどにより、事業者が自主的アセスに取り組むインセンティブを与える方策について検討する。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	59	「日本の環境影響評価制度では法と条例が一体となって、(略)幅広い事業を対象として環境影響評価が行われる仕組みとなっている」について、仕組みはあっても機能していない事例が多数ある。	現行制度を巡る課題については本報告書の中で様々な論点を整理しているところであり、引き続き議論を深めていきたいと考えます。

2 スコーピング		
(方法書段階の説明の充実について)	60	方法書段階で、説明会を義務づけると、SEAの手続きを行なう場合には、住民説明が三度行なわれることになる。SEA手続きとの調整を考える必要がある。
	61	現在PIやSEAが進みつつある一方で、まだアセスの方法書や準備書段階で始めて事業計画を知り驚く地域住民が多いという現状がある。PIやSEAのプロセスの中で早期段階から事業の内容についての周知を進め、地域住民とコミュニケーションをとつておき、それらのプロセス経緯を併せて方法書段階でお話をする、という手順が必要ではないか。
	62	今後、計画段階での住民参加が十分に行われるような状況になった場合には、環境影響評価の実施方法についても、説明会や事業計画の検討の場等で適切に説明することが望ましいと考える。
	63	構想段階で所要の取組を実施している場合は、説明会の開催を免除できるなど、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」によるSEAの結果を活用できる仕組みとすることが適当。
	64	現状でも方法書縦覧時に地域住民が意見を提出する機会は担保され、事業者が自主的に要約版を作成するなど住民理解にも十分に努めており、方法書制度の目的である評価を行う方法について外部の情報を収集する仕組みが構築できていると考えられることから、いたずらに事業者負担が増加する説明会開催を一律に義務化する必要性は認められない。 (ほか同様の趣旨の意見1件)
	65	環境影響評価制度における方法書段階での目的は、調査評価手法・項目についての意見把握であるが、地域住民が知りたいのは、事業の詳細内容及び評価結果であり、住民が満足する説明会が実施できない場合、結果として以降の合意形成に支障を来すことが懸念されることから、慎重な検討をお願いしたい。 (ほか同様の趣旨の意見7件)
	66	方法書の説明会まで行うことにより、事業スケジュール遅延等のおそれが大きくなり、必ずしも良策とは思えない。
	67	方法書段階での説明会の実施の必要性については疑問がある。「調査方法」に主眼が置かれるべき議論の論点が事業の是非など本筋と異なるものにすりかわる恐れがある。
	68	住民参加をより実効的なものにするため、方法書段階での説明会を義務化すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見12件)
	69	住民意見や情報の収集が十分に行われず、予測評価のメリハリにつながっていない面があり、また、方法書や制度の本来の趣旨を理解するためにも、方法書段階において事業計画全体の流れや手続の進め方を含め説明する説明会を開催することが重要である。 (ほか同様の趣旨の意見18件)
	70	「住民が説明会で事業者に説明を求める内容は、調査方法ではなく、調査の結果である」とされているが、法対象事業の方法書についての説明会が行われていない状況下で、このように結論づけるのは早急ではないか。たとえ方法書段階での住民意見において環境影響評価の手法についての質問がなかったとしても、方法書についての説明責任を果たすことは必要。住民への理解を深めるためにも、説明会は有効な手段であると考える。
	71	方法書段階において法の趣旨と異なる意見が出されるという危惧は、意見書提出という手段においても同様であり、説明会という手段ではなく、スコーピングにおける住民関与という手続きそのものを否定的に捉えるものであり、説明会を行わない理由としては妥当性を欠くのではないか。

72	<p>方法書の目的を含む環境影響評価制度自体の理解を促進させることが必要と考えるが、その実施主体は事業者のみならず、環境影響評価制度を政策的に推進している環境省をはじめとした行政、地方自治体の役割でないかと考えられる。については、「環境影響評価制度総合研究会報告書(案)」p50、28行目以降を以下とおりとしてはどうか。</p> <p>「また、方法書の目的についての理解を促進させるという観点からも、事業者は受け手にとって分かりやすい情報の提供を工夫すべきであり『環境影響評価制度を政策的に推進している行政、地方自治体は、方法書の目的を含め環境影響評価制度自体の理解を促進し、環境影響評価制度の裾野を広げる一般市民向けの取組みを推進すべきである』」</p>	
73	<p>制度理解を進めるために、国・地方公共団体が率先してキャパシティビルディングを行う必要がある。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
74	<p>説明会を行うことは良いことだと思うが、住民が説明会の意義をしっかり理解できるよう、方法書の位置付けやどのような意見を必要としているかについてしっかりと説明する必要があると考える。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
75	<p>内容をより理解しやすくなるために、以下の記述を追加すべき。例えば構想段階における住民参加手続きの中に、方法書段階の説明を組み込むことで、事業本来の必要性などに関する議論と、環境影響評価におけるスコーピングの議論を両立させることができる。また、説明の中で事業のスケジュールを説明した全体像を示した上で、住民側が求める情報の提供を確保することでミスマッチは回避可能。</p> <p>「現行法では説明会の開催は準備書段階のみの義務づけとなっていることに関して、環境影響評価図書の分量の増大や、公共事業におけるPI等の取組の進展といった状況を踏まえ、『例えば構想段階の計画づくりへの住民参加手続きの機会も活用しつつ、方法書段階での説明会を義務化すべきとの指摘が多くみられた。」</p>	
76	<p>事業の初期段階におけるコミュニケーションの充実は賛成であるが、そのためには方法書そのものの位置づけと網羅すべき内容を再検討する必要がある。特に事業内容として記述するべき内容を明確にし、それ以外は準備書段階で明らかにするものということを、明示してPRを実施する必要がある。すなわち事業の詳細が未定でも、方法書とはそういうものであるから、事業者は責めを負う必要が無いことを明記することで混乱回避を計るべきと考える。</p>	
77	<p>PIやSEAの取組が今後進展していくことを考えると、EIAでのコミュニケーションをより積極的に行う方向で法改正を考えるべきである。SEAの取組を推進するためにも、「構想段階での取組と関連づけて検討すべき」という意見に賛成であり、また、EIAに対する住民等の理解度を考えると、現時点では、「項目・手法の選定に関する説明を行う」ことに固執せず、EIA着手時に「EIAの目的や今後のEIA手続の流れ、事業の目的等についても十分な説明を行う」ことにむしろ力点をおくべきではないかと考える。</p> <p>PIにおいては多様な手法を使ってコミュニケーションが図られていることを踏まえ、手法、時期や内容については事業者に委ねるなど、より効率的・効果的に運用されるような配慮が必要である。</p>	
78	<p>方法書説明会については、より充実した環境アセスメント手続きが行われる上で有効だとは思うが、同時に事業者にとって環境貢献をPRする場としてもっと活用できるような仕組みがあれば、可能だと考える。例えば方法書説明会の開催は「できる」規定しつつ、事業者ではなく、環境省か自治体が費用負担・開催する、環境影響評価制度そのもののキャパシティ・ビルディングと地域環境情報交流を主目的とし、事業内容は全く出さなくてよいこととする、事業者が方法書段階で簡易アセス(あるいはスクリーニング)を行った場合、項目を大きく減らせる、現地調査を不要とする、アセスを実施しなくてもよいなどのインセンティブを与える決定ができる等を検討できないだろうか。</p>	
(スコーピングに関する手続の強化について)	<p>方法書を差し戻すことのできる仕組みとすべきとの意見があるが、報告書にあるように、方法書は熟度の低い段階で作成されることが念頭に置かれており、事業内容の記載が不十分であることを理由とした差し戻しといった強制力の強い措置を一律に課す必要はないものと考える。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	
	<p>事業内容の記載が不十分であることを理由とした方法書の差し戻しについては、「事業内容の熟度が低い故に記載が不十分である」のか、「単に事業内容の記載が不十分である」のかの見極めが重要。前者の場合における方法書の差し戻し規定は、事業計画のできるだけ早期から取り組むという法の趣旨と大きく相反する可能性がある。</p>	

81	方法書の記載内容が不十分な場合、方法書を差し戻すことができる制度とすべき。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「方法書の記載内容が不十分で環境影響を調査・予測・評価することができない場合には、方法書を差し戻すことのできる仕組みとすべきとの意見があつた」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
82	報告書にあるように、事前調査は可能な限り環境への影響の少ない方法により行われるべきものであるが、事前調査を一律に禁止すると事業計画に多大な影響を及ぼすことになるのではないか。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
83	評価項目の選定の判断をするために事前調査を行う場合もあり、事前調査の一律禁止は不要である。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
84	メリハリのある方法書を作成するためには、地域特性を十分把握する必要があり、概況調査や必要に応じてポイント的な現地調査が必要な場合がある。したがって方法書作成前に一律に現地調査を禁止することは、地域特性を反映した方法書の作成に支障をきたすので、「事前調査による環境影響に対する懸念は、運用上で対応するべき。 (ほか同様の趣旨の意見7件)	報告書案においても、「方法書の作成に当たって一定の事前調査が必要な事案もあると考えられるとの意見や、方法書手続前の調査を禁止した場合には環境影響評価手続と無関係な調査との間で取扱に差が生じることから、法的な公平性を失うおそれがあるとの意見があつた」「一律に事前調査を禁止することについては慎重に判断する必要がある」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
85	スコーピング実施前の事前調査については、既存データのない場合やアセスとは無関係のものもあり、一律に禁止することには反対である。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
86	予測・評価に必要な情報を得るために、長期間を要すること、方法書自体の作成にもある程度の期間を要すること等から、効率性を考慮すると平行作業が必要と考える。方法書以前の調査を全て、既存資料として整理すべきと考える。既存資料により確認できた現状を明確にしたうえで、更に実施する調査について意見を求めることにより、方法書の内容がより解りやすいものになると考える。	
87	スコーピング段階に至る以前の調査として、環境影響があり、かつ、現地の環境を改変しかねない調査が実施されることがある。地域の環境を改変するおそれのある事前調査については、禁止・制限することが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	報告書案においても、「事業者が方法書手続に先立って環境を改変するおそれのある調査を禁止すべきとの意見があつた」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
88	以下の文章を削除すべきである。もしそれが出来ないならば以下の文章を追加することが必要であると考える。国土交通省の事業などにおいては、構想段階において、計画策定プロセスガイドラインなどにより調査を実施しており、これらとの連携も考えられることから、「環境を改変するおそれのある調査を行うことを禁止すべき」との表現は避けるべき。悪意で希少生物等の生息地を破壊してしまう行為を危惧している記述と考えられるが、そのようないわば犯罪行為を前提にして消極的に考えるよりも、構想段階における積極的な現地調査を認め、さらにEIA段階へのティアリングを検討することの方が、建設的で望ましい方向である。 p.28「この点に関して、事業者が方法書手続に先立って環境を改変するおそれのある調査を禁止すべきとの意見があつた。」 p.50「方法書手続の強化に関して、事業者が方法書手続に先立って環境を改変するおそれのある調査を禁止すべきとの指摘があつた。」 追加すべき文章:「一方、環境省のSEA導入ガイドラインでは、構想段階が既存文献による調査を原則すれば良いものの、必要があれば現地調査を実施すべきとされていることにも配慮して、一律の禁止はすべきではないとの指摘があつた。」	ご意見の趣旨を踏まえ、28ページを下記のとおり修文します。 「これに対しては、方法書の作成に当たって一定の事前調査が必要な事案もあると考えられるとの意見や、方法書手続前の調査を禁止した場合には環境影響評価手続と無関係な調査との間で取扱に差が生じることから、法的な公平性を失うおそれがあるとの意見、『また環境省のSEA導入ガイドラインでも構想段階において必要があれば現地調査を実施することが想定されていることに配慮し、一律禁止はすべきではないという意見』があつた。」
89	「事前調査」の必要性については、事業者とアセス法・条例を管轄する国・地方自治体が、市民とのコミュニケーションの下、判断されるべき。もし「事前調査」の実施が必要であると判断された場合は、アセス手続きの透明性を確保するため、事業者と国・地方自治体が、市民とのコミュニケーションの下、第三者に「事前調査」を行わせるべき。	スコーピングに関する手続の強化のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

(スコーピングに関するその他の意見)	90	方法書に記載すべき事業の内容については、当該事業により影響を受けることが考えられる地域範囲、環境要素・事項を特定しうる内容が具体的に記載されるべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	現行法では、方法書は事業内容の熟度が高くない段階で作成されることを念頭に置き、記載事項を法律及び主務省令で定めるとともに、環境影響評価手続の途中で一定の範囲以上の事業内容の修正があった場合には、方法書段階から手続をやり直すこととしています。このような方法書の趣旨にも留意しつつ、スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	91	方法書にはその調査の仕方、計画の工程を具体的に記す必要がある。	
	92	事業の情報を後出しする行為に対して、問題が大きければ手続を中断させることができるようになります。アセス法28条を適用すべきか否かの解釈権が専ら事業者に握られていることは、アセス手続の客観性が損なわれる問題。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	93	方法書は、計画内容の柔軟性をもたせるために、あまり細かく決めない方が望ましい。	
	94	方法書に記載する事項は住民の意見を聴いて調査、予測、評価方法を決定するための資料に限るものとし、方法書のボリュームを100ページ以内に限るものとするべき。	報告書案においても、「法施行後における方法書の実態をみると、図書紙数の分量が多く、内容も専門的であるため、限られた期間内での住民等の理解が困難な場合もあるものと考えられる」点を問題意識として記載しています(27ページ)。このような状況への対応のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	95	スコーピングに関する住民意見のなかで、具体的かつ合理的なものにつき、これを採用しない場合には、その理由を具体的に述べることを義務付けるべきである。	現行法では、準備書の記載事項として、方法書に寄せられた意見についての事業者の見解を記載することとしています。スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	96	現状の行政の方法書審査会において、方法書を適正に審査できているとは言えない。特定の分野の専門家が審査員に加わっているだけで、その分野の調査、予測を求める傾向にある。手続の強化や住民説明会の充実などを議論するにあたり、このような実態を把握すべき。	地方公共団体の審査会については、報告書案においても、「地方公共団体の審査会では情報や知見の集約が困難な場合があり、各地方公共団体の審査会を横断する連絡会などの支援策が必要ではないかとの指摘があった」「審査に関する知見については、ブロック会議の開催等を通じて環境省と地方公共団体の担当部局との知見の共有や情報提供の促進が図られている」旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	97	現行の環境アセスメントにおいてスコーピングが事業者に十分なインセンティブを与えているとは思えない。時間短縮、経費削減、事業者のイメージアップなどのインセンティブが、環境と経済の好循環として盛り込まれるよう配慮が必要である。	報告書案にも記載しているように、方法書手続は「事業者が調査・予測・評価を行うに当たって、あらかじめどのような項目が重要であるかを把握することにより、調査等の手戻りを防止し、効率的な環境影響評価を実施することが可能となる」(13ページ)ことを目的のひとつとしています。スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	98	必要な方法書手続きを経て決まった内容(項目や調査方法)については、軽微な変更の範囲にある限り、調査のやり直しや、項目の追加はしないでよいという担保があれば、事業者としては方法書手続きをもっと積極的に活用できる。	現行の基本的事項においては、事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う旨を規定しています。スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	99	方法書の作成にあたっては、専門家の意見を十分に反映させ、その議論の過程を一般の人々がみえる仕組みを設けることがのぞましい。	現行法においても、方法書手続では環境の保全の見地からの意見を有する者から意見をいただく仕組みとなっており、基本的事項においても事業者が一般的に把握すべき情報として、対象事業実施区域及び周辺地域の自然的・社会的情況に関する情報が含まれるよう規定しています。引き続き、法の適切な運用に努めてまいりたいと考えます。
	100	方法書段階で住民から聴取すべきは、個々の住民の価値観にもとづいた「地域の守りたい環境」とは何か、「地域の環境についての情報」や「どのような環境にしたいのか」である。	

3 国の関与			
(現状では環境大臣関与のない事業の取扱について)	101	「今後、地方公共団体の自主性にも留意しながら、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある。」としている報告書のスタンスを支持する。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「今後、地方公共団体の自主性にも留意しながら、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	102	「今後、地方公共団体の自主性にも留意しながら、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある。」としている当該スタンスを支持するが、「環境大臣の関与のあり方」については明確な根拠等を整理した上での議論を望む。	
	103	環境影響評価法に規定される事業は、著しく環境に影響を与えると考えられる事業であり、公有水面埋立など、現状環境大臣関与が無い事業についても、大臣関与の機会を設ける必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
	104	公有水面事業は、環境影響が行政界を超えて広範囲に及ぶ場合があり、手続きにおいて環境大臣意見の関与が必要である。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	
	105	地方自治体の要請があった場合など、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が意見をいえる仕組みを作るべきだと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	106	「自治体アンケートで国の関与が必要」と記載しているが、自治体の総意か疑問である。地方分権の中で、国の関与の強化は不要である。	
	107	公有水面埋立に対するアセスについては、干渉等の果たす役割などから、50ヘクタールの規模要件は下げるべきである。アセス法の規模要件を20ヘクタール程度に見直すなど、生物多様性基本法第25条の精神を踏まえ、環境省の関与のあり方を、研究会として提言すべき。	報告書案においても、「行政全体の大きな課題として地方分権が進められている中、都道府県の意思決定に対して国の関与を単純に拡大することは適当ではない」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(方法書段階での環境大臣の関与)	108	現行の環境影響評価法においては、対象13事業のうち発電所については、評価書段階ではなく、それより前の準備書段階でも環境大臣の意見を聞くこととなっており、他の事業に比べ初期段階から監視・関与がなされているという実績もあることから、事業の特性や実情を踏まえ、彈力的な運用をお願いしたい。また、環境大臣が方法書段階での関与が必要となる問題点も見当たらない。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	報告書案においても、各主体の役割について「現状ではこれを変更しなければならない特段の問題状況はないとの意見があった」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	109	方法書段階から環境省が関与し、手法の適否についても事業者を指導できるよう、制度を改善すべき。 (ほか同様の趣旨の意見11件)	報告書案においても、「環境影響評価の初期段階から監視・関与するため、方法書・評価書と二段階で環境大臣意見を提出できるようにすべきとの意見がみられた」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(国の関与に関するその他の意見)	110	環境省意見の時期を準備書段階で統一してはどうか。環境省意見が発電所では準備書段階、他では評価書段階で出されることになっているが、評価書段階の意見の場合、事業者は準備書に対する住民・知事意見に基づく修正で評価書を作成し、環境省意見に基づく修正で補正評価書を作成するという2回の修正作業が場合によっては必要となり効率的ではない。	環境影響評価手続における国の関与のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	111	アセス法の対象となっている事業が日本政府の事業であれば、アセス方法書案、アセス評価書案(準備書)、そして、アセス評価書いずれの段階においても、アセス法で明文をもって定めるところやアセス法の趣旨に基づき、環境大臣意見を出すべき。	

4 地方公共団体の関与			
(政令指定都市の意見提出について)	112	現行法の仕組みでは、政令指定都市で完結する事業であっても、都道府県と政令指定都市の2重のアセスメント審査を受けなければならないことから、政令指定都市で完結する事業については、都道府県から政令指定都市に、アセスメント審査の権限を委譲できるような柔軟な制度にすべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	報告書案においても、「事業実施区域又は環境影響が及ぶ区域が政令指定都市の区域内に完結する事業の場合には政令指定都市の長が直接事業者へ意見提出する案が考えられる」とする意見があつた。「この案を採用する場合でも、都道府県知事は広域的見地から補足する必要がある」との意見もみられた旨を記載しています(31ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	113	多くの政令指定都市においては、条例及び市長意見を形成する制度を有しており、特に市域において実施される事業については、地域住民の最も身近で、環境保全に対し配慮する立場にある市長からの意見が反映されるべきと考える。そのためには、事業者及び主務大臣に政令指定都市の市長から直接意見が提出される仕組みが必要と考える。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	114	環境影響が政令指定都市の区域内に完結する事業の場合には、政令指定都市の長が直接事業者に意見提出することが妥当であると考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	115	政令指定都市(アセス条例を定めていない都市を除く)については、知事意見をやめて市長意見とし、知事は必要な場合のみ意見を述べられるとしてはどうか。	
	116	政令指定都市だけでなく、中核市も審査会を設け、意見を直接述べる能力がある。	環境影響評価手続における地方公共団体の意見提出のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	117	公害諸立法の実質的な事務の多くが、基礎自治体で行なわれており、政令指定都市に限定することなく、権限移譲の状況を把握した上で、今後のアセス制度のあり方を整理して欲しい。	
	118	現行でも県が市の意見を聞くことになっており、市民と接する立場、より広域的な見地など役割に応じて制度に関与してきたところで、変更の必要は無いと思われる。	環境省が都道府県及び政令指定都市を対象に実施した調査では、環境影響評価手続における政令指定都市の取扱について「現行どおりで問題ない」という回答は約2割を占めていました(資料編 資料31)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(複数の地方公共団体にまたがる事業の審査)	119	複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、合同審査会、合同による意見提出を可能とする案を支持し、今後の具体的な検討を要望する。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、「地方公共団体による審査を効率的に実施するための対応として、複数の都道府県にまたがる事業が実施される場合には関係都道府県の合意に基づく審査会の開催、合同による意見提出を可能とする案が考えられる」との意見があつた旨を記載しています(32ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	120	複数の都道府県にまたがる事業の場合には、合同審査会又は自治体の審議会を横断する連絡会等により調整することが有効である。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
	121	県境にごみ焼却場が建設される際に実施された条例アセスの事例では、風下となる地方公共団体や住民から意見が求められることはなかった。影響が複数の地方公共団体にまたがる事業においては、当該地方公共団体による審査会や、住民に対する縦覧・説明会などを行うことができるよう、国において調整すべきである。	条例に基づき設置されている審査会の運営・あり方については、特に地方公共団体の自主性に留意する必要があると考えます。なお、地方公共団体の実態の共有等について、ブロック会議等の場を活用してまいりたいと考えます。
5 環境影響評価結果の事業への反映			
(許認可への反映について)	122	許認可権者等が行う環境保全審査の基準を法律上明確化し、許認可等における審査内容から対象事業の実施による利益に関する審査を削除すべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「許認可等を行うに当たっての「環境の保全についての適正な配慮」に係る審査基準を明確化すべきとの意見があつた旨を記載しています(32ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	123	法が求めているベスト追求型の評価であるが、客観的かつ科学的クライテリアがなければ、どの程度までをベストとするのか判断が難しい。最新の知見による客観的かつ科学的な審査基準が必要である。	
	124	許認可権者の検討結果を明確にし、環境影響評価の実効性を担保するため、環境保全への配慮と他の利益との比較考量が何らかの形でなされる場合は、その検討結果・判断内容を公表すべき。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「許認可等権者が許認可等に関する判断を下した場合に環境保全をどのように考慮したかについて公表すべきとの意見があつた旨を記載しています(32ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	125	発電所においては、電気事業法における工事計画の認可条件に環境影響評価書にしたがつてることと規定されており、この時点で既に環境影響評価書は都道府県および関係市町村に送付および縦覧していることから、あらためて公表する必要性はない。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	環境影響評価結果の許認可への反映のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

126	<p>環境大臣は評価書の内容が著しく環境基準を超えるなど、適切な環境保全の措置がとれないと判断される場合は事業の廃止を勧告することと、環境大臣から事業の廃止の勧告があった場合は許認可にあたってこれを尊重しなければならないことを制度化すべき。</p>	<p>現行環境影響評価法では、許認可等権者が行う許認可等の審査に際して、評価書の記載事項及び環境大臣の意見を勘案して述べられた許認可等権者の意見に基づいて環境保全への適正な配慮がなされているか否かについて審査を行い、免許等を付与することによる公益と環境保全に関する審査結果を総合的に判断し、免許等を拒否する処分又は必要な条件を付すことができるとしています。環境省においても、引き続き、許認可等権者に対する環境大臣意見の形成に当たって法の趣旨を踏まえた厳正な審査の実施に努めていきたいと考えます。</p>
(事後調査について)	127 法の趣旨が「ベスト追求型」である観点から、ベストでない選択肢であることが明らかになった時点でそもそも許認可の対象としないことに対するべきである。	
128	<p>事後調査については、現状でも自主的な取組として実施しており義務化は必要なく、事後調査を必要とする項目も事業や地域などの特性によって異なり、一律に内容を決めるることは困難である。また、地方自治体においてはアセス条例において事後調査報告を規定しており、法と条例で二重規制とならないようにすべきである。事後調査について柔軟な対応を求める当該スタンスを支持する。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見4件)</p>	<p>報告書案においても、「事後調査は地域特性等を踏まえながら行うものであるため、一律に法で規定して実施する段階までいくべきではないとの意見、一律に内容を決めるることは困難であり手続の形骸化にもつながりかねないため、ある程度弾力的に対応できることが必要との指摘など、事後調査の取扱については柔軟な対応を求める意見が多くみられた」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
129	<p>現状の法・条例に基づく許認可の制度の中で、評価書の環境保全対策の着実な反映が十分担保されている。環境アセス手続きを要する規模の事業は、操業開始以降も地方行政の指導のもと、法令等の遵守状況の報告が義務付けられている。事後調査の法制化は、現状で機能している環境法条例の枠組を二重化することになる。</p>	<p>報告書案においても、「現状でも地方公共団体とコミュニケーションを取りつつ自主的な取組として実施しており義務化は必要ないとの意見や、事業実施後の段階では各種環境関連法令等を遵守しているとの意見があった」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
130	<p>事後調査は、環境影響評価結果の検証や、事業開始後の事業者による環境配慮の担保といった点で重要性が高い。事後調査については、法改正を行い、実施・公開の義務づけや国の関与などを位置づけるべきである。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見28件)</p>	<p>報告書案においても、「環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった」「今後行われる環境影響評価に対して知見を活用し、環境影響評価の質を担保するためには事後調査の結果は公表すべきとの意見、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱がなされないので、国の関与が必要との意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
131	<p>事後調査については調査結果のフォローアップの仕組みが無いので、結果の報告を受ける主体を誰にするのか、指導権限をどのように確保するのか、結果をどのように公表して住民関与を確保するか、議論を尽くして欲しい。</p>	<p>報告書案においても、「複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱がなされないので、国の関与が必要との意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
132	<p>これまで事後調査については条例に基づき行われているが、それらを法律で一本化することは統一的な取扱が可能となり有意義であると考えられる。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>報告書案においても、「複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱がなされないので、国の関与が必要との意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
133	<p>事後調査計画書・報告書は環境保全措置の対象、内容、効果などが確認でき、環境保全対策を検討する上で、有益な情報となっている。インターネットでの情報公開やデータベース化を進めていただきたい。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見3件)</p>	<p>情報整備については報告書案においても「事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながら一層の取組を進める必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
134	<p>事後調査の検討に当たっては、調査を行う時期、フォローアップの期間、事後評価の基準、事後調査の結果が予測と大きく違った場合の取扱等について十分な検討が必要。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見3件)</p>	<p>報告書案においても、「事後調査を導入するのであれば、事後調査の結果が事前の予測と大きく違っていた場合にどのような保全措置を講じるのかをあらかじめ明らかにしておく必要があるという意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
135	<p>事後評価の義務化と、事前評価で予測された環境負荷レベルを超える場合は追加対策に入る仕組みが必要。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>報告書案においても、「事後調査を導入するのであれば、事後調査の結果が事前の予測と大きく違っていた場合にどのような保全措置を講じるのかをあらかじめ明らかにしておく必要があるという意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
136	<p>事後評価がされる時点で、許認可当時において想定されたものと異なる事態が認められる場合には、事業中止をも含む適正な是正措置がとられるような制度的整備がなされるべきである。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>報告書案においても、「環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
137	<p>事後調査の結果公表とともに、結果が予想以上に悪い場合の現状復帰、損害賠償等の措置を前もって協定することを義務づける明文がほしい。</p>	<p>報告書案においても、「環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
138	<p>以下の文章を追加すべき。環境影響評価手続が終了し事業に着手した後、あるいは施設が供用された後に、環境影響の事後評価を事業者が継続的に行い、その結果を公表する制度を創設すべきで、本報告書案では両論併記に留まっているが、さらに踏み込んで、事後調査の必要性やその導入に係る検討を開始すべき。</p> <p>「事後調査に係るこうした意見・指摘を踏まえ、事後調査の導入に係る検討を行う必要がある。」</p>	<p>報告書案においても、「環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>

139	少なくともアセス法対象事業については、原則として事後調査が必要な項目を一律に定めてはどうか。	<p>事後調査をはじめとする環境影響評価手続終了後の対応のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
140	予測の不確実性が大きいものについて事後調査で確認するよりは、「順応的管理を行う」との考え方を導入すべきと考える。	
141	民間企業などは、自身のCSR報告書や環境報告書、あるいは訴訟対策などのため、事後調査項目以外にも多くの環境監視調査を実施している。こういった実績情報も収集しつつ、事業による地域への環境貢献度を環境アセスメントの枠組みに取り入れる時期に来ていると考える。すでに、CASBEEや英国のBREEAM、米国のLEEDなど、建築物やまちづくりの環境性能評価を認証する制度が広がりつつあり、国内でも普及の兆しがある。環境アセスメントの事後調査においても、これらの評価手法を取り入れてもよいのではないか。	
142	法に基づく環境影響評価手続きでは、着工後の国等の関与規定がない。許認可法においても環境アセスメントで示した環境配慮が実施されているかどうかを確認する手順、実施されていなかつた場合の認可取り消し等の規定もないと思われる。これらの点は、アセス法と各事業法における許認可との連関という面で十分に配慮されるべきだと考える。	
143	事後調査について、項目、範囲、時期、頻度など、調査計画に関する事項を評価書案に記載し、その計画に関して、環境監視や不確実性の検証といった目的との適・不適について審査が行われる仕組みが必要と考える。	
144	法制度に事後調査と結果の公表の義務化等を位置づけた上で、基本的事項により、項目、評価手法等フォローアップの手法を検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見10件)	
145	事後調査の義務づけにあたっては、現在までに生じている様々な実態を分析した上で、各対応方針を整理し明文化することが必要ではないか。	
146	海域における各種開発事業については、陸上におけると同等かもしくはそれ以上の環境(含む、生物)への影響の予測の不確実性があり、現在の科学水準においても的確な影響予測は極めて困難な場合が多い。このことから、事後調査の強化(期間、調査方法等)についての検討が必要と考える。	
147	法対象事業の事後調査を論じる場合には、環境影響評価条例では、全ての都道府県・政令指定都市の条例で事後調査の手続規定が設けられており、その実施実態は様々であることに十分留意しなければならない。	
148	事後調査により、例えば拡散計算や騒音の伝搬計算が妥当であったかを検証することは実際には非常に困難であり、予測精度の向上は別途、事業官庁や環境省において責任をもって行うべきことと考える。	
149	EIA実施後に行わなければならないことは、詳細設計、工事着手時、工事中、供用後などの節目節目での「環境配慮の方針の点検」であると考える。	
150	環境影響評価法制定後、環境政策は様々な広がりを見せている。EIAの事後調査として狭く閉じた系のなかで位置づけるのではなく、事業の環境マネジメントの一環としてEIAの結果を活用していく、という形へ発想を広げていくべきではないだろうか。事後調査に関する「理念」をきちんと打ち出すことが、国としての役割であると考える。	
151	事後調査の実施と基本的実施内容を法令で規定するとともに、その実施要領を自治体の条例に委任し、ローカル事情を反映した運用を実現すべきと考える。結果の公表やデータの活用、知見の集積といった面で、既往の条例では必ずしも基本的 requirement が満たされているとは思えないで法的な裏付けが欲しいと考える。	
152	手続きの変更を必要とする規模には至らないものの、アセス後に事業内容が変更された場合の取扱いについて、より明確にする必要があると考える。具体的には、現制度では、アセス後に事業内容の変更に伴って保全措置の内容が変更になった場合に、これが記載事項の不履行になるのかどうか、あるいは変更内容の妥当性の検証はどのように行われるのかといった点について、必ずしも明確になっていないのではないか。	

153	動植物、生態系の項目は特に予測の不確実性が高いことは明白であり、今後とも予測の精度を向上させることが困難である。このような観点から、「特に、動植物、生態に関しては、法律で事後調査を義務付ける必要性が高い」というような踏み込んだ記述が欲しい。	本研究会においては主として制度面の分析・検討を行っているところです。動植物、生態系に係る事後調査のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
154	動植物、生態系に関する環境保全措置(主に生息地の修復、復元などの場合)を実施する際は、施行後(供用時)の順応的管理が確実に実施されているか否かにより、保全措置の有効性が大きく左右されるため、事後調査結果を公表しない場合であっても、動植物、生態系に係る環境保全措置(管理状況を含めた)の実施状況の公表は義務化するべきであると考える。こういった観点の記述が欲しい。	
155	事後評価の結果については、少なくとも、当初の予測・評価結果と異なる場合などには、対応状況とともに公表することが必要。現行法における環境影響評価は、事業者において自主的に環境保全上の適正な配慮がなされることを期するというセルフコントロールの考え方を基礎としていることから、環境影響評価法の手続としては、ある程度柔軟な対応が必要。	
156	事後調査は住民に公表されてこそ、その実効性が担保されるものであるため、調査結果の公表が条例に規定されているか否かは、重要な点である。確かに、ほとんどの条例には事後調査の規定が盛り込まれているが、事後調査結果の公表(縦覧・説明会など)を義務付けている条例は少ないと想われるの、そのような現状を報告書に明記すべきではないか。	報告書案においても、「今後行われる環境影響評価に対して知見を活用し、環境影響評価の質を担保するためには事後調査の結果は公表すべきとの意見があつた」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
157	評価書が出来た時に発見された危惧種を対象にし、評価書が出来た以降に見つかった危惧種については報告は義務つけたとしても現予測内での対応にすることを明記すべきである。その点ははつきりさせないと事業者は安心して事業や事後調査ができない。	報告書案においても、「実際に環境影響評価手続の終了後に新たに希少種が見つかった場合などには事業者が必要に応じて適切な措置を行なうべきであり、環境影響評価手続のやり直しといった対応は制度的になじまないという意見があつた」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(未着手案件の環境影響評価の再実施について)		<p>158 長期未着手案件における再アセス実施の判断については、その判断に至る条件を客観化することは困難であり、また、環境の状態変化が事業者以外の特定の者の行為によることが明らかな場合など個別に検討を要する場合が多く、一律に義務づける事は困難であり、個別案件ごとに判断すべき。 (ほか同様の趣旨の意見5件)</p> <p>159 特に原子力発電所は地元事情により、なかなか着手できないことがあるため、明らかに大きな環境変化が認められる場合を除いて再アセスを義務化することは、低炭素社会に逆行すると考えられる。</p>
	<p>160 環境アセスメントを実施した後、一定期間以上経過した未着手案件には原則として環境アセスメントの再実施を義務づけるなど、適切に環境への負荷が低減される仕組みが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見3件)</p>	<p>報告書案においても、「一律に再評価を義務付けることや、環境の状況に変化があった場合に変化がなかった項目も含めて同時に環境影響評価手続の全てをやり直すことは過酷であるとの意見があつた」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>161 アセス結果の信頼性確保のためには、著しい事情の変更があった場合には、原則として事業者にアセスの再実施を義務づけつつ、評価項目の選定において変化がなかった項目を除外すれば、事業者への過度の負担とはならない。</p>	
	<p>162 長期間未着手の案件などに対しては、周辺環境などの変化はあるものの、複合的な影響などは、一事業者の責任ではないし、早く事業に着手した方が有利になるようなことはあってはならない。アセス法の制定時に環境影響評価項目の拡充(生態系、温室効果ガス、廃棄物等の追加)が行われているので、拡充した項目だけ再アセスを求めるなど限定すべきである。</p>	<p>報告書案においても、「環境影響評価手続の終了後長期間未着手の事業において環境の状況に変化等が生じた場合には、許認可等権者から、項目を絞った上で追加的な調査を提案し、必要があれば環境保全措置を強化する仕組みや、環境面から環境大臣が意見を述べる仕組みが考えられるとの意見があつた」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>163 長期間未着手案件における、手続きの再実施については、対象となる環境要素の性質や、地域環境の状況によって、期間中の環境変化は一律ではないであろうから、柔軟に対応できるようにするべきだと考える。同時に、長期間の停止がある場合には、事業者は、将来事業を中止する可能性がある以上、特に自然環境等については環境影響評価手続き時の環境現況をできる限り維持するよう努力する(事前環境保全措置)などの指導が必要ではないかと思われる。</p>	
	<p>164 長期未着手事業については、環境アセスメント終了後に環境の状況の変化が生じた場合には、追加的な調査を実施する仕組みが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見8件)</p>	

	165	「許認可等権者から、項目を絞った上で追加的な調査を提案し、必要があれば環境保全措置を強化する仕組み等を設けることが考えられるとの指摘があった」とされている。このような仕組み等による場合には、許認可等権者が調査や環境保全措置を命じことができることとし、市民にその適切な権限行使を促す権利を手続的に保障する手当が必要である。	未着手案件の環境影響評価の再実施のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	166	地方条例のように着手届等で進捗を把握し、一定期間経過後の着手に当たっては環境の変化を検証する必要がある。なお、環境の変化の有無を判断するのは事業者や許認可権者ではなく、事業実施地域を管轄する都道府県を活用すべきと考える。	
6 環境影響評価手続の電子化	167	電子メールを活用した意見集約については、「環境保全の見地からの意見」でない意見、コンピュータウイルスや迷惑メールといったものが懸念されるため、事業者が集約する場合には過度な負担を強いることになる。郵送における問題が特になくことを踏まえると、環境影響評価手続の電子化については不具合面も考慮し慎重に検討すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案において、「電子メールでの意見集約については、コンピューターウイルスや迷惑メールの氾濫している現状や、インフラ整備上の問題から確実に事業者に届くとは限らない点を考慮する必要があるという意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	168	意見提出の電子化については、意見把握の手段の一つとして法制化するのであれば、無秩序な反対意見が送付される可能性も十分考えられることから、関係地域に限る、匿名メールの無効、氏名、住所(連絡先)の明記、加えて場合によってはこれらの公表などといった条件を付与するなど厳格な運用を付けるべき。	
	169	アセスメント図書の電子公開については、必ずしも全ての事業者がサーバーを持っているとは限らないこと、一元公開されているほうが見る側にとってもメリットがあること、公開情報の不正流用への対応を考えた場合、各事業者が実施するよりも、国の責任で実施すべき事項と考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	170	アセス書は一度公開されたものであるが、レイアウトや施工図面等が載せているので、セキュリティの面から一定の配慮が必要である。また、著作権や所有権等の問題を事前に整理しておく必要がある。これらの理由から、電子化に当たっては、慎重な検討が必要である。	
	171	環境影響評価図書の電子化については、著作権や機密情報の取扱等ルール整備をきちんとしと上で、より多くの国民が関心を持てる機会が増すような制度にするべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	172	せめて概要版は公開にして、常に閲覧できるようにするべきである。	
	173	アセス手続きの電子化は、法的な位置づけを含め、取り組みを促すべきである。アセス図書の縦覧はほとんどが紙媒体によるが、ITを利用して予測評価に対する理解が深まるように活用されishaべきである。法改正においては、この分野における電子化について推し進める方向性が示されることを期待する。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	
	174	環境影響評価手続の電子化については、住民意見が全国的に聴取されるのに対して、縦覧図書が限られた所でしか閲覧できないので、縦覧、意見提出について、電子的手段の体制整備を図る必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見19件)	
	175	電子縦覧を推進すべき。海外や地方自治体で実施されているため、列挙された課題はクリアできるものと考える。	
	176	情報伝達媒体が発達する中で、電子縦覧は利用者にとって大変有益である。ただ、電子化による周知方法が主となり従来の縦覧等が疎かにならないよう配慮すべきと考える。	
	177	ネット上の意見集約については、電子メールを介さず、ウェブサイト上から意見を投稿する方法があるかと思う。紙資源や運送にかかるエネルギーを考えると、環境にやさしいネットでの意見の集約も必要であると考える。	

178	<p>アセス法対象事業については、方法書等を電子化して公開してはどうか。アセス関係図書は縦覧されているので、機密情報等に関しては電子化による公開も同じ条件と考えられる。(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>報告書案においても、「情報流出や不正流出といった点については、現行の制度でも環境影響評価図書は縦覧を前提に作成されており、状況は変わらないのではないかとの意見や、コピー防止は技術面で対応可能ではないかとの意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
179	<p>電子化を行う事により伴う、情報流出や不正流出に対するコピー防止は技術面で現状でも対応可能と考えられる。しかし、コンピュータウイルスによって生じる問題は深刻化しやすいと考えられる。「情報の安全管理や、電子メールによる意見の取扱といった点のルール整備について留意が必要」という事に対し同意見。</p>	
180	<p>以下の記述を追加すべき。意見提出に当たっての地域限定がない(公開場所に出向かなくても閲覧できる)こと、環境影響評価図書の閲覧時間に制約が少なくなる(住民等がいつでも自分の都合の良いときに閲覧できる)こと、環境影響評価図書のアーカイブとしての機能も持つことができる(縦覧期間が終わった後でも興味を持った時点での閲覧ができる、事業着手後や施設供用後でも図書を閲覧し確認できる)ことなど、電子化のメリットは大きい。しかしながら、現行の環境影響評価図書がpdf化されるのみで電子的に公開されても、文書量が膨大で住民等にとってわかりやすいものにはならない。電子化の意義には情報交流の促進が大きく、それが可能となるような電子的に公開する情報の内容と種類についても検討をすべき。例えば、第一種事業においては、各図書の少なくとも概要版をわかりやすく作成した上で、電子公開することを義務づけるなどの方法が考えられる。</p> <p>p.35「検討を行うに当たっては、上述した懸念の指摘にあるような情報の安全管理や、環境影響評価図書において他人の著作物を引用している場合の著作権の取扱、『電子的に公開する情報の内容と種類』、電子メールによる意見の取扱といった点のルール整備について留意が必要と考えられる。」</p> <p>p.54「その際には、上述した懸念の指摘にあるような情報の安全管理や、電子メールによる意見の取扱といった点のルール整備、『並びに電子的に公開する情報の内容と種類』について留意が必要と考えられる。」</p>	<p>報告書案においても、「情報の安全管理や、環境影響評価図書において他人の著作物を引用している場合の著作権の取扱、電子メールによる意見の取扱といった点のルール整備について留意が必要と考えられる」としたうえで「概要版を電子公開するといった段階的な対応も考えられるのではないかという意見もあった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
181	<p>環境影響評価の電子化が必要と思う。わかりやすい報告書を目指すのであれば動画や音ができるアセス書に繋がるような電子化は必要と思う。</p>	
182	<p>電子化については、時代の流れであり、省エネにもつながるので、前向きな検討が必要であると考える。パソコン、インターネットの利用環境が整っていない人への配慮や、事業者の負担増加とのバランスについて留意が必要である。</p>	
183	<p>アセスメント図書の電子公開については、Web上に掲載することは技術的に可能とはいえ、その維持管理を含め、実用できるレベルとは思えない。</p>	<p>環境影響評価手続の電子化のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
184	<p>電子化による手続きの輻輳や事業者負担の過大さを把握すべき。縦覧をインターネット上で行つても、印刷文書での縦覧も同時に求められることが想定され、事業者負担を二重に課すことになる。</p>	
185	<p>準備書や関連資料を全てホームページで公開すること、期間も公告縦覧期間を超えてその後も常時公開すること、著作権については方法書や準備書が公的文書であることから放棄されること、秘密条項は一切認めないことすべき。</p>	
7 情報交流		
(方法書意見への対応について)	<p>方法書手続きは事業計画の早期段階に実施し、その際には全ての計画が決定していないことを想定しており、事業内容や環境保全等に関する種々の情報は、現況調査や環境対策をある程度検討した後でないと決定できない。地元住民からなされる意見のほとんどは設備に係る質問・要望等であり、これらの質問に対する回答は準備書に反映することで足りうるものである。方法書本来の主旨を活かすためにも、現行の制度を踏まえた形での検討をお願いしたい。(ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>報告書案においても、「方法書意見への回答の義務化は、環境影響評価手続の開始が遅れ、上述の趣旨に逆行するのではないかとの意見があった」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>方法書縦覧による住民意見が1件も出でていないケースもあり、方法書意見への回答の義務化は、実態把握、問題点の洗い出し、効率的な運用方法の検討が必要。(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
	<p>方法書意見への回答の義務化は手続期間が長期化するため、反対。</p>	
	<p>方法書手続きは適切な環境情報の収集が目的であり、より適切な環境情報の収集のためには、まずは方法書の手続きの趣旨・目的について住民をはじめとする関係者に広く周知し、理解を深めていただくことが重要であり、行政から積極的な推進をしていただくようお願いしたい。(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>報告書案においても、「方法書手続の趣旨を住民をはじめとする関係者に広く周知し、理解を深めることが前提として重要である」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>

190	<p>住民等の理解の促進や信頼関係の確立などの観点から、住民の方法書意見に対する事業者の見解を明らかにすべき。現行の手続きでは、住民などが適切な環境情報の提供をしても、それが事業者によってどのように取り入れられ検討されたかは準備書まで明らかにされないで調査が進められてしまう。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見12件)</p>	<p>報告書案においても、「調査着手以前に、方法書に対する住民意見・地方公共団体意見への事業者の見解の公開を義務づけるなど、方法書に対する住民等の意見を準備書作成前に反映させる担保措置を設けることが必要という意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
191	<p>方法書手続きは、事業の早期の段階で環境情報を収集し、柔軟な検討を可能とすることが目的であり、事業者見解を求めることよりも、方法書の説明会により双方のコミュニケーションを図ることが大切である。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見7件)</p>	<p>報告書案においても、「より適切な環境情報の収集のためには、事業者の見解を公開するよりも、住民等の理解を促進させ、積極的な意見提出がなされるようにすることが重要であり、4-2で述べたような方法書段階での説明の充実といった手段が有効ではないかという意見もある」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
(住民等の意見聴取の強化について)	<p>報告書にあるように地方公共団体の条例に基づき、公聴会を開催している例もあることから、改めて法で規定する必要性が感じられない。また、住民や地方公共団体へは、事業者が事業内容や環境影響評価図書の概要版を作成するなど内容を理解しやすいよう配慮している。このような取り組み状況に対し、公聴会などを法で義務化するのではなく、報告書の内容にあるような方向性で検討をお願いしたい。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>報告書案においても、「公聴会については、条例に基づき既に取組がなされており、法で義務化するまでもなく手続の上乗せにより適切に運用されているため、法律での義務化により運用の柔軟性がなくなるのではないかとの意見もあった」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
193	公聴会の義務化は手続期間が長期化するため、反対。	
194	<p>公聴会は既に条例に基づく取組がなされており、義務化よりも、分かりやすい環境影響評価図書の作成や、各地方公共団体における情報や知見の集約を強化する方が必要である。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>報告書案においても、「分かりやすい環境影響評価図書の作成や各地方公共団体における情報や知見の集約といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
195	<p>公聴会について条例による取組・運用に任せることのみでは不十分であり、公聴会の開催を義務付ける規定を法律に定める必要がある。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見3件)</p>	<p>報告書案においても、「地方公共団体の意見形成のために公聴会の義務化が必要という意見」があつた旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
196	<p>以下の記述を追加すべき。意見聴取の取り組みは、例えば報告書中では「ホームページや市報公告への掲載や、各戸に配布している広報紙」などと記述されているが、この程度ではまだ広範囲の利害関係者の意見を集められているとは言えない。マスコミによる情報提供や公聴会より狭い範囲を対象とした小集会など様々な手段で意見聴取をより強力に進めるべきと考えられる。また環境変化の影響を受けるのは住民だけではない。周辺に立地したり活動したりしている企業や教育機関、団体(経済・商工団体、環境団体など)も利害関係者となり得る。それらの住民以外に対しても個別の意見聴取などで対応することが求められる。</p> <p>「公聴会の法律による義務化ではなく、分かりやすい環境影響評価図書の作成や各地方公共団体における情報や知見の集約、『意見聴取の周知徹底方法の強化』といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある。」</p>	<p>原案の「地方公共団体における情報や知見の集約」に意見聴取の周知徹底の取組も含まれていますが、趣旨の明確化のため37ページを下記のとおり修文します。</p> <p>「公聴会の法律による義務化ではなく、分かりやすい環境影響評価図書の作成や各地方公共団体における情報や知見の集約・提供といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある。」</p>
197	<p>環境影響評価手続の出発点でもある方法書段階の手続の開始にあたっては、公告・縦覧とともに、主要な環境保護団体にその旨を通知し、周知を計ることが必要である。</p>	<p>住民等の意見聴取の徹底については、報告書案においても「各地方公共団体においてホームページや広報紙といった手段を通じて情報提供が行われている」旨や「各地方公共団体における情報や知見の集約といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある」旨を記載しています(36・37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>

198	アセス方法書案とアセス準備書案だけでなく、アセス評価書についても、公告・縦覧、説明会、意見募集等を実施するべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	<p>住民等の意見聴取の強化のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
199	説明会を限られた地域で数回行うことで終わりとするのではなく少なくとも事業が行われる県においては複数回の実施および十分な質疑応答の時間を取りるようにすべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)		
200	準備書段階において関係住民等の要求が有る場合の説明会の開催及び準備書の概要を記載した説明書の事前配布を制度化すべき。		
201	アセス図書の作成の根拠になる資料等の情報を公開する制度や、方法書、準備書、評価書の案のそれぞれの段階で説明会又は公聴会等の開催を義務化するとともに、インターネットなどを活用し常時質問等を募集し、速やかに回答を返信する制度の構築が必要。 (ほか同様の趣旨の意見1件)		
202	市町村意見形成の中に市民参加を位置づけるべきである。		
203	評価書作成段階において、準備書段階で出た様々な意見を公表し、さらにこれらの意見に対する事業者の見解を示し、その上で主要な環境保護団体や専門家の意見を求める手続を制度化すべきである。自然保護団体等の意見は公表されなければならない。		
204	双方向でのやりとりは準備書の説明会における質疑のみしかその可能性がない。方法書や準備書へ寄せた意見書について、公衆と事業者で直接のやり取りが行われるようにすべき。	報告書案においても、「(法施行後の)状況の変化を踏まえ、方法書段階での説明会を義務化すべきとの意見が多くみられた」「方法書段階におけるコミュニケーションを充実させることは方法書に対する住民等の理解を促進させるという観点からも有効であるとの意見がみられた」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
(住民参加の強化について)	205	報告書の記載にするとおり、スクリーニングの判定は、主務省令において事業特性と地域特性を要素とする判断基準が示されており、これに加えて主務大臣が有する事業特性に関する知見や、都道府県知事が有する地域の環境情報に基づき客観的な判断が行われる仕組みとなっており、現行のままで問題ないと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	<p>報告書案においても、「スクリーニングの判定は、主務省令において事業特性と地域特性を要素とする判断基準が示されており、これに加えて主務大臣が有する事業特性に関する知見や、都道府県知事が有する地域の環境情報に基づき客観的な判断が行われる仕組みとなっている」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	206	規模の小さい事業を対象としたスクリーニング手続にまで関係住民等の意見を求めるとは、説明会の追加と同様に事業者負担が増すばかりで形骸化したものになることから、必要性を慎重に検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	207	地域開発における住民参加の権利を担保するため、また住民参加を促すためにもスクリーニング手続きにおける関係住民等の意見提出権は必要である。	

<p>(情報の整備について)</p>	<p>208 電子縦覧と同様に、知的財産権の取り扱いに留意しつつ、過去の環境影響評価実施情報収集、動植物の希少種に関するデータ等の調査負担の大きい情報集積については、国においてこれら調査の容易化に資する情報収集を進めるべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見6件)</p> <p>209 法令においてアセス図書の保存と公開について責任規定を盛り込むべきである。とりわけ、電子化されたアセス図書は、手続き終了後においても積極的に活用できるようにしていただきたい。</p> <p>210 過去に実施された環境影響評価のデータや希少種のデータについて国が整備し、共有化することにより、SEAの運用に関する不安の改善にもつながるのではないかと考える。</p> <p>211 これまでの環境影響評価や環境省がおこなっている自然環境保全調査の結果をまとめてデータを整備し、GIS等を活用することで、特に方法書作成時点の地域の概況を効率的に行なうことができるだけでなく、各種事業計画地の選定に有効なデータとすることが出来る。国がこうしたデータの整備を実施することで、地方自治体においても同様のデータ整備が行われる呼び水となることも期待できる。データの整備、公開を前向きに進めていただきたい。</p> <p>212 基礎データの整備はもちろん必要ではあるが、これらのデータをもとに地域の生態系等の評価を事前に行なう取り組みを行なうべきだと考える。当然のことながら、生態系の評価手法は、地域特性を踏まえて検討をする必要がある。環境省や都道府県があらかじめ評価対象(種)や評価方法、現況評価を行い、情報が公開されれば、事業者はすぐに予測評価に適用が可能であるし、事業内容における複数案の比較も短期間で効率よく行えるようになると考える。</p> <p>213 過去に実施されたアセス図書やデータは重要な環境情報であることから、図書の電子的縦覧とセットで環境情報システムを整備し、情報の提供、共有化及び図書の閲覧サービスの充実を図る必要があると考える。 (ほか同様の趣旨の意見10件)</p> <p>214 環境影響評価の結果を含めた各種環境情報の整備を推進すべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)</p> <p>215 規模の小さい市町村等でも、法律や県条例等の対象とならない規模の自然環境の保全を目的として、自然環境に関するデータの収集、整備を行なっている。位置・規模の検討段階の開発行為を実施する場合に、地方公共団体が所有するこれらの情報が活用されるようお願いしたい。</p> <p>216 キャパシティービルディングのための取り組みを推進すべき。</p>	<p>報告書案においても、「事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながら一層の取組を進める必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
<p>8 環境影響評価の内容及び環境影響評価技術</p> <p>(リプレース等への対応について)</p>	<p>217 火力発電所のリプレースの場合、最新技術の導入により熱効率の向上、CO2排出等の環境負荷の大幅な低減が図られている。省エネルギーや地球温暖化対策が求められる中で、早急に対応するためにも環境影響評価手続きの期間短縮は有効であると考える。CO2の減少等の環境負荷の低減等が図られる場合に限り、何らかの手続き期間短縮策を設けることを検討願いたい。 (ほか同様の趣旨の意見4件)</p> <p>218 リプレースについては、基本的には環境アセスメントの対象とすべきだと考える。ただし、環境アセスメントの実施にあたっては、「事業がなかった場合、環境はどう変わるはずだったか」をベースラインとしてシナリオ設定し、それに対して、環境影響が十分に回避・低減されている場合には、アセスの実施は不要といった判断条件があるとよいのではないか。</p> <p>219 老朽化した施設のリプレースは環境調査、検討を行う良い機会であり、積極的に行ってもらいたい。ただし、その内容は簡易でよいと考える。</p> <p>220 内湾域では近隣に既存の発電所が立地されているケースが少なくなく、海域環境・生物への影響についても周辺域をある程度、広域的に捉えて影響評価することが適切と考えられるケースもあり(温排水の重畠)、リプレースについては、これらのことより重視する必要があると考える。</p> <p>221 火力発電所のリプレースへの対応については、老朽化した施設を更新し、より環境性能に優れた施設へ更新されることが明らかである場合などは、柔軟かつ弾力的な運用を検討してはどうか。ただし前提条件として、位置の選定、燃料種の選定理由など、早期段階の検討プロセスを明らかにするようSEA制度をカップリングさせること。</p>	<p>報告書案においても、「火力発電のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、このような事業に対する環境影響評価手続き期間の短縮の可能性を引き続き検討していく必要がある」という意見があつた旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p> <p>火力発電所のリプレースの取扱については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

222	<p>原子力発電は、発電過程において二酸化炭素を排出しない低炭素電源の中核として、火力発電のリプレースと同様もしくはそれ以上に我が国の基幹電源の大きな役割を担わなければならぬ。その原子力発電の新增設を円滑に進めていくために、原子力発電の計画段階における環境影響評価手続き期間と調査期間の短縮の可能性について検討していく必要があると思う。</p>	<p>追加的な環境負荷が軽微であると考えられるケースや環境負荷の面では現状よりも改善するケースについての環境影響評価手続の取扱については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
223	<p>工業地域のアセス該当事業では、大防法など環境法規に規定される特定施設に代表され、法条例に基づき、行政への届出、運用時の状況報告などが通常行われ、指導、チェックは十分になされる。リプレースに限らず、工業専用地域の事業の手続きを大幅に簡略化すべきである。</p>		
224	<p>リプレースであっても手続きは簡略化すべきでない。リプレースの場合の審査項目や過去のアセスの調査内容の流用についての考え方などを、基本的事項、主務省令で整理することで、全体的な期間短縮について検討すべき。</p>	<p>報告書案においても、「リプレースのようなケースについても、環境負荷が現状よりも改善する点をもって手続の簡略化を行うことはベスト追求型の環境影響評価を進める観点から適当ではないという意見や、所要期間の短縮については方法書手続の弾力的な活用によって対応すべきではないかという意見もあった」旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>	
(複数案の検討について)	225	<p>複数案の義務化については、立地のための土地が確保できるかといった問題等により、義務化できない項目がある。特に民間事業者においては、常に競争にさらされている中で、事業戦略等に関わるデータを出すことは、公正・自由な競争を阻害するものであり、公共事業とは性格が異なる。現行においても、既に環境保全措置について複数案の検討を行った場合には、その検討経緯が記載されており、現行の規定で問題ないものと考える。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見3件)</p>	
	226	<p>アセス法において、準備書作成にあたり「環境の保全のための処置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況)」を記載するよう規定されており、この中で複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討等が行われていることから、複数案の検討を法律で義務づけすることは不要である。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>報告書案においても、「立地に関する複数案など、土地の確保といった問題等から、義務化することがふさわしくない項目があるとの意見や、民間事業者が複数案等の開示に関連して、事業戦略等にかかるデータを出さざるを得ない結果とすることは、公正・自由な競争を阻害することになるとの意見もあった」「当初から環境影響評価法に基づく手続を実施した事業のうち、約8割の事業において建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等について複数案の比較検討の経緯が明示されていた」旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	227	<p>アセスメント制度を充実させるべく、ゼロ・オプションを含む代替案の検討を義務付けるべきである。</p> <p>(ほか同様の趣旨の意見10件)</p>	<p>報告書案においても、「環境影響評価の実施に当たって、事業を行わない案を含めた複数案の検討を行うことを法律で義務づけるべきという意見があった」旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	228	<p>立地および使用技術の双方について、複数案を検討することを義務化すべきである。</p>	
	229	<p>複数案の比較検討については、改変区域位置を比較するもの、改変区域内の土地利用に関するもの、環境配慮を含めた施設・設備の位置や内容を比較するものがあり、環境アセスメントの中で事業者の判断で比較が可能である。「計画の検討経緯を明らかにしていれば十分」といった議論に落ち着かせるのではなく、より地域に貢献する具体的な環境配慮検討が、環境影響評価手続きを踏むことによって導くことができたと、事業者が自負できるような方向に制度的に誘導できないかと考える。</p>	<p>環境影響評価手続における複数案の取扱については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	230	<p>義務付けになると無理やり不自然な案が出てくる可能性があるので、強い推奨が好ましいと考える。</p>	
	231	<p>「実行可能なより良い技術」や「複数案の比較検討」の事例を、広く情報共有できるよう、この部分だけでも電子データベースを義務付けるなどの制度化を検討すべき。</p>	<p>情報の整備については、報告書案においても、「事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながらより一層の取組を進める必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>

(評価項目の拡大について)	232	歴史・文化的環境や、安全性などの評価項目の拡大については、予測評価の技術的な問題や、個別の事業法・規制法により対応している場合の二重規制の問題などについて、慎重な検討が必要と考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「評価項目の拡大については、環境基本法の射程範囲との整合性について留意し、自治体の対応に任せるべきではないかという意見があった」「事業実施前の影響評価ではなく、個別の事業法・規制法により対応すべき項目もあるのではないかという意見があった」旨を記載しています(39ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	233	環境基本法の環境保全施策の対象でない項目まで検討することは、環境影響評価法の範疇を超えるものではないか。歴史、文化、安全、社会的・経済的影響を調査・評価項目とする必要はない。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	234	現状においても、環境影響評価実施時に、環境影響評価法の対象外の項目についても地方公共団体の条例等で環境影響評価が適切に実施されており、環境影響評価法において新たに評価項目を拡大する必要性はないと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	235	歴史的・文化的環境についても項目に組み入れるべき、という指摘については、評価判断基準の設定の難しさから困難であると思われる。	
	236	評価項目が増えることは事業者にとって負担増加となり、手続きのうえでも効率面からも好ましいとは思われない。	
	237	企業にとってアセスの長期化は大きな障害であり、まずは現状のアセス所要期間を短縮してから検討すべきである。	報告書案においては「リプレース等への対応について」といった手続期間に関する論点も取り上げており、報告書案に示した論点やいただいたご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	238	社会は常に動いているので、時々に応じた評価項目は必要となると考えられる。しかし、地域性も存在するため、柔軟に国で対応するべきか自治体の対応に任せるべきかを検討する必要があると考える。	報告書案においても、「評価項目の拡大については、環境基本法の射程範囲との整合性について留意し、自治体の対応に任せるべきではないかという意見があった」旨や「事業者が自主的に項目を追加することには柔軟な取扱を可能とすることも必要ではないかとの意見があった」旨を記載しています(39・40ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	239	危険性・災害からの安全確保等について評価項目も拡大すべきである。	報告書案においても、「調査・予測・評価の項目について、歴史的・文化的な環境や、生活の質、危険性・災害からの安全確保、社会的経済的影響についても組み入れるべきではないかという意見があった」旨を記載しています(39ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	240	アセス制度に社会環境への影響の予測・評価の項目を設置するべきだと考える。	
	241	環境基本法の射程範囲を限定的に捉えず、歴史的、文化的な環境、安全確保、社会的環境等について、必要に応じて項目を追加することで対応する。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	
	242	地下水及び水文環境(水質、水位、流量の変化)について、環境影響評価の中で組み込むべきではないか。もし組み込めないのであればどの段階で或いはどこで環境影響評価を行うか明確に規定する必要があるのではないか。	現行法では対象となっていない評価項目の取扱については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、評価項目の絞り込みについては、報告書案にも記載しているように、方法書手続を通じて効率的でメリハリのある環境影響評価を行うこととしており、平成17年の基本的事項見直しにおいてもその観点を強化しています。
	243	環境影響評価では、事業に伴う地形改变の程度、地盤や斜面安定性等の「安全性の確保」に深く関わるので、環境影響評価の観点から、「安全性」項目についても必要に応じて項目として選定できるように対応するべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	244	具体的な評価項目は法律の規定事項とし、現行の基本的事項の定める評価項目についても、文化的・歴史的な環境、文化財等を含めるべき。	
	245	諸外国の多くの制度において、(環境)影響評価の対象は安全、社会経済、健康、歴史、文化などの多岐にわたっていると認識しており、我が国においても、これらの項目を対象とすることについての制度的、技術的検討を行うことが必要であると考える。	
	246	「温室効果ガス」と「ヒートアイランド」は新たな項目として対応すべき課題と考える。但し、評価のベースライン等の設定については、慎重に検討すべきであると考える。	
	247	事業に伴う海砂の採取と使用先への影響評価も環境影響評価の対象として取り入れるべき。	
	248	影響調査を行う項目について、異常時のリスクも検討に加えた方が良いと考える。構造の劣化、事故、災害時など、異常時の環境について、そのリスクを検討し、発生する可能性及び環境影響が無視できないものについて、影響の評価と、評価結果の事業への反映を行うことが望ましいと考える。	
	249	環境影響評価法の予測・評価項目に「低周波空気振動」を加えること。	
	250	現行の環境影響評価法では評価対象は「自然」となっており、「産業」に関連する生物に対する評価は対象外となっていると見える。農産物はほぼ人間の管理下で育成されるが、水産物は一部を除き自然物であるので、評価対象生物選定にあたっては、現行の生物学・生態学的な視点のみならず、「自然物を対象とした産業上の重要性」も考慮すべきと考える。	
	251	開発に対して住民が求める環境については年々、変化してきている。その中で関心の高い項目について絞り込む必要があると同時に、既存の評価項目についても今一度見直しが必要ではないか。	

252	評価項目の拡大については、生物多様性基本法の制定の趣旨を踏まえ、生物多様性の観点からの調査・予測・評価を拡大すべき。また、現行の生態系の評価手法も科学的知見を基に国として見直すべき。	
253	わかりやすい環境アセスメントを目指す観点、また、複数案の比較を容易にする観点からも、動植物、生態系の定量的評価技術の開発やデータベース等の構築は非常に重要であると考える。したがって、「環境影響評価技術」の課題の1つとして、取り上げたら如何か。(ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「生物多様性については評価手法などの技術的な知見が十分ではない面も多いことから、こういった技術的知見の集積が必要との意見があった」旨を記載しています(42ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
254	生物多様性の保全については、その評価の基準、方法等確立されたものが現状である。これらについては、早急な対応が必要ではないか。また、この際有効な保全対策のひとつと考えられるオフサイトミチゲーションについての、制度化が必要ではないか。	
9 環境影響評価結果の審査		
(審査会の活用について)	事業種によっては既に同様の審査機関が設置されている事例もあり、環境大臣が意見を述べる段階において審査会が設置された場合、事業者にとっては両方の審査機関への対応により、事務負担の増加や手続きの長期化といった懸念があるため、事業者の負担の増大につながらないよう検討願いたい。(ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、審査会の設置については「現状も環境大臣意見の形成に当たっては必要に応じ専門家の意見を聴取している点や地方公共団体の審査会と重複する可能性がある点に留意する必要があるとの意見や、審査会の義務付けは事務負担の増大や手続の長期化にもつながる可能性があることから慎重な検討が必要であるとの意見」があった旨を記載しています(40ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
255	環境影響評価結果の審査は、意見の透明性の確保等の観点から、環境をはじめとする各種専門家の参加により行うよう、環境大臣のもとに審議機関を設置すべき。(ほか同様の趣旨の意見9件)	報告書案においても、「広域的な観点から述べられる環境大臣意見の趣旨を踏まえ、改めて専門的な意見を聴取する必要性があるのではないかという意見や、審査会の活用は審査の質の向上や透明性の確保、非公開情報の適切な処理といった観点からもメリットがあるという意見があつた」旨を記載しています(40ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
256	画一的な審査基準を設けることが、ベスト追求型の視点を阻害するという意見は、適切な意見と考える。しかし、評価にあたり、環境影響をどの程度回避できているのかを考える際、ある程度の定量的な物差しが有れば、より良い環境影響評価が実施できると考える。このことから、環境省による「特殊案件等環境審査調査」において専門的知見を充実させていることは重要と考える。今後とも、案件を拡充し、その結果を事業者と共有することにより、環境影響評価の高度化を進めていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き専門的知見の充実やその結果の普及に努めていきたいと考えます。
257	温暖化対策の評価については、対策になることを何かしているか否か程度の検証ではなく、排出量を最小化する燃料が確実に選択されているかどうか、利用可能な最良の技術を確実に導入しているかを審査すべきである。	報告書案17ページに記載しているとおり、ベスト追求型の評価の視点として具体的には、現行の基本的事項において、環境基準等との整合性が図られているか否か検討する「国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討」に加えて、幅広い環境保全対策に係る複数の案を比較検討する手法と実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討する手法を例示しています。引き続き、これらの観点を踏まえた審査の実施に努めていきたいと考えます。
(地方公共団体の審査会に関する取組について)	現行法の仕組みでは、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、2重のアセスメント審査を受けなければならないことから、重複審査を回避する効率的な仕組みが必要である。(ほか同様の趣旨の意見1件)	複数の地方公共団体にまたがる事業の審査については、報告書案においても、「地方公共団体による審査を効率的に実施するための対応として、複数の都府県にまたがって事業が実施される場合には関係都府県の合意に基づく審査会の開催、合同による意見提出を可能とする案が考えられるとの意見があつた」旨を記載しています(32ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
259	ごみ処理施設などの一般的に迷惑施設と捉えられる施設は、諸事情から地方公共団体の境界付近に計画される事例があり、審査会及び手続きの当事者が、隣接する地方公共団体との調整に苦慮する事態が想定される。必要に応じ、審査会の共同会合などを開くなど、意見交換を円滑にすることにより、事業の実施に対するよりよい合意形成が図られると考える。	報告書案においても、「地方公共団体の審査会では情報や知見の集約が困難な場合があり、各地方公共団体の審査会を横断する連絡会などの支援策が必要ではないかとの指摘があつた」「審査に関する知見については、ブロック会議の開催等を通じて環境省と地方公共団体の担当部局との知見の共有や情報提供の促進が図られている」旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
260	条例アセスの審査会では、案件数の少なさ、情報や知見の集約が困難な場合がある。そのため、各自治体の審査会を横断する連絡会や、環境アセスの実務者(例えば、環境アセスメント士などの資格保有者)や研究者からなる環境アセスメント学会の組織など支援策(人材派遣等)を検討する必要がある。(ほか同様の趣旨の意見6件)	
261	環境影響評価審査会についても夜間の実施など可能な限り多くの市民が状況を把握できるよう配慮してほしい。	
262	学識者・審査会の意見に個人差(地域差)があり、学識者の意見により、過度に調査ボリュームが膨らむ。審査会委員の資格制度の設定、専門家に対する審査指針の作成等、審査員の質、構成などのあり方を明確に示すべき。(ほか同様の趣旨の意見2件)	条例に基づき設置されている審査会の運営・あり方については、特に地方公共団体の自主性に留意する必要があると考えます。なお、地方公共団体の実態の共有等について、ブロック会議等の場を活用してまいりたいと考えます。
263	審査会が任命権者である知事の意見に左右されないために、独立した行政委員会等の地位が与えられることが必要。また、審査会の委員に環境NGOと環境アセスメントの専門家を参加させることが必要。	

10 戰略的環境アセスメント			
(戦略的環境アセスメントの制度化について)	265	アセスの実効性を図るため、SEAの法制化に早期に着手すべき。 (ほか同様の趣旨の意見11件)	報告書案において、「生物多様性基本法の制定も念頭に置き、SEAの法制化について早急に取り組むべきという意見」「SEAを制度化せず実施事例の積み重ねを待つことは我が国の環境政策のスタンスとして後ろ向きではないかという意見」があつた旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	266	事業のみならず、政策、方針も環境アセス法の対象とすべき。	SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、環境省においても報告書20ページに記載しているとおり、平成21年に最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめたところである。今後、当該ガイドラインを踏まえた実施事例が積み重なることが期待されます。
	267	現在のSEA的の事例を見ると、何のために戦略段階で環境影響評価を行うのかが社会的に共有されていないのではないかと思われる。もっとダイナミックな事例の創出に国として努めるべきである。そのためにも、環境省が所管する廃棄物処分場建設に伴うSEAについては、法的な根拠も整備しつつ、より多くの良好事例の創出に努めてもらいたい。	
	268	SEAに早急に取り組むべきであるが、そのためにも現在ある導入ガイドラインに基づいたアセス事例を着実に積み上げていくことが必要であると考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	269	戦略的環境アセスメントの制度化については、発電所候補地点を公開することは電源立地を円滑に進める観点から問題が大きいこと、現行アセスメント制度による取組で特段問題は無いと考えること等から不要と考える。また、現在、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づき具体的な事業への適用が始められた段階であり、当面は本ガイドラインを踏まえた実施事例の積み重ねを行うべきである。その上で、慎重に評価検討を行い、日本の環境影響評価制度に適した戦略的環境アセスメントのあり方について検討を行うべきである。また、公共事業と一般事業は性格が異なることを十分に考慮すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案において、「SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、(略)当面は戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例の積み重ねが重要であるとの意見が多く見られた」旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	270	発電所アセス以外の事業でSEAのガイドラインにしたがったアセスを実施し、その実績を分析・検討した結果を踏まえ、制度見直しの検討を行うことが適切な手順である。その時期としては、今回のアセス法施行10年経過後の制度検討を踏まえて改正する法の施行10年後が適当だと考えられることから、この再検討の実施および時期を今回の論点の一つとして整理しておくべきである。	
	271	SEAについては、実施案件が少なく、制度化を早期に行うことより、現時点では実績を積み上げ、制度、技術的な課題を充分検討することが大切である。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	報告書案において、「SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、(略)当面は戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例の積み重ねが重要であるとの意見が多く見られた」旨を記載しています(41ページ)。技術的な検討の面を含め、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	272	SEA段階における「生物多様性については評価手法などの技術的な知見が十分ではない面も多いことから、こういった技術的知見の集積が必要である」という意見が紹介されているが、技術的知見の集積に当たっては、行政サイドからの支援が必要と思われる。	
	273	事業の構想段階では経済面、社会面など様々な観点からの判断が必要であるからこそ、環境配慮の視点、SEAは欠かせない。また、生物多様性基本法の制定を踏まえたSEA導入ガイドラインの見直しが、地方公共団体によるSEAの取組を阻害することがあるか疑問である。地方公共団体で導入しているSEAも発展していくことが方向性と考える。	戦略的環境アセスメントのあり方や制度化については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	274	生物多様性の保全の観点から、SEAの法制度化は、基本的事項の見直し時に検討する必要があると考える。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
(戦略的環境アセスメントの結果の環境影響評価手続への活用について)	275	ティアリング制度の整備は、アセス手続に係る費用、時間の縮小が見込まれ、事業者にインセンティブを与えると考えられる。SEAの実施事例の蓄積を促進させるためにもティアリング制度を整備すべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案において、「SEAの取組を促進していくためには、SEAの結果をその後の環境影響評価手続に活用する仕組みを設けることが有効であること、その場合において、法制度というよりも基本的事項において検討が必要ではないかという意見があつた」旨を記載しています(42ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	276	SEAの取り組みの促進にはティアリングなど事業者のインセンティブの明確化が必要であり、基本的事項で詳細に検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	

277	<p>戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例を積み重ね、その上で必要があれば、ティアリングの検討をすべきと考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>戦略的環境アセスメントの結果の環境影響評価手続への活用のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
278	<p>SEA(及びPIなどによる、そのさらに上位での検討)の結果は方法書に複数案の評価結果と採用案の選択理由などとして記載する必要がある。それにより方法書段階での複数案比較の代替となり、住民理解の一助となると考える。</p>	
279	<p>ティアリングや方法書への準用を積極的に進めることや義務付けなどが事業者のモチベーションになるかと思われる。その他、SEAを行うことによる事業者のメリットを前面に出さないと普及しないと思われる。</p>	
280	<p>SEAのプロセスや結果をEIAに反映させるという考え方是非常に重要であるが、SEAに過度な期待がかかるように感じる。我が国の事業アセスにおいては、具体化した事業計画に基づく詳細なアセスメントが行われることを鑑みると、ティアリングとして活用できる内容は、それほど多くはないと感じる。概念としてのティアリングは理解できるものの、事業者にとっての現実的なインセンティブとはならないのではないかと考える。むしろ、SEAで扱った上で一定の結論を得た内容については、事業アセスの段階では再度取り扱わないといった、制度的な連携が必要ではないかと考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
(戦略的環境アセスメントに関するその他の意見)	281 湾岸工場地域やコンビナート地域における事業は、SEAの主旨には馴染まない。検討対象から外すべき。	
	282 SEAの導入により、今後は長丁場のアセスメントにおいて環境を含めて総合的にコントロールする合意形成技術者が必要とされるのではないかと考えられる。事業者を含めたステークホルダー間のコミュニケーションを円滑に運営することで良好なアセスメントを遂行しようという発想に立ち、例えばステークホルダーのコミュニケーションを義務づけるなど、このような気運を押し進めるような取組が望まれる。	<p>戦略的環境アセスメントのあり方やSEAの導入を踏まえた環境影響評価制度のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	283 生物多様性基本法では、事業実施の立案段階から自然環境保全のため、環境影響評価を織り込むよう求められているが、具体的にどのように調査を進めていけば良いのかは記されていない。そのため、調査・予測・評価方法等の指針が早くできればよいと思う。また、どのような事業が立案段階から自然保護を考慮してアセスを行うべきなのかを定義づけてほしいと思う。	
	284 SEAでは、環境面の観点に加え、経済面、社会面の観点を入れることが必要。	<p>報告書案において「事業の構想段階においては必ずしも環境面だけでなく、経済面、社会面等、様々な観点から判断していく必要があるとの意見もあった」旨を記載しています(42ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
11 その他の課題		
(不服申立・訴訟手続について)	285 環境影響評価法に争訟手続を導入することについては、報告書案にあるとおり多くの課題があり、事業者が情報開示に消極的になることにもつながる。特に民間事業者においては事業妨害的訴訟の可能性もあり、いたずらに事業の遅延となる恐れがあることから、関係省庁も交え、慎重な検討を行うべきである。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	<p>報告書案においても、環境影響評価法における訴訟手続の法制度化については「他の個別法との整合性や実態面への悪影響を懸念する意見が多くみられた」旨を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	286 アセス手続きは、住民の直接的な損害賠償訴訟と同列に扱うべきではないと考える。	
	287 アセスメントをより適法・適正なものとすべく、アセス対象事業について、不服申立手続や、団体訴訟制度等の訴訟手続を導入すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見17件)	
	288 環境保全と事業実施を比較考慮の上、その二つの価値観がぶつかったときに、環境保全に重きをおいて調整を促せる仕組み、もしくは異議を申し立てができる仕組み(米国NEPAで設けられている「CEQ(環境の質委員会)」のような機関、若しくは司法府に判断を委ねることができる仕組み)を新たに設ける必要がある。	<p>報告書案においても、「環境影響評価手続や評価に問題がある場合について、違法・不当な行為を未然に防止し、環境影響評価制度の実効性を担保するために、特別の不服申立手続や訴訟手続を定めるべきとの意見があった」「現在の法制度・判例のもとでは環境影響評価に係る瑕疵を是正するための争訟制度が十分整備されているとはいがたく、具体的な制度化のための検討を速やかに開始すべきであるとする意見があった」旨を記載しています(42・44ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>

	289	報告書案では訴訟制度に関する様々な課題について「具体的な制度化のための検討を速やかに開始すべきであるとする意見もみられた」と記載しているが、今後、その検討の方向性を明示したうえ、その制度化を検討するための組織と手續及び日程を提案すべきである。 (他同様の趣旨の意見1件)	「1はじめに」において「環境影響評価制度の具体的な見直しの方向性については、今後更なる検討が必要とされるものであるが、本報告書は、制度の施行状況やそこで浮かび上がる課題について分析整理を行い、検討すべき課題や論点を明らかにすることを目的とするものである」としており、本研究会における議論の状況を踏まえ、上記の方針に沿って整理をしています。
(実務者の技術向上について)	290	環境アセスメントは総合的な技術、実務が必要である。環境アセスメントの信頼性の確保と人材育成の観点からも「環境アセスメント士」などの資格制度の充実や育成が必要と考える。 (ほか同様の趣旨の意見9件)	報告書案においても、「実務者の人材育成は重要であり、資格制度や技術向上を検討すべきという意見」があった旨や、環境アセスメント士の実施状況を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	291	実務者を賞め実力を評価するとともに、罰則により社会的な制裁を受けさせるような仕組みが必要である。前者については、資格認定制度や格付制度、表彰制度などが考えられ、後者の罰則では、公表制度のほか、登録制度と資格剥奪のセットで実施する方法が考えられる。	
	292	行政の実務能力向上は早急に実現すべき重要な課題として、方策を議論すべき。行政が制度運用に習熟していないため、事業者に過分な作業を要求し、また、審査会において審査対象外の事項にまで波及させ、審査の長期化になっている。民間からアセスの人材を登用し、制度運用、審査会の適正化を今すぐ行う必要がある。	報告書案においても、「各地方公共団体において環境影響評価制度の着実な運用が図られるよう、対応能力強化の観点からの各種の情報交流についても、引き続き取組を進めていく必要がある」旨を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(地方公共団体の制度との関係等について)	293	課題を記述している4章の本項目が5章から抜けている。	当該項目については、第4章で特に関連する事実関係のみを整理し、研究会において特段の追加意見はなかったことから、主要意見を整理する第5章では省略しました。
	294	法と条例による重複規制を避けるための条文は、適正な規定であり、現行規定のままでよい。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「平成9年答申においても、「国の制度の対象事業については、国の手続と地方公共団体の手続の重複を避けるため、国の制度による手続のみを適用することが適当である。」という整理をしている」旨を記載しています(46ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	295	現行法第61条第2号括弧書きを削除すべき。	報告書案においても、「地方公共団体独自の取組を制約しないよう、法第61条第2号の「(この法律の規定に反しないものに限る。)」を削除すべきとの意見があつた」旨を記載しています(46ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(PFI事業への対応について)	296	課題を記述している4章の本項目が5章から抜けている。	当該項目については、第4章で特に関連する事実関係のみを整理し、研究会において特段の追加意見はなかったことから、主要意見を整理する第5章では省略しました。
この他の論点に関する意見			
(上記以外の報告書の記載内容について)	297	「5-1 環境影響評価制度の現状及び法制定後の動向」日本の環境影響評価制度は、「法と条例が一体となって」、「環境影響評価が行われる仕組みとなっている」と記されている。しかし、法及び条例による制度、手続については、対象事業の判定、調査・予測評価の項目の選定・方法、住民参加手続などに関する調整、協議の基準とルールは明確ではなかった。法に基づく制度、地方公共団体の条例に基づく制度に関し、これらの基準とルールを具体化すべきことを明記すべきである。	現行法においても、基本的事項及び主務省令においてスクリーニングの基準や調査・予測・評価の項目の選定の考え方を示す等、手続のルールや基準については示されているものと考えます。現行制度の課題については本報告書に示したような様々な論点が上がっており、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	298	現状とそれに伴う両論併記の課題は整理されているが、総論・各論とも「どうあるべきか」という議論・意見がないため、見直し・改正の方向性が見えない報告書になっている。環境影響評価法改正の方向性や、軸となる論点を示すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	「1はじめに」において「環境影響評価制度の具体的な見直しの方向性については、今後更なる検討が必要とされるものであるが、本報告書は、制度の施行状況やそこで浮かび上がる課題について分析整理を行い、検討すべき課題や論点を明らかにすることを目的とするものである」としており、この方針に沿って整理をしています。「…検討が必要である」と結論づけるか否かについては、研究会における議論の傾向を踏まえ判断しています。
	299	研究会の意見として一定の方向性が確認できた事項については、研究会としての意見を公表すべきであったと考えられる。	
	300	報告書は両論併記せずに、アセス制度の前進のためにきちんと結論を意見すべきである。反対意見については、誰の意見かなどを明記すべきである。	
	301	4章の課題では意見の賛否の両論併記の記述であり、結論にあたる「5まとめ」においても、意見を並べただけで何を議論したのかが不明確であるため、個別の課題について具体的な方向性を記載すべきである。また、報告書案の課題の表現は、項目毎に「…検討が必要である」と結論づけしているものと「…検討が必要であるとの意見があつた」の2種類の表現の違いが見受けられ、作成者の恣意的なものが感じられる。このことから全項目に「…検討が必要である」と結論づけるべきである。	本研究会では、現場で実際に生じている問題について関係者から貴重なご意見をいただきました、関係省庁、地方公共団体、民間事業者、NPOを含む関係団体などを対象に幅広くヒアリングを実施することを通じて、環境影響評価制度の現状や課題等について様々な意見を聴取してきました。
	302	運用の現状や時代の変化を踏まえ、アセス法の当初の目的からの乖離を明確にして、見直すべきは見直すと行った議論・意見が必要と感じた。	
	303	報告書の第3項で現状の解析を行っているが、仕組みの問題のみを上げており、運用実態として環境影響評価の所要時間が長期に渡り、弊害を生じていることが整理されていない。第4項の「課題」も同じ。制度の問題を論じるのなら、運用実態の課題を議論すべき。	

304	<p>「2-3 諸外国の制度」において、日本が環境影響評価の実施について閣議決定する以前に、環境影響評価制度を整備した国について各國名が上げられている。一方、閣議決定後制定された國名については、資料3を参照するよう記述されている。記述のバランスから考えて、制定國数が少ないので本文に記述すべきである。「フランス(1976)、韓国(1977)、EC(1985)、オランダ(1986)、イギリス(1988)、イタリア(1988)、ドイツ(1990)、カナダ(1992)、中国(2003)」</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、5ページを下記のとおり修文します。 「1985年には、環境影響評価に関するEC指令が採択され、その履行年限が1988年とされた。この履行年限以降、数年の範囲で、オランダ(1986)、イギリス(1988)、イタリア(1988)、ドイツ(1990)といったEU加盟国を中心として、欧州諸国での環境影響評価制度の整備が進んだ。」</p>
305	<p>13頁、法施行後の動向で「方法書の縦覧は事業者自身が行い、事業者の事務所での縦覧に加え、関係都道府県及び関係市町村の庁舎等で縦覧を行うことが一般的となっている。縦覧場所が限られていることにより、方法書の閲覧に当たって制約がある場合もみられる」は適切な表現とは思えない。方法書の閲覧に当たって、多くのケースが部数および縦覧場所が限られ閲覧できず、適切な意見が出せない状況の方が多い。</p>	<p>ヒアリング等における電子縦覧の議論の際、閲覧の制約等について指摘する意見はあったものの、具体的な件数までは明らかになっていないため、原案どおりの表現とさせていただきます。</p>
306	<p>14頁、諸外国制度の動向で、諸外国制度の動向に関する記述が10行程度で終わっているが、先進事例も多いことから、具体的な事例を複数追加すべきである。</p>	<p>各国の環境影響評価制度は、それぞれの国の計画・事業体系や関連する法規制・社会構造等が相違していることもあり、国別に様々な特徴を有していることから、諸外国制度の概要についてはフロー図化したうえで資料編の資料4において整理をしています。</p>
307	<p>報告書においても資料においても、その議論の範囲が、アセス手続に関するものに終始しているが、最も重要なのは21世紀において、日本は環境の価値をどのように位置づけるのかという議論を行い、結論を出していくことではないか。その位置づけに相応しい制度設計はその後で自ずと見えてくるものと考えられる。</p>	<p>本研究会では環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況その他関連事項について調査を行い、その結果を整理したものが本報告書です。いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
(その他報告書で記載のなかった論点に関する意見)		<p>本報告書は、テーマ毎に本研究会でのヒアリング及び討議の中で得られた意見を分析整理し、環境影響評価制度の課題を記述する形としています。パブリックコメントでいただいた様々なご意見の中には、本報告書で分類した課題以外のものも含まれていますが、これらについてはパブリックコメント結果の整理として報告書資料編に収録するとともに、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。以下では、各個別意見についての考え方等を述べさせていただきます。</p>
308	<p>スクリーニング手続きについては適用事例がないということで、期待していた機能が十分に発揮できていないと考える。スクリーニングの規模要件を引き下げるよりも、むしろ全対象事業に義務化(あるいは選択可能)とし、方法書(スコーピング手続き)と一体化させて、環境アセスメントのメリハリ化に貢献させてはどうか。</p>	<p>法対象事業のスクリーニング適用実績がない点について、報告書案では「全ての第二種事業において環境影響評価を通じて環境配慮が行われる結果となっている」(11ページ)と整理しており、今後とも実態の把握等に努めていきたいと考えています。</p>
309	<p>スコーピングでメリハリをつけることが可能で、かつ、地方自治体の条例アセスでカバーでき、スクリーニングの判定を受けずにアセスを実施している現状から、機能していないスクリーニング手続きは削除すべき。</p>	
310	<p>現状では第二種事業でスクリーニングを実施した例がないことから、具体的なスクリーニングを行うための予測・評価手法が不明確と考える。簡易的な予測・評価手法についてのマニュアル整備等、国として制度上の位置づけやノウハウの蓄積を図るべきではないか。 (ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	

311	環境アセスメントの実施に当たって何よりも事業者が嘘いつわりのなり情報を提供して、住民等との情報の共有化を図りながら合意形成を作りだす努力を惜しまないことが最も望まれる。	<p>環境影響評価手続における適切な情報提供やコミュニケーションの促進は重要と考えています。本報告書においてもこうした観点からの様々な論点を整理しているところであり、引き続き検討を深めていきたいと考えます。</p>
312	環境コンサルタントは環境を保全する環境専門家の立場から、事業者に助言する役割を忘れ、その機能は果たされていない。たとえ事業者の意志なのだとあっても、アセス運用の専門家を標榜するのであれば、適切な情報の提供の所作について事業者へ助言するのが環境コンサルタントの役目ではないか。	
313	関係住民等を主体として手続に加わらせる改善をされたい。アセスの実施における事業者の説明責任と事業に対する合意形成の制度的保証が極めて不十分である。	
314	準備書の撮影及び複写等を行う施設の提供を制度化すべき。	
315	住民周知の手段(公告)についても、検討が必要ではないかと考える。公告の手法として、法では官報への掲載等が規定されているが、これらの手法の有効性の検証や、住民周知の方法としてより効果的な方法の検討が必要ではないかと考える。	
316	情報公開制度に基づかなければアセス方法書案等が入手できないというのは、現行制度の下でも、考えられない事態である。このような運営が実施されないよう法改正するべき。	
317	環境アセスメントのすべての実施主体は、環境アセスメント手続の実施に際し、意思決定の透明性の確保、市民参加、説明責任、情報公開の徹底を図ることを手続上の原則として明示すべき。	
318	一連の環境アセスメント手続につき各手続の属性に応じて、市民参加の権利を手続保障すべき。	
319	事業者と住民等との間の相互理解を深め、より望ましい環境アセスメントおよび事業内容につながるようなコミュニケーションプロセスをデザインし、その実施を支援する技術者が必要である。	
320	昨今、事業者はCSRとして企業の責任を果たさなければならない。環境影響評価を充分理解し、事後調査やモニタリング等を行い、情報を公開することで周辺地域住民とのリスクマネジメントが求められている。	
321	アセス方法書案やアセス評価書案(準備書)、アセス評価書は、専門家ではなく、一般市民が理解できる記載と記載分量であるべき。それに反した文書を公告・縦覧した場合には、やり直しの実施を義務化する等の対応を考える法改正を検討するべきである。	<p>現行法の第3条において、国等の責務として「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない」旨を規定しています。</p> <p>現行法において、法対象事業が都市計画に定められる場合には、当該都市計画の決定と環境影響評価手続が同時に進められるようにするための特例手続を設けています。</p>
322	国等の責務として、環境基準等各種の基準等にこだわることなくその調査項目の特性にあわせて、「出来る限り回避または低減…」することを規定してほしい。	
323	環境影響評価実施時点ですでに都市計画決定された事業について、環境影響評価の結果環境に著しい影響が予測される場合は適切に都市計画を変更して再度環境影響評価を実施しなければならないことを制度化すべき。	
324	都市計画決定は評価書以後に決定すること。	

325	<p>従来の環境アセスメントでは、様々な不確定な係数や数値等を使って10年以上も先の予測を行なうながら、その予測数値を1つしか出さないという予測手法が取られ、その予測数値によって環境基準をクリアしていると評価するのが通例である。環境アセスメントが環境への影響を最小限に抑えることを目的に実施されるという点を考えれば、不確定なものは不確定なものとして一定の幅を持って正確に予測し、あらゆる場合に対応した対策を検討するというのが本来のあり方である。こうした点をどのように法制化するかは検討が必要であろうが、現場からの意見として参考にしてもらいたい。</p>	
326	<p>温室効果ガスの技術手法については、更なる検討を進める必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)</p>	
327	<p>「ベスト追求型」の原則は残念ながら細則や運用に活かされているとは言いかたく、また何がベストかを事業者の裁量で決めるようでは意味がないので、基本的事項などの細則づくりや運用にも活かせるようにしてほしい。</p>	
328	<p>事業に伴い、危険・有害物質の移動や、多数の従業者の自家用車通勤がある場合、排気ガスや危険・有害物質の排出のおそれがある。そのような場合に影響を受けることが予想される地域は、環境影響評価制度において「関係地区」に含められるべきである。</p>	
329	<p>開発行為により土壤中に貯留されているCO₂が放出されるなど温室効果ガス発生があると予想される場合には、それによる影響について具体的に評価するべきである。また、事業計画は国および関係地域の温暖化対策との整合性を持つことが必要である。</p>	
330	<p>事業の内容や調査方法に関して、提示されなければならないガイドラインを明確に定めるべきだと考える。</p>	<p>現行法では、環境影響評価手続は事業内容の熟度が高くない段階で開始されることを念頭に置きつつ、環境影響評価図書における記載事項を法及び主務省令において規定しています。</p>
331	<p>環境影響評価手続きにおける運用上の課題については、今後とも検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見7件)</p>	
332	<p>事業者から都道府県知事に通知される方法書及び準備書に対する住民意見は、概要ではなく生の意見書の全てを送付し、それを審査にかける必要性がある。</p>	
333	<p>事業者の環境影響評価技術の確かさを担保するものとして、専門家の氏名の公表が必要だと考える。またその事業者に特定の専門家がない場合、他の事業者に委託するという制度を、導入するべきだと考える。さらには、専門家がより中立な立場で意見が述べられるような仕組みの制度化が必要であると考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
334	<p>市町村の合併で面積が広くなり、市町村名の記載だけでは、関係地域の範囲が判りにくい。範囲を図面で示すよう、制度を改善して欲しい。</p>	
335	<p>政令指定都市が増加する状況下で、「都市計画決定権者の引継ぎ規定」が必要である。</p>	
336	<p>方法書記載事項に、「方法書作成の委託先」を加えるべきである。</p>	
337	<p>準備書は簡易に何度も周知しつつ修正することが可能なようにすること。</p>	
338	<p>法は手続のみ制定しているが、法の趣旨を損なうような事態を禁止、抑制する規定を盛り込むべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)</p>	<p>現行法の規定や、環境影響評価手続の運用に係る課題については、いただいたご意見等を踏まえ、今後とも実態の把握や知見の収集に努めていきたいと考えています。</p>
339	<p>準備書段階での追加調査や再調査を求める知事意見(許認可権者の意見)の遵守と、自治体等に指導を義務づける規定を明文化してほしい。</p>	
340	<p>事業者(特に民間事業者)にとって、アセスメントに必要となる期間並びに費用は非常に大きな負担となっている。アセスメントの普及並びにそれに伴う自然環境や生活環境の保全推進の観点よりアセスメント制度の中で事業者に対するインセンティブを設けることが必要である。</p>	
341	<p>環境影響評価では、事業による環境改善、地域環境づくりへの貢献というポジティブアセスの観点を持つことが重要である。 (ほか同様の趣旨の意見4件)</p>	
342	<p>リオ宣言の原則を遵守する旨の記載、および「リオ宣言第10原則」全文の記載を環境影響評価法本文に加えることを望む。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
343	<p>環境アセスメント制度は、環境権の保障、生物多様性の保全及び環境基本法第3条ないし第5条の実現を理念とし、科学的かつ民主的な手続に従い、環境に配慮した意思決定を合理的に行なうことを目的とすることを規定すべき。</p>	

344	道路の場合、総延長として10kmを遥かに越える場合でも、事業費等の関係で数km程度に分割してアセスを行なわずに事業を進めることもあるかと思うが、環境影響評価の観点から全線開通した場合の環境影響も考慮して分割でのアセスを義務付ける必要があるのではないか。	法対象事業の範団のあり方については、本報告書においても様々な論点を整理しているところであり、引き続き検討を深めていきたいと考えます。
345	当該事業と事実上一体であり、直近に計画されながら、書面上で細分化され、それぞれが別個の事業として扱われ、評価対象となることを免れるようなことが許されないように、配慮されるべきである。	
346	環境アセスメント逃れに対する脱法禁止規定を設けるべき。	
347	環境影響評価法において累積的影響の定義規定を設けると共に、累積的影響が環境アセスメントの対象であることを明記するべき。	
348	対象事業と関連して環境アセスメントを要する他の事業の範囲を拡大すると共に、相互に関連する複数の行為につき環境アセスメントに係る規定を環境影響評価法において整備するべき。	
349	複数の事業から発生する環境負荷が地域に与える影響について評価し、現状より負荷が悪化する事業は認めない、そもそも現状で環境基準を超えていいるような場合には環境基準をクリアすることを目的としてかつその達成が確実な事業しか認めない、などの原則を定め、総合評価を実施すべきである。	
350	ベスト追求型の評価を、基準クリア型評価に戻すべき。一般の人にもわかりやすい評価の方法となり、事業に対する理解が深まるほか、事業の進行や審査の効率化につながる。	基準クリア型評価では基準以上に環境保全上望ましい事業計画を作成しようとするインセンティブが働きにくい、画一的な基準が定めにくいものについて評価が困難といった問題があることを踏まえ法制定時にベスト追求型評価の視点を取り入れており、こういった経緯について十分留意する必要があると考えます。
351	資料収集に伴い、環境への重大な負荷が発生する恐れがある時には、そのような行為は禁止するべきである。	基本的事項では調査方法の選定について「可能な限り環境への影響の少ない調査の方法が選定されるものとすること」としており、この前提の下に事業者において適切な調査方法が選定されるべきであると考えます。
352	慎重な調査が求められる生物の調査について、関係機関、NGOも含めた協議の場を設けて、調査方法や期間等の詳細の合意を得て実施するようにすべきである。	
353	環境影響評価(アセス)の実施主体は、現行制度の当該事業者(事業者アセス)ではなく、第3者であるべき。	現行法では、事業を行おうとする者が自らの責任と負担で事業実施に伴う環境影響について配慮することが適當であること、事業者が事業計画を作成する段階で環境影響評価を一体として行うことにより、その結果を事業計画等に反映できるといった考えに基づき、事業者が環境影響評価を行うこととしています。
354	アセスの実施時期を明記し、より早い段階からのアセスを実施すべき。	報告書案でも記載しているとおり、法制定時の「事業計画において適切な環境配慮を行うためには、事業計画のより早い段階で、環境情報の収集が幅広く行われることが必要」という考え方に対して、現行法ではスコーピング手続を導入しています。
355	評価の基準・方法等の重要事項を定める基本的事項を環境省令とし、各主務官庁の定める環境アセスメントに係る命令・内規等は、環境省令である基本的事項に従う旨を環境影響評価法において明記するべき。	現行法においても、主務省令の制定・改廃に当たっては、環境大臣に協議して定めることが規定されています。
356	環境アセスメント基準の重要事項は環境影響評価法に明記するべき。	環境影響評価手続における各種の基準の明確化については、報告書案にも示されているように、ベスト追求型評価の視点との整合性について十分留意する必要があると考えます。
357	環境保全措置に係る評価基準を環境影響評価法において明記するべき。	
358	環境影響評価法において、環境アセスメントの公的審査につき基本的・実質的な審査基準を明記すると共に、審査手続につき法律規律を定めるべき。	
359	評価手続きの途中における事業内容の修正については、環境がよくなる方向への変更には一定の免除規定を設けてよいと思う。	現行法では環境影響評価手続の途中での事業内容の修正について、環境への影響が軽微と考えられる一定範囲内の修正については手続のやり直しを要さないこととしています。
360	事業者が自ら設定した目標のクリアでは不充分であり、事業が不適当ならやめさせることができるように法の中で明示してほしい。	現行環境影響評価法では、許認可等権者が行う許認可等の審査に際して、評価書の記載事項及び環境大臣の意見を勘案して述べられた許認可等権者の意見に基づいて環境保全への適正な配慮がなされているか否かについて審査を行い、免許等を付与することによる公益と環境保全に関する審査結果を総合的に判断し、免許等を拒否する処分又は必要な条件を付することができるとされています。環境省においても、引き続き、許認可等権者に対する環境大臣意見の形成に当たって法の趣旨を踏まえた厳正な審査の実施に努めていきたいと考えます。
361	どこかでこれ以上は被害を大きくしない、または被害をなくすという施策を決行すべきではないだろうか。	

	362	アメリカの環境ニューディール政策等、環境問題は今や世界の中心的な取組課題といえると思う。そのような中で、日本は、高い技術力を生かした環境問題への先進的な取組みをしていく絶好のチャンスを迎えていたといえ、アセスがそのような取組を支援していくような法整備ができていけばと思う。	現行制度を巡る課題については本報告書の中で様々な論点を整理しているところであり、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	363	環境影響評価とは、「人と自然（環境）が健全な関係を維持するために、人間社会が備える主体的な自己規制のしくみ」であり、その過程を公の場において押し進めることによって、社会的合意を築くことができるものと考える。その実現には、国際的な方向性や基準に照らし合わせた制度の改良がされるべきである。	
	364	現在の環境影響評価制度は形骸化されており、日本の貴重な生態系を守ることができない。本来の環境アセスを、実行させることのできる制度にするべきである。	
(今後の検討について)	365	施行10年目という節目を迎えての法改正にあたり、不要な制度改正は、今後の運用に混乱を生じる事も懸念されるため、まずは現行の環境影響評価制度において何が問題であったのかについて十分に調査・分析を実施したうえ、法改正の必要性について慎重な検討を実施すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	「1.はじめに」において記述しているように、環境影響評価制度の具体的な見直しの方向性については、今後更なる検討が必要とされるものですが、本報告書は、制度の施行状況やそこで浮かび上がる課題について分析整理を行い、検討すべき課題や論点を明らかにすること目的とするものです。ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	366	今後の見直しを実施するタイミングをどうするかについても、予め検討し、提言しておくべき。	
	367	環境省には、ひるむことなく環境アセス法を強化し推進されることを期待する。	
	368	引き続き制度化の具体的審議をする段には、事業所管官庁の代表も臨時委員などとして加えて発言させ、公開の場で議論された審議会の結論がそのまま政策になるようにすべきである。	
	369	法制度の見直し「も含め」ではなく、「期待する」ものであるではなく、見直す作業を進めるべきと明記すべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	370	環境影響評価法附則第7条の規定による現行法の「検討」のみに終わらせることなく、規定の真の意味を汲みとつて法改正の作業へさらに歩を進めてほしい。まずは、この件を中央環境審議会に諮ることを要請する。	
	371	法の制定・改廃は議論の中身を国民に充分周知して意見を聞くべき。	
(研究会の進め方等について)	372	環境影響評価制度総合研究会の検討員の構成について、環境コンサルタント団体の代表が入っているにもかかわらず環境NGO・NPOや市民が参加していないことは公平性に欠ける。今後の研究会の構成メンバーには、環境NGO・NPOや市民の参加を望む。	本研究会では、現場で実際に生じている問題について関係者から貴重なご意見をいただきました。
	373	研究会のメンバーには過去に現場に携わった人もメンバーに加えるべき。	

4. その他の意見

今回のパブリックコメントの対象外となります。意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

他の法制度等に関する意見(6件)

個別事案に関する意見(4件)

その他(5件)